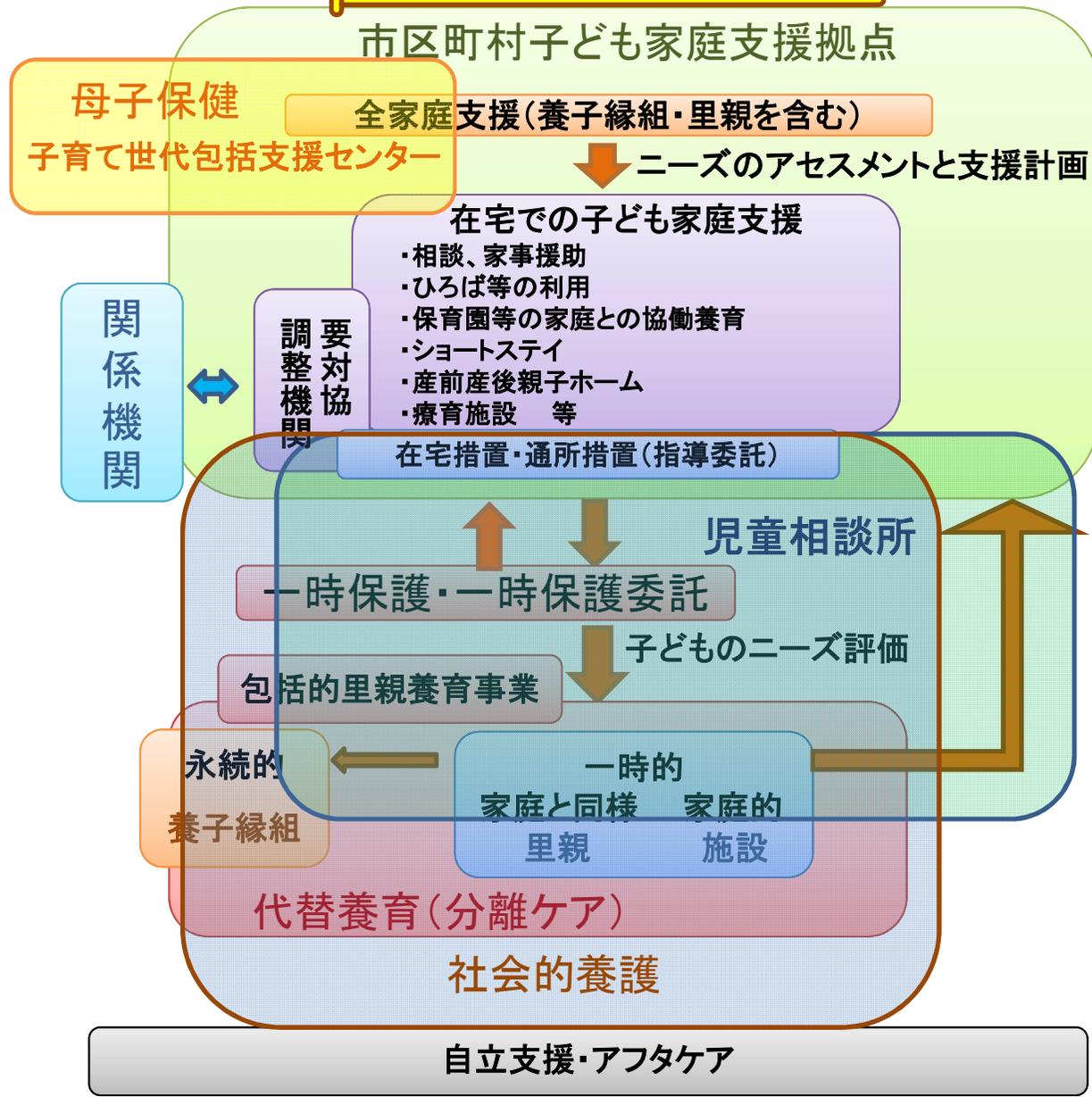


社会的養育全体の目標図



検討事項

- ・市区町村の基盤の強化方法
- ・支援拠点のあり方
- ・コミュニティーソーシャルワークのあり方(ニーズの把握と支援)
- ・在宅措置のあり方
- ・通所(治療的デイケア等)の場の開発
- ・妊娠期からの支援の構築(内密出産の制度の検討を含む)
- ・産前産後親子ホームの構築(社会的養護の一部の活用)
- ・児童家庭支援センターの役割
- ・親子分離中の家庭支援のあり方
- ・家庭復帰後の家庭支援のあり方

- ・継続性を担保するソーシャルワーク
- ・一時保護の機能の提示
- ・権利を保障した一時保護の場の要件
- ・「家庭と同様の養育環境」「できるだけ良好な養育環境」「その要件」の整理
- ・アドボケート制度の構築
- ・包括的里親養育事業ガイドライン提示
- ・第三者評価基準の見直し、里親評価
- ・施設の機能およびあり方の総合的検討
- ・人材育成方法の提言
- ・継続的養育を意識したケアのあり方提言
- ・家庭復帰支援のあり方

- ・地域子ども家庭支援での自立支援のあり方
- ・社会的養護の自立支援・アフタケアガイドライン提示
- ・継続的支援の制度構築を提言

社会的養育の目標図を達成するためのプロセスを提言

平成29年2月24日「第10回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料4から変更なし

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 成果として提示すべき事項（案）

～「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて～

奥山 眞紀子

「社会的養護の課題と将来像」は、2011年6月施設の人員に関する児童福祉施設最低基準の見直しが行われたことを受けて、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会委員の中で、里親および各施設種別の代表者と当事者団体の代表者で「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を立ち上げて検討され、作成された。

その際、2009年12月に国連総会にて採択決議された「児童の代替的養護に関する指針」に関しては、その精神や内容が十分に議論されないまま、それまでの委員会で議論されてきた「家庭的」養護と国連指針の「家庭」養護（family-based care）および「家庭的」養護（family-like care）の整合性を表層的に示したのみであった。

その結果、多くの問題点が生じている。その一部を以下に挙げる。

- 1) 社会的養護が「家庭で養育できない子どもの養育」という狭い観点で語られており、全ての子どもの養育に関する社会（国連指針では国）の責任という観点が不明確である。
- 2) 国連指針で述べられている子どもが家庭で育つ権利に関しての原則が不明確である。
- 3) 「社会的養護の将来像」としながらも、既存のシステムの側から見ており、子どもを中心として、在宅を含めた社会的養護のあるべき将来像全体を提示していない。
- 5) 養育の永続性に関する議論が希薄で、養子縁組に関する記載がほとんどない。
- 6) 小規模化・地域化は児童養護施設のみに適応され、他の施設に適応されていない。
- 7) 国連指針が排除を求める大型や大舎施設が残る形での方向性の提示となっている。
- 8) ファミリーホームをすべて里親として「家庭」（family-based care）とした一方で、その理念とは乖離する危険のある制度が構築されているが、それに関する言及がない。
- 9) 社会的養護にとって最も重要な児童相談所が行うソーシャルワークに関しては全く議論されていない。
- 10) 地域の子ども家庭に対する養育支援に関しては、社会的養護が支援するという立場でのみ語られ、地域での養育支援は議論されていない。
- 11) 社会的養育のあるべき全体像とそこに至るプロセスが提示されていない。

本検討会では、今回の児童福祉法の改正に基づき、子どもが家庭で育つ権利を基本にしつつ、社会がその養育の一端を担うことが不可欠なことを踏まえ、分離ケアとしての社会的養護のみの観点からではなく、全ての家庭を対象にした社会的養育という観点でその在り方と実現の方向性を提示することとした。なお、その際に最も重要としたのは子どもからの視点である。

以下は、本検討会で最終的に提示すべき項目案である。

1. 法改正とその実装に関する評価
2. 社会的養育全体像とその達成プロセスへの提言
 - 1) 子どもを中心として、「継続性」「永続性」を考えた社会的養育全体の図を作成する(図1)
 - 2) それぞれのケアの在り方およびケアの形態が変化するときの移行期のケアの在り方を提言
 - 3) その実現へのプロセスを提言する
3. 社会的養育の基準(物理的基準からのケアの質の基準へ)
 - 1) 代替養育(分離ケア)・一時保護所に関する基準
 - (1) 最低基準項目の改定案の提示
 - (2) 第三者評価基準及び評価の在り方に関する提言
 - 2) 保育園等の協働養育についての養育の質の基準に対する提言
 - 3) 家庭養育に関しての支援とその基準
 - 4) 子どもの声を聞く、アドボケート制度の構築
4. 家庭への支援(市町村WGの成果を検討して提言)
 - 1) 子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスのあり方
 - 2) 子ども家庭支援拠点のあり方に関する検討
 - 3) 通所措置(治療的デイケア)に向けての提言
 - 3) 児童家庭支援センターの改革(再定義?)の提言
 - 4) 特定妊婦のケアの在り方への提言(含:内密出産制度)
5. 児童相談所に関する改革(人材育成WGの成果を検討して提言)
 - 1) 永続的家庭という育ちの場の保障を見据えたソーシャルワークへの提言
 - 2) それを可能にする人材育成、専門性の向上、資格化の可能性への提言
 - 3) 機能分化や通告窓口の一本化を含めた児童相談所の役割のあり方に関する提言
 - 4) 政令市・中核市・特別区の児童相談所の在り方への提言
 - 5) 子どもの権利保障のための児童福祉審議会の児童相談所の対応に関する審査
6. 社会的養護(インケア)
 - 1) 代替的養育(分離ケア)
 - (1) 改正児童福祉法第3条の2の定義

「家庭と同様の養育環境」「それが適当でない場合」「できるだけ良好な家庭的環境」

- (2) それに基づく社会的養護の在り方への提言
 - (3) 子どもの意見表明権の保障、アドボケート制度の構築
 - (4) 包括的里親養育事業 (fostering agency) のガイドライン
 - (5) 里親制度：里親名称変更の提言・職業里親に関する検討・母子里親 等
 - (6) 「継続性」「永続性」を担保するソーシャルワークへの提言
 - (7) 産前産後母子ホームのあり方の提言
 - (9) 養子縁組制度に対する提言（養子縁組後支援を含む）
 - (10) 分離ケアを担う人材の研修方法に関する提言
- 2) 在宅での養育ケア
- (1) 在宅でのインケアとは
 - (2) 27条1項2号の措置とその委託（在宅措置）
 - (3) 通所措置
- 3) 全体として
- (1) 社会的養育全体像に基づく施設の在り方の提言
 - (2) アドミッションケア、インケア、リービングケアに関する提言

7. 一時保護（委託を含む）

- 1) 一時保護を行う場に関する提言
一時保護所も代替的養育の指針にのっとり
- 2) 一時保護時の養育及びケアに対する提言（ケアの変更時の支援を含む）

8. アフター・ケア

自立保障の在り方に関する提言とアフタケア・ガイドラインの作成

- 1) 自律・自立のための養育のあり方に関する提言
- 2) 継続的支援の保証
- 3) そのマネジメントを行う機関のありかた
- 4) 地域生活支援
- 5) 実家機能

平成28年9月16日「第2回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料3から変更なし

新たな社会的養育の在り方に関する検討会の進め方と議論のポイント（未定稿）

1. 新たな子ども家庭福祉実現への進捗状況の把握と全体の俯瞰

ロードマップの提示とその進捗状況の把握

- ① 法改正事項それぞれの実現へのロードマップの作製
 - ⇒叩き台作成を事務局に依頼
 - ⇒それを議論して、必要に応じて修正
- ② それに基づき、毎回の検討会時点での進捗状況を確認
- ③ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で議論されたが、積み残されている課題を含めて全体を俯瞰する

2. 新たな社会的養育の在り方を明確化し、その実現を図る

1) 社会的養育の基準の明確化

物理的基準から養育の質の基準へ
子どもの権利を基礎とした基準へ

2) 社会的養育の構造

(1)家庭支援

改正児童福祉法第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

議論すべき事項

- ① 家庭への養育支援のあり方
 - 子どものための支援であることが基本
 - 要支援家庭のアセスメント
 - 支援の在り方
 - 在宅措置の在り方
 - 社会的養護との連続性
 - 児童家庭支援センターや民間支援機関の在り方
- ② 保育園等の補完的養育
 - 保育園での養育の質の向上に向けて
- ③ ショートステイ等の短期的ケア
 - ショートステイの機能の明確化や利用形態のあり方
 - 全体の支援計画の中の組み込み方

(2)社会的養護

改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

議論すべき事項

- ① 「家庭環境と同様の養育環境」の明確化
 - 養子縁組、里親、里親ファミリーホーム
 - 里親類型の見直しや新設
- ② 包括的な里親養育事業（fostering agency）の在り方
- ③ 社会的養護としての位置づけによる「里親」の名称変更
- ④ 「家庭及び当該養育環境で養育することが適当でない場合」の条件を明確化
- ⑤ 「できる限り良好な家庭環境」の条件を明確化
- ⑥ 社会的養護における「継続性」（continuity）と永続性（permanency）の担保のあり方
 - ・「継続性」を重視したソーシャルワークの在り方
 - ・子どもの立場に立った継続性・永続性とその計画（permanency planning）
 - ・子どもへの説明、意見聴取、同意
 - ・子どもにとって必要不可欠な措置変更の条件の明確化とそれ以外の措置変更の防止
 - ・養育者との関係性の継続の重視
 - ・養育者の頻繁な変更の回避と不可欠な養育者変更時の子どもへのケア
 - ・個の記録の確保
 - ・ゲートキーパー的な役割を果たす部署や人材
- ⑦ 措置時、措置解除時等における移行期のケアのあり方
- ⑧ それらの原則を守れる社会的養護体系の在り方
 - ・施設養護の専門性
 - ・施設類型の見直し ・施設養護の人員の配置基準
 - ・専門性による体系の再編成
 - ・ケアの個別化の必要性
- ⑨ 社会的養護提供時の家庭支援
- ⑩ その他必要な事項

(3) 一時保護

- ①法改正によって明確になった機能の在り方
- ②一時保護での養育基準の提示、「一時保護所」の在り方、一時保護委託の在り方
(物理的基準のみならず、養育の質の基準の明確化)
- ③第三者評価の在り方

3) 自律・自立保障

議論すべき事項

(1) 継続的支援の保障 (対象年齢以上のものを含む)

- ① 措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- ② 自治体におけるケア・リーバー支援の担当部署の設置と専門職配置
- ③ 措置解除後の支援のあり方を含む自立支援計画の策定
- ④ 措置解除時の関係機関合同会議と支援計画の確認
- ⑤ 支援計画の実行における自治体と施設・里親の役割分担と連携
- ⑥ 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保のあり方
- ⑦ 施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置
- ⑧ 自立援助ホームの成人後の利用の条件の再検討
- ⑨ 当事者の参画のあり方

(2) 自律・自立のための養育のあり方と進路保障

- ① 自律・自立の基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ② 生活管理能力と「支援を求める力」の形成
- ③ 原家族との関係の整理と再構築のあり方
- ④ 親密圏での暴力(性暴力を含む)と加害・被害の回避に関する知識・態度の醸成
- ⑤ 高卒後の進学・修学機会の保障と経済的支援
- ⑥ 職業意識の形成、就労機会の確保
- ⑦ 社会保障、労働法規等、市民的権利の知識と活用能力の形成
- ⑧ ステップハウス等の整備と活用

(3) 地域生活の支援のあり方

- ① 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保(再掲)
- ② 社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援
- ③ 地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ④ 金銭管理の支援と債務問題の回避
- ⑤ 暴力被害(性暴力を含む)時の早期介入と対応のあり方
- ⑥ 法的支援の保障と弁護士費用等の確保

- ⑦ 職場定着の促進と離職時の生活支援
- ⑧ 家族形成、妊娠と出産（本人・パートナー）時の支援と他制度へのつなぎ
- ⑨ 当事者団体の形成の促進と活動の支援

3. 「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて

- ・ 全ての子ども家庭（ポピュレーション）から社会的養護までを視野に入れた社会的養育の検討が必要
- ・ サービス提供側の視点からの「社会的養護の課題と将来像」から子ども側の視点からの「新たな社会的養育の構築」へ
- ・ 子どものニーズに沿った計画
- ・ 子どもを中心とした「新たな子ども家庭ソーシャルワーク」の確立

児童相談所一時保護所の現状と課題

花園大学 和田一郎

1. 一時保護所の現状

- ・ 都市部と地方では、在所児童数、業務量の差が大きい。
- ・ 児童指導員、保育士、学習指導員、心理職員、当直職員など、一時保護所の業務にあたる職員の非常勤の割合が高い。
- ・ 情緒行動面に課題を抱える児童の入所が多くなっている。
- ・ 県単独費用などにより、退所支度費がでる自治体など、細かな部分でサービスに差が見られている。
- ・ 一時保護の対象となる児童の多い自治体においては、一時保護所の短期治療的な機能が果たせなくなっている。

2. 一時保護所の課題

(1) ニーズに見合った質と量の確保がなされていない。

(例) 夜間当番(一時保護所職員が通告等を受理する)、年長児童の入所、児童養護施設基準を準用した組織体制

- ・ ケアの質を保証する前提となる、予算・人事体制・研修体制がまちまちで、最低限度としての共通した研修内容が構築されていない。
- ・ ケアワーカーに求められる具体的知識技能の明示。(児童福祉司は研修内容が非常こと細かく提示されている。なぜ一時保護所のケアワーカーには、そのようなフォーマットがないのか?)
- ・ SV体制が不十分である。まったく専門知識や実践経験のない一時保護所の部門の長が配置されることもある。交代制勤務であることから、相談部門以上にチームアプローチの重要性が増し、SVの重要性は高い。SVの研修も少ない。
- ・ ソーシャルアドミニストレーションを理解実践できる管理職が少ない。現状では児童相談所長は施設管理運営の研修がされていない。
- ・ 国が、個別対応職員の規定をしたことから、逆に個別対応が懲罰的・謹慎的に活用されており、国が想定したと思われる使われ方でない使われ方をしている一時保護所もあり、権利擁護上、問題が残る。
- ・ 一時保護所独自の職員配置の最低基準。児童養護施設最低基準の職員数+特別支援学級の教員数が最低ラインと考えられる。さらに、時間帯ごとの職員数の確保も標準化する必要がある。

(2) 混合処遇の問題

- ・ 運営指針や虐待対応の手引きなどが「混合処遇の不適切さ」を指摘してきたが、混合処遇が不適切なのではなく、個に応じた真の意味の個別対応ができない建物構造や職員体制、職員の専門性の欠如とともに、大規模一時保護所が存在するところが大きな問題である。

- ・ 混合処遇を非行児や被虐待児が一緒という意味合いで使われてきているが、問題は「社会から守られるべき環境の子ども」(社会との交流が管理されている)と「社会に開かれた中ですごさせるべき子ども」が一緒に生活をしているという視点が必要である。

3. 今後の一時保護所の在り方について

- (1) 抽象的表現でない具体的表現としての強化プランの提示により、一時保護所の改善の像を明らかにする必要がある。
(例) 児童相談所運営指針(一時保護所部分)の見直し、教育を受ける権利の保障(学習指導員の正規化)、学習・保育内容の見直し、質の客観性・処遇の標準化・向上を図るために第三者制度を設ける、行動観察の視点・書式の改良、客観的・科学的なアセスメントツールの開発。
- (2) 個々の児童の状況に応じた支援を可能にするためにも、専門性の高い職員の養成、正規専門職の増員、一時保護所自体の環境改善が求められる。また、一時保護の対象となる児童が増加している自治体においては、緊急一時保護ユニットや1児童相談所1一時保護所の開設(必要により、1児童相談所2以上の一時保護所も検討)、一時保護委託の推進など、量的な拡充も求められる。
- (3) 一時保護所に入所する児童の特性に合わせた設備及び運営に関する新たな基準づくり。様々な背景、個別の事情に配慮した保護が可能となるように一時保護所の量的な拡充と個別的、治療的なケアが可能な人員の増加が求められる。
- (4) 児童相談所の専門性が問われる部門であることの確認と徹底(政策側、管理者側に「短期間だけ過ごす施設なのだから」という意識がなかったか)。
- (5) 社会診断、心理診断、行動診断それぞれが影響しあい、真の総合診断に基づくソーシャルワークが行われるためには、この3部門の日常的な連携(情報交換、各部門の診断の再点検、その後のソーシャルワークの方向性や適切性担保のための役割分担など)が必須。1児童相談所・1一時保護所体制。・小規模化、家庭的養護化・3部門の長の同一職階化。
- (6) 建物に関しては、機能別かよりも多目的空間化と、生活者としての子どもとその支援者としてのケアワーカーの視点と生活導線を考えた各室の配置(多くの一時保護所が学校のように、一直線の廊下の両側に、機能別の部屋をただ順番に配置したところが多い)
- (7) 優れた実践をしているところは、児童心理治療施設や児童自立支援施設の待機のために、さまざまな工夫をして急性期の治療的かわりを成し遂げおり、事実上の治療施設として機能している現実がある。こうした実践は、24時間同一の職員集団によるケアの効果である。児童養護施設への委託一時保護は、ここが最大の課題になると考えられる。
- (8) 交代制の勤務であり、研修がしにくい環境であるが、職員のスキルを向上させるためにも、児相研修に多い従来型の知識詰め込み研修ではなく、実践を伴った研修を多く取り入れることが望ましい。

※本資料の作成には、群馬医療福祉大学茂木健司先生(全国児童相談所一時保護所研究会)、会津大学短期大学部鈴木勲先生のご協力の上、作成をした。

第13回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

参考資料 1

平成29年4月28日

〔 平成29年4月21日「第12回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」参考資料から変更なし 〕

一時保護の現状について

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に136か所(平成28年4月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
29年度予算額：児童入所施設措置費等122,715,602千円の内数 〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

5 対応件数(一時保護所内保護件数)

(平成27年度件数)

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
23,276	17,554 (11,607)	90	3,536	1,870	226

【出典：福祉行政報告例】

一時保護所の設備及び職員配置基準

1 根拠

児童福祉法施行規則第35条 「児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準(昭和23年省令)の規定を準用」

2 設備の基準

(1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室、便所を必置とする

(2) 居室に関する条件

1居室定員	児童 ひとりあたり面積	乳幼児のみ 1居室定員	乳幼児のみ ひとりあたり面積	その他
4人以下	4.95㎡以上	6人以下	3.3㎡以上	年齢等に応じ男女の居室を別にする

(3) その他の設備条件

- ・便所 男子と女子を別(少数の児童を対象とする場合を除く)
- ・医務室及び静養室 児童30人以上の場合必置
- ・職業指導に必要な設備 児童の年齢、適性等に応じて設置

3 職員配置

(1) 必置とする職員

- ・児童指導員、嘱託医、保育士
- ・心理療法担当職員(※児童養護施設は心理療法を要する子ども又は保護者10人以上の場合に配置)
- ・個別対応職員(児童定員10人以下の場合は置かなくても可)(※児童養護施設は定員にかかわらず必置)
- ・栄養士(児童定員40人以下の場合は置かなくても可)
- ・調理員(調理全部委託の場合は置かなくても可)
- ・看護師(乳児が入所する場合は必置)
- ・職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合に必置)

(2) 職員配置基準

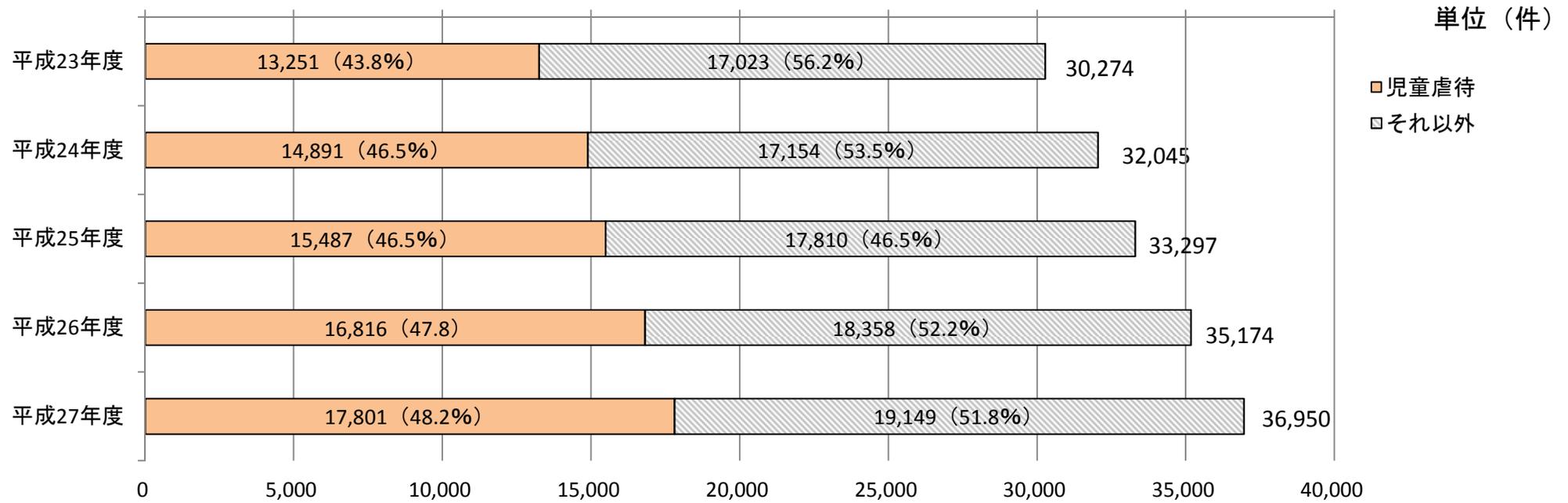
児童指導員及び 保育士の総数	2歳未満幼児 1.6人につき 1人以上	2歳以上3歳未満幼 児2人につき 1人以上	3歳以上 幼児4人につき 1人以上	小学校始期以降児 童5.5人につき 1人以上	児童45人以上 入所の場合 更に1人以上
看護師	乳児1.6人につき1人以上(乳児入所の場合必置)				

児童相談所及び一時保護所の設置状況

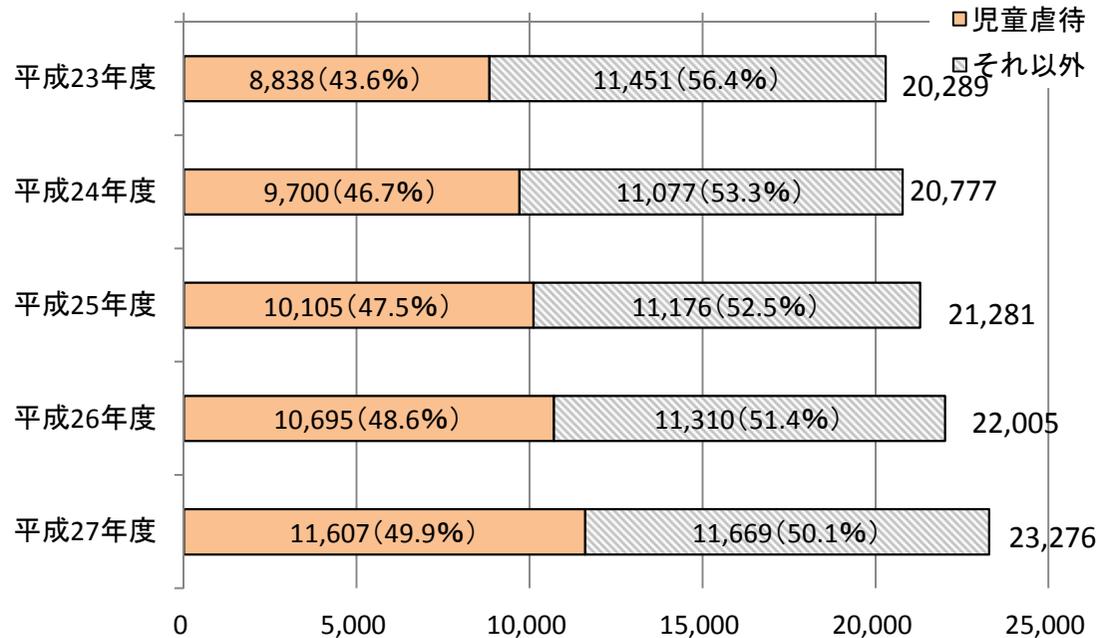
都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	28年度 (H28.4.1現在)	
	児童相談所	一時保護所
北海道	8	8
青森県	6	1
岩手県	3	3
宮城県	3	1
秋田県	3	1
山形県	2	2
福島県	4	4
茨城県	3	1
栃木県	3	1
群馬県	3	1
埼玉県	6	4
千葉県	6	6
東京都	11	7
神奈川県	5	3
新潟県	5	3
富山県	2	2
石川県	2	2
福井県	2	2
山梨県	2	2
長野県	5	2
岐阜県	5	2
静岡県	5	2
愛知県	10	2
三重県	5	2
滋賀県	3	2
京都府	3	3
大阪府	6	2
兵庫県	5	1
奈良県	2	1
和歌山県	2	1
鳥取県	3	3
島根県	4	4
岡山県	3	2
広島県	3	2
山口県	6	1

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	28年度 (H28.4.1現在)	
	児童相談所	一時保護所
徳島県	3	1
香川県	2	1
愛媛県	3	3
高知県	2	1
福岡県	6	4
佐賀県	1	1
長崎県	2	2
熊本県	2	1
大分県	2	1
宮崎県	3	3
鹿児島県	3	2
沖縄県	2	2
札幌市	1	1
仙台市	1	1
さいたま市	1	1
千葉市	1	1
横浜市	4	4
川崎市	3	2
相模原市	1	1
新潟市	1	1
静岡市	1	1
浜松市	1	1
名古屋市	2	2
京都市	2	1
大阪市	1	2
堺市	1	1
神戸市	1	1
岡山市	1	1
広島市	1	1
北九州市	1	1
福岡市	1	1
熊本市	1	1
横須賀市	1	1
金沢市	1	1
合計	209	136

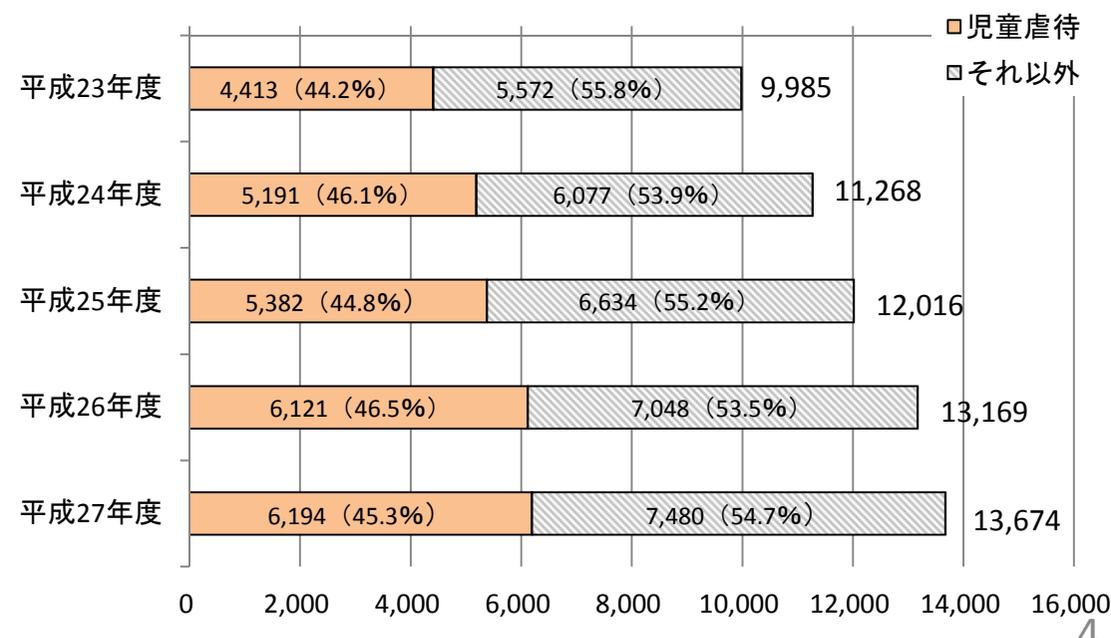
一時保護の状況



一時保護所への一時保護



児童福祉施設等への一時保護委託

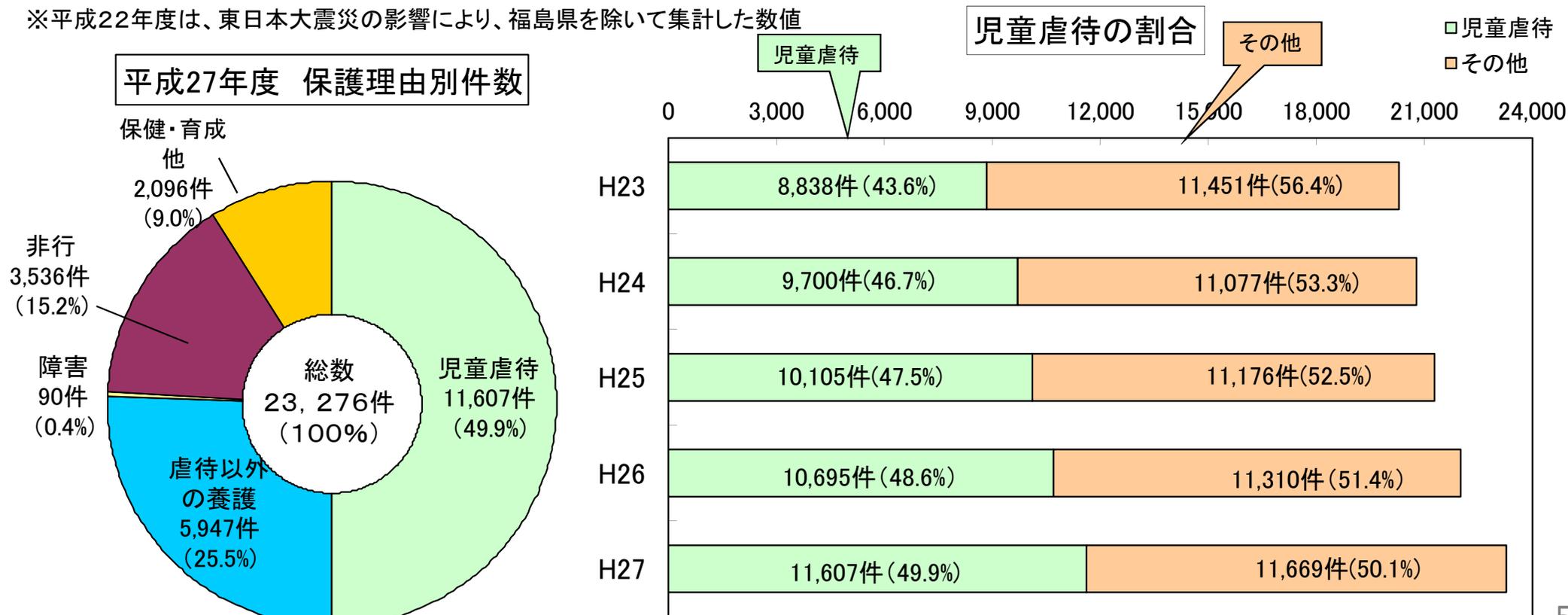


児童相談所での所内一時保護の状況

○ 平成27年度の一時保護所内の一時保護件数は23,276件であり、保護理由については、「児童虐待」が49.9%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が25.5%となっている。

	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総数
平成23年度	8,838(43.6%)	6,231(30.7%)	276(1.4%)	3,175(15.6%)	1,769(8.7%)	20,289(100.0%)
平成24年度	9,700(46.7%)	5,825(28.0%)	197(1.0%)	3,092(14.9%)	1,963(9.4%)	20,777(100.0%)
平成25年度	10,105(47.5%)	5,934(27.9%)	104(0.5%)	3,167(14.9%)	1,971(9.3%)	21,281(100.0%)
平成26年度	10,695(48.6%)	5,918(26.9%)	118(0.5%)	3,199(14.5%)	2,075(9.4%)	22,005(100.0%)
平成27年度	11,607(49.9%)	5,947(25.5%)	90(0.4%)	3,536(15.2%)	2,096(9.0%)	23,276(100.0%)

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



【出典：福祉行政報告例】

児童虐待による一時保護委託の状況

○ 平成27年度の児童虐待が理由の一時保護件数は17,801件であり、そのうち一時保護委託件数は6,194件で、児童虐待を理由とする一時保護総数の約35%を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で3,632件と約6割を占めている。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一時保護所内	8,838 [66.7%]	9,700 [65.1%]	10,105 [65.2%]	10,695 [63.6%]	11,607 [65.2%]
一時保護委託	4,413 [33.3%]	5,191 [34.9%]	5,382 [34.8%]	6,121 [36.4%]	6,194 [34.8%]
児童養護施設	1,935(43.8%)	2,279(43.9%)	2,229(41.4%)	2,539(41.5%)	2,523(40.7%)
乳児院	810(18.4%)	1,050(20.2%)	903(16.8%)	1,090(17.8%)	1,109(17.9%)
児童自立支援施設	43(1.0%)	64(1.2%)	61(1.1%)	74(1.2%)	69(1.1%)
情緒障害児短期治療施設	56(1.3%)	62(1.2%)	58(1.1%)	66(1.1%)	58(0.9%)
障害児関係施設	267(6.1%)	310(6.0%)	371(6.9%)	406(6.6%)	452(7.3%)
その他社会福祉施設	114(2.6%)	150(2.9%)	123(2.3%)	132(2.2%)	129(2.1%)
警察等	189(4.3%)	192(3.7%)	282(5.2%)	226(3.7%)	399(6.4%)
里親	532(12.1%)	583(11.2%)	662(12.3%)	941(15.4%)	783(12.6%)
その他	467(10.6%)	501(9.7%)	693(12.9%)	647(10.6%)	672(10.8%)
一時保護総数	13,251	14,891	15,487	16,816	17,801

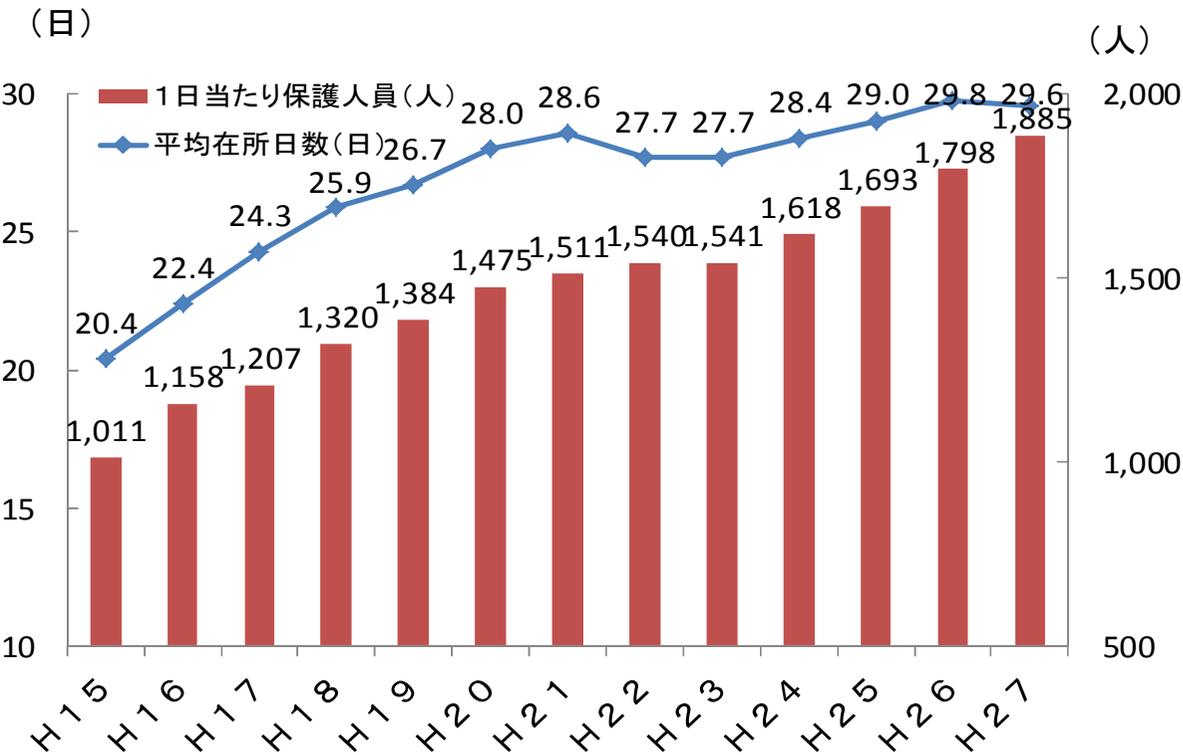
* []は、一時保護総数に占める割合。()は、一時保護委託に占める割合。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

一時保護所の現状

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

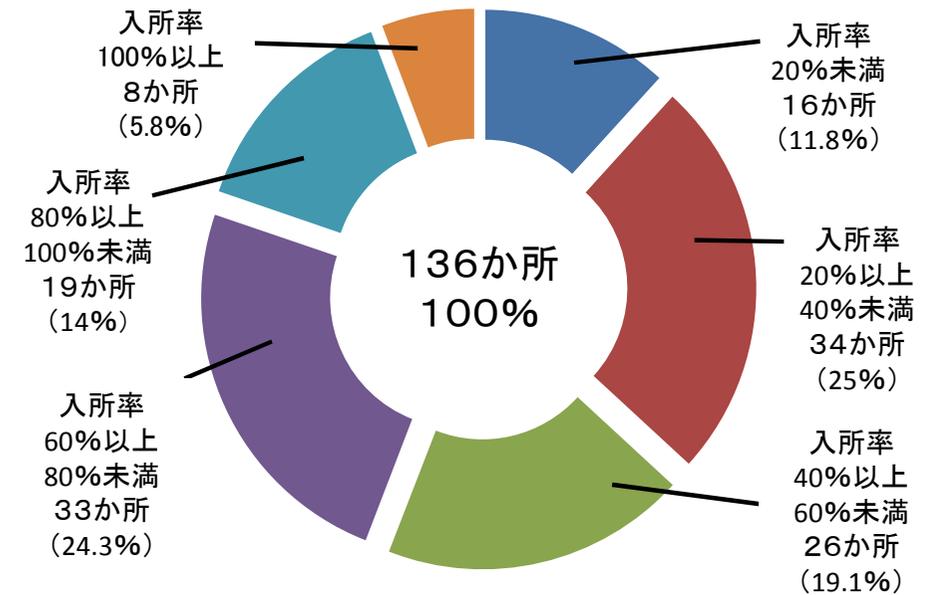


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典：福祉行政報告例】

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々

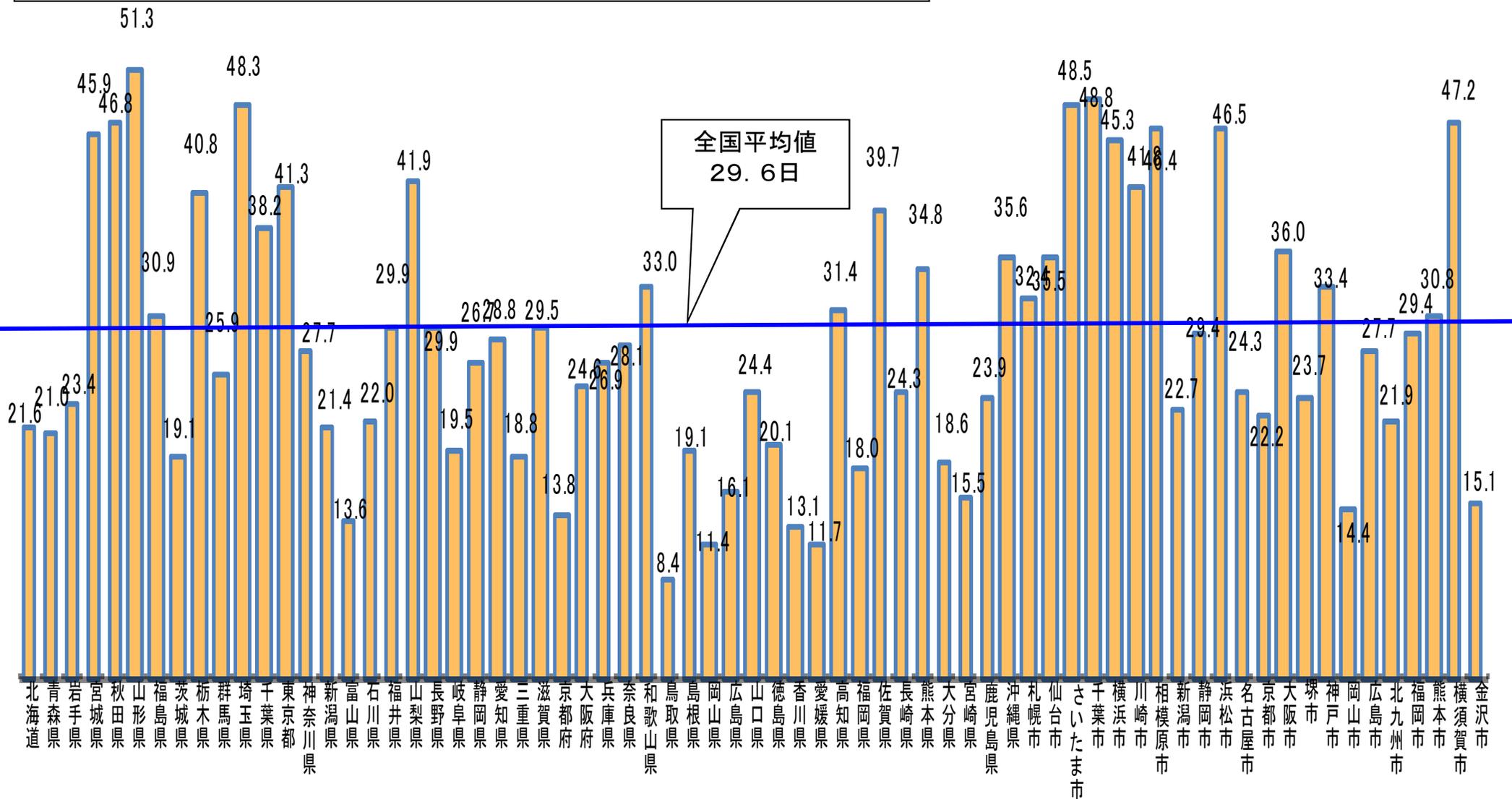


※H27.1~12の間の一時保護所(136カ所)の平均入所率

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

都道府県等別一時保護所での平均在所日数

- 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
- 全国平均値 : 29.6日 (前年度平均値 : 29.8日)
- (参考) 一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】 福祉行政報告例[平成27年度]

一時保護所における個別対応のための環境改善

【趣旨】

- 個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善については、平成27年3月20日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、前計画である「子ども・子育てビジョン」に引き続き、平成31年までに、全都道府県・指定都市・児童相談所設置市での実施を目指すこととされている。

【現状1】

- 個別対応のための環境改善が図られている一時保護所の数：97か所（71.3%）

※一時保護所数：136か所
（平成28年4月1日現在）

自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定	自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定
北海道	2	6	0	岐阜県	1	1	1
青森県	1	0	0	静岡県	1	1	1
岩手県	0	3	0	愛知県	0	2	0
宮城県	1	0	0	三重県	2	0	0
秋田県	0	1	0	滋賀県	0	2	1
山形県	2	0	0	京都府	3	0	0
福島県	1	3	1	大阪府	2	0	0
茨城県	1	0	0	兵庫県	1	0	0
栃木県	1	0	0	奈良県	1	0	0
群馬県	1	0	0	和歌山県	1	0	0
埼玉県	1	3	0	鳥取県	2	1	0
千葉県	6	0	0	島根県	3	1	0
東京都	7	0	0	岡山県	2	0	0
神奈川県	3	0	0	広島県	0	2	0
新潟県	1	2	0	山口県	1	0	0
富山県	1	1	0	徳島県	1	0	0
石川県	2	0	0	香川県	1	0	0
福井県	0	2	0	愛媛県	3	0	0
山梨県	1	1	0	高知県	1	0	0
長野県	1	1	1	福岡県	4	0	0

【現状2】

自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定	自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定
佐賀県	1	0	1	静岡市	1	0	0
長崎県	1	1	0	浜松市	1	0	0
熊本県	1	0	1	名古屋市	2	0	0
大分県	1	0	0	京都市	1	0	0
宮崎県	1	2	1	大阪市	0	2	0
鹿児島県	1	1	0	堺市	1	0	0
沖縄県	2	0	0	神戸市	1	0	0
札幌市	1	0	0	岡山市	1	0	0
仙台市	1	0	0	広島市	1	0	0
さいたま市	1	0	0	北九州市	1	0	0
千葉市	1	0	0	福岡市	1	0	0
横浜市	4	0	0	熊本市	1	0	0
川崎市	2	0	0	横須賀市	1	0	0
相模原市	1	0	0	金沢市	1	0	0
新潟市	1	0	0	合計	97	39	8

※「図られている」場合の内容は以下のとおり。

- ① 行動様式が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保
- ② 夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置
- ③ 子どもの年齢や性別に応じた処遇が可能となる居室の整備
- ④ 個別指導等に使用できる個室の整備や、ユニット化などによる生活空間の小規模化（発達障害児や非行児童等について、子ども自身の情緒等の安定を図るため又は他の児童からの刺激の軽減や他の児童に対する影響等への配慮が必要な場合）
- ⑤ 子どもの状況に合わせて居室を提供（グループ分け）できるよう、居室を小規模化
- ⑥ 行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう自治体内の他の一時保護所と入所児童の受入れについての役割分担の実施
- ⑦ 配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に一時保護委託できるよう、施設等と取り決めの実施
- ⑧ その他（例：臨時職員の配置、必要に応じた面接の実施 等）

一時保護された子どもの処遇向上に関する予算について (平成28年度補正予算・平成29年度予算)

虐待を受けた子ども等の一時保護は、「児童相談所が一時保護所で実施する場合」と、「児童養護施設等に委託して実施する場合」があり、それぞれにおいて、以下のとおり子どもの処遇向上を図る。

1. 児童相談所の一時的保護所における処遇の向上

- ◆ **個別対応の推進や混合処遇の解消を図るための整備** <28年度補正予算・次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数>
児童相談所の一時的保護所において、年齢、性別、入所事由(虐待、非行等)、その他個々の児童の特性に配慮した処遇を図るため、①個別対応や混合処遇解消のための居室の小規模化や施設の模様替等、②入所児童の処遇環境の向上を図るための浴室、食堂等の改修工事等の整備を行う。
 - ・ 補助率: 定額(2/3相当) ← 通常1/2相当のところを引き上げ
- ◆ **一時保護所におけるきめ細かいケアの推進(一時保護機能強化事業)** <29年度予算・児童虐待・DV対策等総合支援事業154億円の内数>
子どもの日常生活に寄り添って丁寧かつ専門的なケアを行う心理担当職員等を配置する。
 - ・ 1児童相談所当たり:(1人配置につき) @1,635千円(年額)
 - ・ 補助率: 1/2
- ◆ **一時保護所における第三者評価の受審費用の創設** <29年度予算・児童入所措置費等1,227億円の内数>
一時保護所において、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する費用を創設する。
 - ・ 1児童相談所当たり: @308千円(年額)
 - ・ 補助率: 1/2

2. 一時保護委託先となる児童養護施設等における処遇の向上

- ◆ **一時保護児童の受入機能強化のための整備** <28年度補正予算・次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数>
委託一時保護された子どもが、落ち着いた環境の下で、きめ細かいケアを受けることができるよう、4人~6人の一時保護児童の受入のための小規模グループケア設備の整備を行う。
 - ・ 補助率: 定額(2/3相当) ← 通常1/2相当のところを引き上げ
 - ・ 対象施設: 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設
- ◆ **児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実** <29年度予算・児童入所施設措置費等1,227億円の内数>
一時保護児童の受入機能強化のための整備(上記)を行った施設に対して、受入経費を加算(※対象施設は都道府県等が指定)
 - ・ 1施設当たり加算額: @17,800千円程度(年額) → 専任職員2名+非常勤職員を配置
 - ・ 補助率: 1/2
- ◆ **里親への一時保護委託手当の改善** <29年度予算・児童入所施設措置費等1,227億円の内数>
家庭養護を行う里親への一時保護委託を推進するため、平成28年度から委託した際の手当をこれまでの日額2,360円から4,040円に改善

第三者評価に関する資料

平成29年度における一時保護所の第三者評価について（案）

【趣旨等】

- 一時保護所は、虐待や非行などの理由により、一時的に保護した子どもに対し、安全で安心できる生活の場を確保すると共に、子どもの心身の状況や置かれている環境を把握する施設であり、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、一時保護所の運営等に対して自己評価及び外部評価を行うことが重要である。
- このため、一時保護所における第三者評価受審について、平成29年度より、第三者評価受審費加算費の支弁対象とした。

【平成29年度における第三者評価の実施方法等】

（評価者）

- 都道府県等において評価委員を選定し、都道府県等が定めた第三者評価基準等により実施する。評価委員の選定に代えて、評価を適切に実施できる者又は団体において実施することも可能。
- 評価委員については、学識経験者、弁護士、医師、主任児童委員、学校長等、子どもの虐待や権利擁護に知見を有する者を選任する。

（評価基準）

- 第三者評価基準等については、平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所一時保護所の更なる質の向上のための調査研究事業」報告書で示された評価項目の例示を基本に、地域の実情等も踏まえ、定める。

（評価結果）

- 結果については、原則として公表するものとする。ただし、一時保護所の匿名性等を考慮し、結果の一部を公表しないことも可能。

（報告）

- 都道府県等は、一時保護所が第三者評価を受審した後、速やかに厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課まで報告を行う。

（経費）

- 一時保護所の第三者評価受審について、「3年に1回、308千円を上限」（※）に措置費に算定。
※社会的養護関係施設と同水準

社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

○社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。

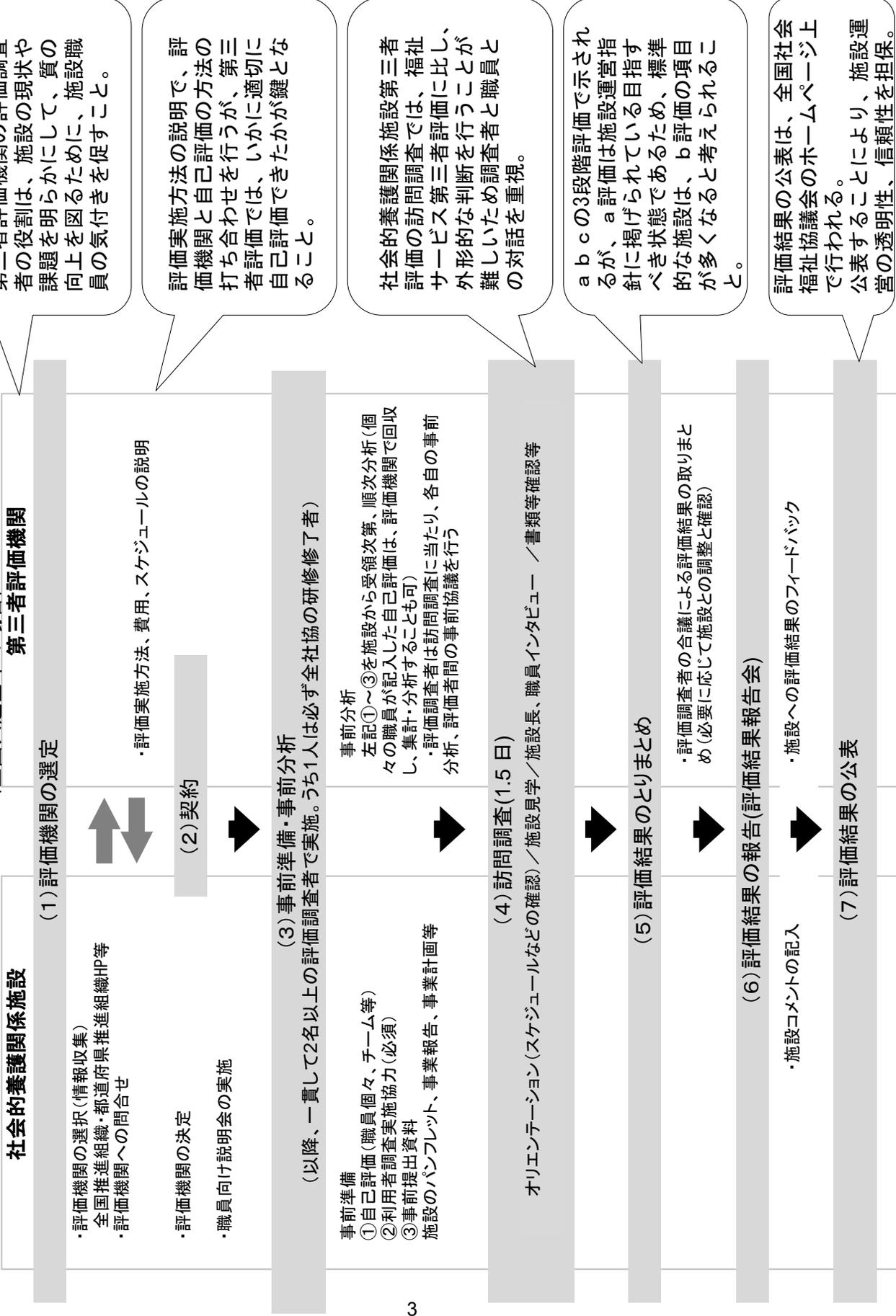
○受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成26年4月通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成27年2月通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3か年度に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3か年度で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない。

※「全国推進組織」は、全国社会福祉協議会

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-001-02	評価調査者 ※	22(5)名
北海道	サード・アイ合同会社 ホームページ http://thirdeve.webcrow.jp 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒063-0825 北海道札幌市西区発寒5条2-3-8-201 ●連絡先:011-299-2931				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…6件 ●乳児院…0件 ●情緒障害児短期治療施設…0件 ●児童自立支援施設…0件 ●母子生活支援施設…4件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…0件 【合計】10件				
北海道	NPO法人北海道児童福祉施設サービス 評価機関 ホームページ http://blog.canpan.info/hjshsk/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒061-0293 北海道石狩郡当別町字金沢1757北海道医療大学看護福祉学部 ●連絡先:0133-23-1353				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…15件 ●乳児院…2件 ●情緒障害児短期治療施設…1件 ●児童自立支援施設…3件 ●母子生活支援施設…0件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…0件 【合計】21件				
北海道	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 ホームページ http://www.dosyakyo.or.jp 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 ●連絡先:011-251-3976				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…2件 ●乳児院…0件 ●情緒障害児短期治療施設…0件 ●児童自立支援施設…0件 ●母子生活支援施設…5件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…0件 【合計】7件				
北海道	株式会社マルシェ研究所 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒069-0812 北海道江別市幸町31番地9 ●連絡先:011-385-4900				
		評価実績 (H24~26年度)					
青森県	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 ホームページ http://www.hachinohe-shakyo.or.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒039-1166 青森県八戸市根城8-8-155 ●連絡先:0178-47-2940				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…1件 ●乳児院…0件 ●情緒障害児短期治療施設…0件 ●児童自立支援施設…0件 ●母子生活支援施設…1件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…0件 【合計】2件				
岩手県	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 ホームページ http://www.iwate-shakyo.or.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ●連絡先:019-637-4466				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…9件 ●乳児院…2件 ●情緒障害児短期治療施設…2件 ●児童自立支援施設…1件 ●母子生活支援施設…1件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…0件 【合計】15件				
宮城県	株式会社福祉工房 ホームページ http://www.f-kobo.co.jp 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒981-0943 宮城県仙台市青葉区国見1丁目19番6号-201号 ●連絡先:022-727-8820				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…0件 ●乳児院…1件 ●情緒障害児短期治療施設…0件 ●児童自立支援施設…1件 ●母子生活支援施設…2件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…1件 【合計】5件				
宮城県	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 ホームページ http://www.miyagi-sfk.net/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-7-4宮城県社会福祉会館2階 ●連絡先:022-290-1210				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…5件 ●乳児院…0件 ●情緒障害児短期治療施設…0件 ●児童自立支援施設…0件 ●母子生活支援施設…2件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…0件 【合計】7件				
宮城県	NPO法人介護の社会化を進める 一人市民委員会 宮城県民の会 ホームページ http://www.ichimannin.com 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-8テルウェルビル仙台ビル 2階 ●連絡先:022-293-8158				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…0件 ●乳児院…0件 ●情緒障害児短期治療施設…0件 ●児童自立支援施設…0件 ●母子生活支援施設…1件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…0件 【合計】1件				
宮城県	特定非営利活動法人介護・福祉サービス非 営利団体ネットワークみやぎ ホームページ http://www.kaigonet-miyagi.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45フォレスト仙台 ●連絡先:022-276-5202				
		評価実績 (H24~26年度)					
秋田県	NPO法人秋田県福祉施設士会 ホームページ http://www.ab.auone-net.jp/~aki-dswi/index.html 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒018-3454 秋田県北秋田市脇神字高村岱281番地4 ●連絡先:0186-60-1071				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…2件 ●乳児院…0件 ●情緒障害児短期治療施設…0件 ●児童自立支援施設…1件 ●母子生活支援施設…6件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…0件 【合計】9件				
秋田県	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 ホームページ http://www.akitakenshakyo.or.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内 ●連絡先:018-864-2740				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…3件 ●乳児院…1件 ●情緒障害児短期治療施設…0件 ●児童自立支援施設…0件 ●母子生活支援施設…2件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…0件 【合計】6件				
山形県	NPO法人エール・フォーユー 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所:〒990-0021 山形県山形市小白川町2丁目3番31号 ●連絡先:023-673-9011				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設…5件 ●乳児院…0件 ●情緒障害児短期治療施設…0件 ●児童自立支援施設…1件 ●母子生活支援施設…1件 ●ファミリーホーム…0件 ●自立援助ホーム…0件 【合計】7件				

都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-016-02	評価調査者 ※	9 (3) 名
福島県	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ホームページ http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111 ●連絡先:024-523-0102				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 8 件 ●乳児院 …0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】12 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成25年度	認証番号	2505-004-02	評価調査者 ※	20 (5) 名
福島県	NPO法人福島県シルバーサービス振興会 ホームページ http://www.f-silver.jp 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒960-8253 福島県福島市泉字堀ノ内15-3 ●連絡先:024-563-1201				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 …1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-028-02	評価調査者 ※	9 (2) 名
茨城県	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 ホームページ http://www.ibaraki-welfare.or.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館内 ●連絡先:029-241-1133				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 15 件 ●乳児院 …0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】15 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成25年度	認証番号	2504-002-02	評価調査者 ※	17 (6) 名
栃木県	NPO法人アスク ホームページ http://asc.nas.ne.jp/index.html 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189 ●連絡先:0287-62-4310				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 6 件 ●乳児院 …1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】10 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-011-02	評価調査者 ※	24 (8) 名
群馬県	NPO法人群馬社会福祉評価機構 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 ●連絡先:027-251-2701				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 8 件 ●乳児院 …4 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 4 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】17 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2412-004-02	評価調査者 ※	6 (3) 名
群馬県	有限会社プログレ総合研究所 ホームページ http://www.omiya-fukushi.co.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町174-1 ●連絡先:027-324-7908				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 …0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-007-02	評価調査者 ※	5 (1) 名
埼玉県	株式会社ブルーライン ホームページ http://www.blijp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒359-0041 埼玉県所沢市中新井3-20-A-108 ●連絡先:04-2942-4410				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 …0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】3 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-009-02	評価調査者 ※	20 (3) 名
埼玉県	株式会社シーサポート ホームページ http://csupport-club.net/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒330-0072 埼玉県さいたま市浦和区領家2-13-9-103 ●連絡先:048-711-1020				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 19 件 ●乳児院 …3 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】25 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2411-005-02	評価調査者 ※	5 (3) 名
埼玉県	NPO法人わあくらいふさぼーたー ホームページ http://work-life-supporter.org/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒343-0843 埼玉県越谷市蒲生茜町25-1-1-A ●連絡先:048-940-0762				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 …0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2707-002-01	評価調査者 ※	2 (1) 名
埼玉県	株式会社日本教育公社 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-7-2 ●連絡先:048-814-1000				
		評価実績 (H24～26年度)	(参考) 社会的養護関係施設の評価実績(H24～26年度): 1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-004-02	評価調査者 ※	8 (5) 名
千葉県	NPO法人人材パワーアップセンター ホームページ http://www.npo-ipuc.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒271-0097 千葉県松戸市栗山542-2 ●連絡先:047-364-8820				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 …0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】3 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-005-02	評価調査者 ※	42 (6) 名
千葉県	NPO法人VAICコミュニティケア研究所 ホームページ http://www.vaic-cci.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒263-0051 千葉県千葉市稲毛区園生町1107-7 ●連絡先:043-290-8015				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 4 件 ●乳児院 …3 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 2 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】11 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-006-02	評価調査者 ※	13 (4) 名
千葉県	NPO法人ライフサポート楽楽 ホームページ http://www.portland.ne.jp/~npolsr/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所:〒289-2516 千葉県旭市口1004-17 ●連絡先:0479-63-5036				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 10 件 ●乳児院 …0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】11 件				

都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-007-02	評価調査者 ※	19 (5) 名
千葉県	NPO法人ヒューマン・ネットワーク ホームページ http://human-network.biz/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒273-0048 千葉県船橋市丸山2-10-15 ●連絡先: 047-404-6300				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 4 件 ●乳児院 … 2 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 8 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-012-02	評価調査者 ※	31 (1) 名
東京都	株式会社福祉規格総合研究所 ホームページ http://www.fukushikaku.co.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-9神田須田町プレイス203 ●連絡先: 03-3258-0348				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 2 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-020-02	評価調査者 ※	34 (4) 名
東京都	NPO法人メイアイヘルプユー ホームページ http://www.meiai.org/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒141-0031 東京都品川区五反田2丁目31-9シーバード五反田401 ●連絡先: 03-3494-9033				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 2 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-001-02	評価調査者 ※	8 (7) 名
東京都	株式会社ケアシステムズ ホームページ http://www.caresystems.ico.bz 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒102-0082 東京都千代田区一番町6-4-302 ●連絡先: 03-3511-5035				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 3 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 3 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-005-02	評価調査者 ※	11 (3) 名
東京都	NPO法人福祉経営ネットワーク ホームページ http://www.fukushikei.net/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒102-0074 東京都千代田区九段南3-4-5番町ビル7A ●連絡先: 03-5211-8710				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 12 件 ●乳児院 … 6 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 2 件 ●児童自立支援施設 … 2 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 23 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-020-02	評価調査者 ※	15 (1) 名
東京都	株式会社学研データサービス ホームページ http://www.relief-c.co.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒141-0031 東京都品川区西五反田8-1-13 ●連絡先: 03-5436-8191				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 4 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-008-02	評価調査者 ※	28 (6) 名
東京都	NPO法人福祉総合評価機構 ホームページ http://www.fukushi-hyouka.net/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-15-1セントラルパークタワー ラ・トゥール新宿707 ●連絡先: 03-6279-0331				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 9 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 10 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2709-002-01	評価調査者 ※	41 (1) 名
東京都	株式会社地域計画連合 ホームページ http://rpi-h.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-24-5ステーションフロントタワー2F ●連絡先: 03-5974-2021				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-019-02	評価調査者 ※	7 (3) 名
神奈川県	株式会社R-CORPORATION ホームページ http://www.r-corp.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-30-8sYビル2階 ●連絡先: 045-319-0278				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 4 件 ●乳児院 … 3 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 1 件 【合計】 10 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-006-02	評価調査者 ※	13 (5) 名
神奈川県	株式会社IMSジャパン ホームページ http://www.imsjapan.info/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒259-1137 神奈川県伊勢原市笠窪449-9 ●連絡先: 0463-94-3181				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 2 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 3 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-017-02	評価調査者 ※	4 (1) 名
神奈川県	NPO法人介護の会まつなみ ホームページ http://www.matsunami-k.com/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒253-0022 神奈川県茅ヶ崎市松浪1-1-12 ●連絡先: 0467-57-5272				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 4 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 5 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-005-02	評価調査者 ※	107 (2) 名
神奈川県	株式会社フィールズ ホームページ http://s-pado.co.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒251-0024 神奈川県藤沢市鶴沼橋1-2-7湘南リハウスビル4F ●連絡先: 0466-29-9430				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2411-001-02	評価調査者 ※	15 (2) 名
神奈川県	公益社団法人神奈川県介護福祉士会 ホームページ http://www.kanagawa-accw.org/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒231-0002 神奈川県横浜市中区海岸通4-23マリビル305号室 ●連絡先: 045-319-6687				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 2 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 3 件				

※()内数字は、評価調査者のうち 全国推進組織が実施する社会的養護関係施設 第三者評価事業「評価調査者」養成研修会・継続研修会修了者数

都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2501-002-02	評価調査者 ※	40 (4) 名
神奈川県	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ホームページ http://www.kacsw.or.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館3階 ●連絡先: 045-317-2045				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 3 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成25年度	認証番号	2510-002-02	評価調査者 ※	19 (7) 名
神奈川県	NPO法人よこはま地域福祉研究センター ホームページ http://yresearch-center.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町2-17金井ビル201号室 ●連絡先: 045-228-9117				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 3 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-010-02	評価調査者 ※	20 (2) 名
新潟県	公益社団法人新潟県社会福祉士会 ホームページ http://csw-niigata.sub.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒950-0994 新潟県新潟市中央区上2丁目2番2号新潟ユニゾンプラザ3階 ●連絡先: 025-281-5502				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 5 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 5 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 12 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-015-02	評価調査者 ※	27 (4) 名
富山県	社会福祉法人富山県社会福祉協議会 ホームページ http://www.toyama-shakyo.or.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒930-0094 富山県富山市安住町5-21 ●連絡先: 076-432-2959				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 3 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 5 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-018-02	評価調査者 ※	21 (2) 名
富山県	一般社団法人富山県介護福祉士会 ホームページ http://www.toyama-kaigo.com/index.html 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒939-8084 富山県富山市西中野町1丁目1-18オフィス西中野ビル1階102号室 ●連絡先: 076-422-2442				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-014-02	評価調査者 ※	8 (1) 名
石川県	株式会社寺井潔ソーシャルワーカー事務所 ホームページ http://daisansha.net/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒921-8161 石川県金沢市有松2丁目4番32号 ●連絡先: 076-245-0878				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 3 件 ●乳児院 … 2 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 7 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-010-02	評価調査者 ※	9 (1) 名
石川県	有限会社エイ・ワイ・エイ研究所 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒920-0334 石川県金沢市桂町口45-1 ●連絡先: 076-214-4227				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 4 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 4 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2705-004-01	評価調査者 ※	6 (1) 名
石川県	NPO法人バリアフリー総合研究所 ホームページ http://npo-barrierfree.jp 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒924-0023 石川県白山市成町712番地3 ●連絡先: 076-275-7494				
		評価実績 (H24～26年度)					
都道府県	評価機関名	認証年度	平成28年度	認証番号	2807-001-01	評価調査者 ※	12 (2) 名
石川県	株式会社emu ホームページ http://emu-consulting.com/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒921-8148 石川県金沢市額新保3-237-1 ●連絡先: 076-298-2675				
		評価実績 (H24～26年度)	(参考) 社会的養護関係施設の評価実績(H24～26年度): 1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-015-02	評価調査者 ※	12 (3) 名
長野県	有限会社エフワイエル ホームページ http://www11.plala.or.jp/fvl/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒390-0867 長野県松本市鎌ヶ崎台24-3 ●連絡先: 0263-34-2940				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 7 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 9 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-016-02	評価調査者 ※	32 (1) 名
長野県	株式会社マスネットワーク ホームページ http://www.narusako.co.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒390-0827 長野県松本市市上13-6 ●連絡先: 0263-31-0847				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 8 件 ●乳児院 … 5 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 2 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 17 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-018-02	評価調査者 ※	12 (3) 名
長野県	NPO法人環境・福祉事業評価センター ホームページ http://www.kankyofukushi.org/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒381-0033 長野県長野市南高田2丁目5番地16 ●連絡先: 026-244-4560				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2705-003-01	評価調査者 ※	7 (3) 名
長野県	コスモプランニング有限公司 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒381-0026 長野県長野市松岡1-35-5 ●連絡先: 026-222-1141				
		評価実績 (H24～26年度)					

都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-023-02	評価調査者 ※	11 (2) 名
岐阜県	NPO法人旅人とたいようの会 ホームページ http://tabibitototaiyou.sakura.ne.jp 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒503-0897 岐阜県大垣市伝馬町110番地 ●連絡先: 0584-73-2662				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 2 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 3 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-024-02	評価調査者 ※	17 (3) 名
岐阜県	NPO法人岐阜後見センター 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒502-0827 岐阜県岐阜市平和通2-8-7 ●連絡先: 058-213-9565				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 4 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 7 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-021-02	評価調査者 ※	7 (1) 名
岐阜県	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 ホームページ http://www.winc.or.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1岐阜県福祉農業会館内 ●連絡先: 058-273-1111				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 2 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 5 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2706-002-01	評価調査者 ※	14 (2) 名
岐阜県	NPO法人ぎふ福祉サービス利用者センター びーすけっと ホームページ http://www.be-suke.com/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒504-0956 岐阜県各務原市三井北町3丁目7番地尾関ビル ●連絡先: 058-375-3181				
		評価実績 (H24~26年度)					
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-008-02	評価調査者 ※	2 (2) 名
静岡県	一般社団法人静岡県社会福祉士会 ホームページ http://www4.tokai.or.jp/shizuoka-csw/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-70静岡県総合社会福祉会館4階 ●連絡先: 054-252-9877				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 3 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2412-002-02	評価調査者 ※	24 (2) 名
静岡県	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 ホームページ http://www.shizuoka-wel.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒420-8670 静岡県静岡市葵区駿府町1-70 ●連絡先: 054-221-1811				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 2 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 5 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成28年度	認証番号	2806-001-01	評価調査者 ※	9 (7) 名
静岡県	セリオコーポレーション株式会社 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒424-0913 静岡県静岡市清水区迎山町4-1 ●連絡先: 054-337-3937				
		評価実績 (H24~26年度)	(参考) 社会的養護関係施設の評価実績(H24~26年度): 13 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-011-02	評価調査者 ※	13 (4) 名
愛知県	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-50 ●連絡先: 052-212-5509				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 21 件 ●乳児院 … 6 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 2 件 ●児童自立支援施設 … 2 件 ●母子生活支援施設 … 8 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 39 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-012-02	評価調査者 ※	83 (2) 名
愛知県	株式会社中部評価センター ホームページ http://www.ric.hi-ho.ne.jp/chu-3-pvou/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒458-0825 愛知県名古屋市中区左京山104番地加福ビル左京山1F ●連絡先: 052-623-7401				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 8 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 11 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-023-02	評価調査者 ※	6 (1) 名
愛知県	株式会社シンクアクト ホームページ http://www.think-act.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄1-18-1 ●連絡先: 052-265-7799				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 2 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-024-02	評価調査者 ※	8 (1) 名
愛知県	NPO法人あいち福祉アセスメント ホームページ http://www.npo-awa.net/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒476-0015 愛知県東海市東海町2丁目6番地の5かえてビル2階 ●連絡先: 052-693-7891				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 3 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 5 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成29年度	認証番号	2904-001-01	評価調査者 ※	15 (1) 名
愛知県	一般社団法人福祉サービス評価センター 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒454-0822 愛知県名古屋市中川区四女子町1丁目59番地の1-902 ●連絡先: 052-351-8038				
		評価実績 (H24~26年度)					
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-010-02	評価調査者 ※	6 (1) 名
三重県	株式会社百五総合研究所 ホームページ http://www.hri105.co.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒514-8666 三重県津市岩田21-27 ●連絡先: 059-228-9105				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 5 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 6 件				

都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-017-02	評価調査者 ※	4 (1) 名
三重県	社会福祉法人三重県社会福祉協議会 ホームページ http://www.miewel-1.com/hyoka/index.html 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131 ●連絡先: 059-227-5145				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 6 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 4 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 12 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-011-02	評価調査者 ※	12 (1) 名
京都府	一般財団法人社会的認証開発推進機構 ホームページ http://withtrust.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒604-8166 京都府京都市中京区三条通鳥丸西入御倉町85-1鳥丸ビル2階 Flag三条 ●連絡先: 075-229-6915				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 4 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 6 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成25年度	認証番号	2507-002-02	評価調査者 ※	10 (2) 名
京都府	一般社団法人京都ボランティア協会 ホームページ http://www.kyoto-v.info 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒600-8127 京都府京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅渡町83-1「ひと・まち交流館京都」1階 ●連絡先: 075-354-8714				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 2 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 4 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成25年度	認証番号	2508-003-02	評価調査者 ※	16 (5) 名
京都府	一般社団法人京都社会福祉士会 ホームページ http://www.mediawars.ne.jp/~cswkyoto/cswkyoto/home.html 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒602-8143 京都府京都市上京区猪熊通丸太町下ル仲之町519 京都社会福祉会館2階 ●連絡先: 075-803-1574				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 3 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 6 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2706-003-01	評価調査者 ※	42 (1) 名
京都府	NPO法人きょうと福祉ネットワーク「一期一会」 ホームページ http://www.kyo-ichigoichie.net/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒612-8493 京都府京都市伏見区久我御旅町3-20 ●連絡先: 075-932-2202				
		評価実績 (H24~26年度)					
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-017-02	評価調査者 ※	24 (3) 名
大阪府	株式会社第三者評価 ホームページ http://daisansha.lolipop.jp/public 支所・事務所: 東京都	所在地/連絡先	●住所: 〒533-0033 大阪府大阪市東淀川区東中島1-17-5ステューディオ新大阪 ●連絡先: 06-6195-6313				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 4 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 4 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-004-02	評価調査者 ※	37 (17) 名
大阪府	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 ホームページ http://www.osakafusyakyo.or.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒542-0065 大阪府大阪市中央区中寺1-1-54大阪社会福祉指導センター内 ●連絡先: 06-6762-9476				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 58 件 ●乳児院 … 11 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 5 件 ●児童自立支援施設 … 4 件 ●母子生活支援施設 … 17 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 95 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-001-02	評価調査者 ※	8 (2) 名
大阪府	NPO法人日本福祉文化研究センター ホームページ http://www.nfbkc.org/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒534-0016 大阪府大阪市都島区友洲町1丁目3-36-401 ●連絡先: 06-6922-9365				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-003-02	評価調査者 ※	13 (1) 名
大阪府	NPO法人エイジコンサーン・ジャパン ホームページ http://www.ageconcern-japan.org/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北2-1-10ATCビルITM棟9階 ●連絡先: 06-6615-1250				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 3 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 4 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-012-02	評価調査者 ※	33 (18) 名
大阪府	NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブナルク福祉調査センター ホームページ http://nalc.jp/ 支所・事務所: 北海道、栃木県、千葉県、神奈川県、岐阜県、滋賀県、兵庫県	所在地/連絡先	●住所: 〒540-0028 大阪府大阪市中央区常盤町2丁目1番8号MORO谷町4階 ●連絡先: 06-6941-5220				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 11 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 12 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成28年度	認証番号	2804-001-01	評価調査者 ※	7 (4) 名
大阪府	一般財団法人大阪保育運動センター 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町7丁目2-2-202 ●連絡先: 06-6763-4381				
		評価実績 (H24~26年度)	(参考) 社会的養護関係施設の評価実績(H24~26年度): 2 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成28年度	認証番号	2901-001-01	評価調査者 ※	12 (3) 名
大阪府	特定非営利活動法人ふくてっく ホームページ http://fukutech.sakura.ne.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATC・ITM棟11階 エイジレスL ●連絡先: 06-6614-6800				
		評価実績 (H24~26年度)					
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-021-02	評価調査者 ※	5 (1) 名
兵庫県	株式会社H.R.コーポレーション ホームページ http://www.hrc1006.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒662-0015 兵庫県西宮市甲陽園本庄町6-25-224 ●連絡先: 0798-70-0651				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 1 件				

都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-002-02	評価調査者 ※	6 (1) 名
兵庫県	一般社団法人ライフデザイン研究所	所在地/連絡先	●住所: 〒653-0873 兵庫県神戸市長田区萩乃町2丁目2-14 ●連絡先: 078-643-2448				
	支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-015-02	評価調査者 ※	5 (4) 名
兵庫県	NPO法人福祉市民ネット・川西	所在地/連絡先	●住所: 〒666-0016 兵庫県川西市中央町8-8-104 ●連絡先: 072-758-8412				
	ホームページ http://www.net-kawanishi.com/ 支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 4 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 7 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-013-02	評価調査者 ※	27 (5) 名
兵庫県	NPO法人播磨地域福祉サービス 第三者評価機構	所在地/連絡先	●住所: 〒670-0955 兵庫県姫路市安田三丁目1番地姫路市自治福祉会館内 ●連絡先: 079-283-3883				
	ホームページ http://www.h-294.com/hyouka/ 支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 3 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成25年度	認証番号	2506-007-02	評価調査者 ※	10 (1) 名
兵庫県	NPO法人子ども応援隊	所在地/連絡先	●住所: 〒661-0033 兵庫県尼崎市南武庫之荘1丁目8番7号 ●連絡先: 06-6433-3943				
	ホームページ http://kodomo-ouentai.com/ 支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 3 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成25年度	認証番号	2508-001-02	評価調査者 ※	5 (5) 名
奈良県	一般社団法人奈良県社会福祉士会	所在地/連絡先	●住所: 〒630-8213 奈良県奈良市登大路町36番地大和ビル3階 ●連絡先: 0742-81-8213				
	ホームページ http://www.nara-csw.or.jp/ 支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 2 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2709-001-01	評価調査者 ※	9 (4) 名
奈良県	NPO法人Nネット	所在地/連絡先	●住所: 〒630-8213 奈良県奈良市登大路町36番地 ●連絡先: 0742-26-6963				
	ホームページ http://nnet.sub.jp 支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)					
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-001-02	評価調査者 ※	14 (4) 名
和歌山県	社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会	所在地/連絡先	●住所: 〒640-8545 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 ●連絡先: 073-435-5263				
	ホームページ http://www.wakayamakenshakyo.or.jp/ 支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 7 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 5 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 15 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-019-02	評価調査者 ※	7 (1) 名
鳥取県	有限会社保健情報サービス	所在地/連絡先	●住所: 〒683-0804 鳥取県米子市米原2-7-7 ●連絡先: 0859-37-6162				
	ホームページ http://www43.tok2.com/home/hokenjoho/ 支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 7 件 ●乳児院 … 2 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 2 件 ●母子生活支援施設 … 6 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 18 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-014-02	評価調査者 ※	15 (3) 名
岡山県	有限会社アウルメディカルサービス	所在地/連絡先	●住所: 〒700-0046 岡山県岡山市北区岩井2丁目2-18 ●連絡先: 086-214-5100				
	支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 6 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 8 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成25年度	認証番号	2506-002-02	評価調査者 ※	14 (13) 名
岡山県	一般社団法人岡山県社会福祉士会	所在地/連絡先	●住所: 〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)7階 ●連絡先: 086-201				
	ホームページ http://csw-okayama.org/ 支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 2 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 6 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2707-001-01	評価調査者 ※	12 (2) 名
岡山県	株式会社東京リーガルマインド	所在地/連絡先	●住所: 〒700-0901 岡山県岡山市北区本町10-22本町ビル3階 ●連絡先: 086-227-5016				
	ホームページ http://www.lec-ip.com/ 支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	(参考) 社会的養護関係施設の評価実績(H24～26年度): 1 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成25年度	認証番号	2508-005-02	評価調査者 ※	10 (7) 名
広島県	一般社団法人社会福祉事業評価機構	所在地/連絡先	●住所: 〒733-0035 広島県広島市西区南観音八丁目5番26北山ビル2階 ●連絡先: 082-232-3733				
	支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 5 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 10 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2706-004-01	評価調査者 ※	3 (3) 名
広島県	NPO法人あしすと	所在地/連絡先	●住所: 〒721-0943 広島県福山市平成台31-34 ●連絡先: 084-959-3215				
	ホームページ http://npoassist.web.fc2.com/ 支所・事務所:	評価実績 (H24～26年度)					

都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-014-02	評価調査者 ※	44 (5) 名
山口県	社会福祉法人山口県社会福祉協議会 ホームページ http://www.yamaguchikensyakyo.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒753-0072 山口県山口市大手町9番6号山口県社会福祉会館内 ●連絡先: 083-924-2799				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 9 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 13 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-013-02	評価調査者 ※	8 (5) 名
徳島県	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 ホームページ http://e-fukushi.jp/daisansha/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町1-2 ●連絡先: 088-654-4461				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 7 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 12 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-018-02	評価調査者 ※	55 (1) 名
香川県	社会福祉法人香川県社会福祉協議会 ホームページ http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒760-0017 香川県高松市番町1-10-35香川県社会福祉総合センター5階 ●連絡先: 087-861-2388				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 3 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 7 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-007-02	評価調査者 ※	9 (5) 名
愛媛県	NPO法人JMACS ホームページ http://jmacs.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6丁目1番地3チフネビル501 ●連絡先: 089-913-0302				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 5 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 7 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-016-02	評価調査者 ※	9 (1) 名
愛媛県	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 ホームページ http://www.ehime-shakyo.or.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒790-8553 愛媛県松山市持田町3丁目8番15号 ●連絡先: 089-921-8353				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 9 件 ●乳児院 … 2 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 12 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2411-004-02	評価調査者 ※	9 (1) 名
高知県	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 ホームページ http://www.kochiken-shakyo.or.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒780-8567 高知県高知市朝倉戊375-1 ●連絡先: 088-844-4611				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 8 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 13 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-025-02	評価調査者 ※	39 (6) 名
福岡県	公益社団法人福岡県社会福祉士会 ホームページ http://www.facs.or.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12-5F ●連絡先: 092-483-2944				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 19 件 ●乳児院 … 5 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 10 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 34 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2706-001-01	評価調査者 ※	6 (2) 名
福岡県	NPO法人北九州シーダブル協会 ホームページ http://kcw-294.sakura.ne.jp 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒803-0844 福岡県北九州市小倉北区真鶴2-5-27 ●連絡先: 093-582-0294				
		評価実績 (H24～26年度)					
都道府県	評価機関名	認証年度	平成27年度	認証番号	2709-003-01	評価調査者 ※	14 (3) 名
福岡県	公益社団法人福岡県介護福祉士会 ホームページ http://www.f-kaigo.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街7-1-5階 ●連絡先: 092-474-7015				
		評価実績 (H24～26年度)					
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-020-02	評価調査者 ※	40 (2) 名
佐賀県	NPO法人医療・福祉ネットワークせいわ ホームページ http://www.npo-seiwa.or.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒840-0015 佐賀県佐賀市木原2丁目6番5号 ●連絡先: 0952-41-6522				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 2 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 7 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-002-02	評価調査者 ※	8 (5) 名
佐賀県	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 福祉サービス評価センターさが ホームページ http://www.sagaken-shakyo.or.jp/fukusisasetu_dai3.html 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7番18号 ●連絡先: 0952-23-4248				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 5 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 10 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-009-02	評価調査者 ※	10 (4) 名
長崎県	有限会社医療福祉評価センター ホームページ http://www.ifhc.jp/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒852-8002 長崎県長崎市弁天町14-12 ●連絡先: 095-861-3200				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 4 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 7 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-027-02	評価調査者 ※	15 (1) 名
長崎県	NPO法人ローカルネット日本評価支援機構 ホームページ http://www.local-net.org/ 支所・事務所:	所在地／連絡先	●住所: 〒855-0065 長崎県島原市南柏野町3118番地1 ●連絡先: 0957-62-4786				
		評価実績 (H24～26年度)	●児童養護施設 … 1 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 2 件				

都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-029-02	評価調査者 ※	19 (2) 名
熊本県	一般社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業 ホームページ http://kumacsw.com/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒862-0910 熊本県熊本市東区健軍本町1-22東部ハイツ105 ●連絡先: 096-285-7761				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 7 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 9 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2412-003-02	評価調査者 ※	10 (1) 名
熊本県	NPO法人だれにも音楽祭 ホームページ http://darenimo-ongakusai.com/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒861-2235 熊本県上益城郡益城町富富822番地 ●連絡先: 096-286-3434				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 2 件 ●乳児院 … 2 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 5 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2502-001-02	評価調査者 ※	20 (3) 名
熊本県	NPO法人ワークショップ「いふ」 ホームページ http://www.kaigo-kumamoto.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺6-41-5 ●連絡先: 096-384-6939				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 3 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 5 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2408-015-02	評価調査者 ※	12 (2) 名
大分県	社会福祉法人大分県社会福祉協議会 福祉サービス評価センターおいた ホームページ http://www.oitakensvaky.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒870-0907 大分県大分市大津町2丁目1番41号 ●連絡先: 097-558-1560				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 9 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 14 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-019-02	評価調査者 ※	11 (1) 名
宮崎県	一般社団法人宮崎県社会福祉士会 ホームページ http://www.miyazaki-csw.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒880-0007 宮崎県宮崎市原町2-22宮崎県福祉総合センター人材研修館内 ●連絡先: 0985-86-6111				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 5 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 2 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 7 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-003-02	評価調査者 ※	11 (4) 名
宮崎県	NPO法人みやざき保健・福祉サービス 評価機構 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒882-0864 宮崎県延岡市塩浜町3-1752-9 ●連絡先: 0982-21-3500				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 4 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 1 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 7 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成26年度	認証番号	2604-002-02	評価調査者 ※	16 (7) 名
宮崎県	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 ホームページ http://www.mkensha.or.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒880-8515 宮崎県宮崎市原町2-22宮崎県福祉総合センター内 ●連絡先: 0985-22-3145				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 2 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 2 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2409-006-02	評価調査者 ※	74 (2) 名
鹿児島県	特定非営利活動法人NPOさつま ホームページ http://www.minc.ne.jp/satsuma/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒892-0838 鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番A棟3F302号 ●連絡先: 099-223-5507				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 2 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 2 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2410-007-02	評価調査者 ※	21 (1) 名
鹿児島県	公益社団法人鹿児島県社会福祉士会 ホームページ http://www.minc.ne.jp/iacsw/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒890-8517 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号鹿児島県社会福祉センター内 ●連絡先: 099-213-4055				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 7 件 ●乳児院 … 3 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 1 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 0 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 11 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2411-006-02	評価調査者 ※	10 (5) 名
鹿児島県	NPO法人自立支援センターかごしま 福祉サービス評価機構 ホームページ http://npohvoka.iimdo.com/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒891-0102 鹿児島県鹿児島市星ヶ峯4丁目2番6号 ●連絡先: 099-800-8020				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 0 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 4 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2411-007-02	評価調査者 ※	17 (4) 名
鹿児島県	NPO法人福祉21かごしま ホームページ http://www5.synapse.ne.jp/kagoshima21/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒890-0066 鹿児島県鹿児島市真砂町54番15号 ●連絡先: 099-263-8738				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 5 件 ●乳児院 … 0 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 0 件 ●母子生活支援施設 … 5 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 10 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成24年度	認証番号	2407-021-02	評価調査者 ※	21 (1) 名
沖縄県	NPO法人介護と福祉の調査機関おきなわ ホームページ http://www.kaigo-okinawa.com/npoHP/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒900-0036 沖縄県那覇市西2-4-3クレスト西205 ●連絡先: 098-979-9577				
		評価実績 (H24~26年度)	●児童養護施設 … 5 件 ●乳児院 … 1 件 ●情緒障害児短期治療施設 … 0 件 ●児童自立支援施設 … 1 件 ●母子生活支援施設 … 3 件 ●ファミリーホーム … 0 件 ●自立援助ホーム … 0 件 【合計】 10 件				
都道府県	評価機関名	認証年度	平成29年度	認証番号	2904-002-01	評価調査者 ※	11 (3) 名
沖縄県	一般社団法人沖縄県社会福祉士会 ホームページ http://www.ocsw.or.jp/ 支所・事務所:	所在地/連絡先	●住所: 〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目135番地1くしぼるビル207 ●連絡先: 098-943-4249				

児童相談所一時保護所の更なる質の向上のための調査研究事業
報 告 書

目次

1. 事業概要.....	1
(1) 事業の背景・目的.....	1
(2) 事業内容・事業実施方法.....	1
2. 既存調査の整理.....	3
(1) 一時保護所の課題.....	3
(2) 児童の権利擁護の観点からみた取組について.....	5
3. アンケート調査結果.....	6
(1) 調査概要.....	6
(2) 職員体制等の状況について.....	6
(3) 被保護児童の状況について.....	10
(4) 一時保護所の施設・設備の状況について.....	14
(5) 被保護児童への支援や生活に関すること.....	16
(6) 施設の運営に関すること.....	30
4. 第三者評価の事例研究.....	37
(1) 調査概要.....	37
(2) 横浜市の事例.....	37
(3) 堺市の事例.....	38
(4) 考察.....	40
5. 分析とまとめ.....	41
(1) 第三者評価の観点で整理したアンケート結果の傾向.....	41
(2) 第三者評価方法の方向性.....	50

1. 事業概要

(1) 事業の背景・目的

- 児童相談所の一時保護所においては、乳幼児から 17 歳までの広範な年齢層の児童が入所しており、一時保護に至った経緯も、保護者や同居人による虐待や養育困難、本人の非行など様々です。
- 一時保護所では、児童の大半は緊急避難的に家庭から離れ、慣れない空間や集団で過ごすことになるため、日々の職員の関わりを通じて、児童に生じる不安の解消を図り、意欲や目的を持って規律ある生活が送れるよう、個々の児童の状況に応じた適切な支援を提供することが必要となります。
- 社会保障審議会児童部会「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」による平成 27 年 5 月の取りまとめにおいても、一時保護所の更なる質の向上として、一時保護所の職員配置基準についての検討、子どもの立場に立った質の向上のための外部評価を受ける仕組みの検討等が論点として挙げられています。
- 一時保護所への外部評価の導入を検討していくにあたり、一時保護所における児童の状況や運営体制、児童養護施設における第三者評価基準の運用状況についての調査研究を行い、有効な施策の実現を図っていきます。

(2) 事業内容・事業実施方法

①有識者による検討委員会の開催

- アンケート調査の設計、調査結果の分析について、専門的な見地からの検討・助言等を受けるため、有識者による検討委員会を開催します。このほか、会議形式ではなく、個別に助言を受ける機会を必要に応じて設けます。

<検討委員会における検討事項>

- ・ アンケート調査、ヒアリング調査結果の報告・検討
- ・ 今後の支援施策についての検討
- ・ 報告書案、成果物についての検討

②既存調査の整理

- 児童相談所の一時保護機能について、これまで様々な調査が実施されています。その内容について整理し、問題認識や現状の把握、調査票での調査項目への盛り込み方などの参考にしていきます。

<参考文献例>

- ・ 要保護児童の一時保護に関する研究（厚生労働科学研究費補助金（平成18年、子ども家庭総合研究事業）児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究／分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部）
- ・ 委託一時保護の活用と課題（厚生労働科学研究費補助金（平成18年、子ども家庭総合研究事業）児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究／松崎佳子（九州大学大学院））
- ・ 全国児童相談所相談実施体制実態調査（平成24年、日本自治体労働組合総連合会）
- ・ 児童相談所の取組みの現状と今後の課題（平成22年、季刊社会保障研究）

- ・児童相談所一時保護所外部評価報告書（平成25年、横浜市）
- ・児童相談所一時保護所の援助体制と職員の実態に関する調査研究（平成19年、村田 一昭）他

③児童相談所へのアンケート調査

■一時保護所では短期での預かりが基本であるにもかかわらず、入所期間が長期化する傾向にあります。一時保護所でも子どもの問題背景を適切に把握し解きほぐす力や、家庭も含めて関係性の再構築を支援する力、知的障害や軽度の発達障害の背景がある児童などへの対応などが求められており、児童の権利擁護はもちろんのこと、障害福祉に関する知識や指導・連携ノウハウを有すること、また長期化するなかでの学習機会の確保のために、施設内で学習する場合の施設整備や教員等の配置など、現状を踏まえて基準を定め適切に運用していくことが求められています。そこで、全国 135 か所の児童相談所一時保護所に対してアンケート調査を実施し、実態の把握を行います。

○調査対象：一時保護所をもつ児童相談所（135か所）

○調査方法：紙面による郵送調査（郵送配付・郵送及びメールでの回収）

○調査時期：平成28年1月18日～2月5日

※調査票は別紙

④第三者評価についての事例調査

■児童相談所一時保護所について、第三者評価を実施している自治体に対し、評価方法や基準などについてヒアリングを実施します。

⑤分析とまとめ

(7) 調査結果の整理・分析

■アンケート調査結果、ヒアリング結果から、一時保護所の体制や運営面における質の向上に資する、特に子どもの権利を守るために取り入れられる方法や留意すべきポイントなどを整理・分析します。

(1) 第三者評価基準案の作成

■第三者評価の実施に向けて準備していくこと、実施する場合の課題、運用上の留意点などを整理します。また、検討会の意見を得て、評価基準の案の作成を行います。

2. 既存調査の整理

(1) 一時保護所の課題

- 「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」において平成 27 年 5 月に作成されたまとめに、“一時保護所の更なる質の向上”が記載されており、職員配置基準や保護・支援の質の向上として外部の評価を受ける仕組み、また一時保護中に十分な学習支援を受けられるようにすることについて記載されています。
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングでは、類似した機能として、平成 19 年に児童自立支援施設設置の必要性について検討が求められた堺市からの委託により、児童自立支援施設についての調査研究を実施しました。そうした調査を通じて、「保護を要する児童において、家庭や家族関係等の背景要因が複雑化している」ということがわかっています。
- 保護を要する児童・生徒の中には、幼児期や小学生低学年に親から虐待を受けた経験を有する児童や、知的障害や軽度発達障害があり学習についていけない児童、対人関係がうまくいかない等の学校不適応を起こしている児童、家庭の事情の背景を抱えて施設内で非行問題を起こす児童生徒もいます。
- 非行問題を抱えている場合、本人の衝動性が高かったり、非行グループと関係を断ち切ることが困難であったり、親との関係が修復困難な場合等では、在宅での指導では反社会的行動を持続させてしまう可能性があり、また本人に大きな精神的負担を強いることも予想されます。こうした児童に対しては、一旦地域や家庭から離すことが必要になり、一時保護はそうした役割を担っています。
- こうした役割を担う一時保護所が抱える課題について権利擁護の観点から既存調査等を整理します。

【保護の長期化】

- 一時保護所では短期での預かりが基本であるにもかかわらず、入所期間が長期化する傾向にあります。『保護期間が長くなると、保護されている子どもも保護者も不安定になり、当初の保護理由とは異なる、しかもさらに深刻な問題を併発する可能性が高くなります。その結果、職員にもとめられる処遇内容や保護者への対応が困難かつ負担の大きいものになっていく』という見解が示されています。（引用：児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究：日本子ども家庭総合研究所紀要 第 39 集；主任研究者 高橋重宏）

【職員の専門性向上の必要性（または専門的人材の確保）】

- 児童自立支援施設対象児、情緒障害児短期治療施設対象児など多様な子ども達が、安全のために外出等の行動を制約された中で共に暮らすことや、入所している子どもの集団の構成メンバーが短周期で入れ替わるため、その都度集団の特性をつかんで対処方針を立てなければならないなど、高度な専門性をもつ職員が求められますが、そのための研修が十分にできていない実態があります。（資料：平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）児童虐待

等の子どもの被害，及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究／主任研究者 奥山眞紀子、分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部)

- 職員のスキルアップが必要という課題と併せて、心理的な側面からのアプローチとして臨床心理士、健康管理面から医師や看護師などの人材を必要に応じて確保や連携できるようにすることが課題となります。

【学校教育や健康管理などの対応充実が必要】

- 厚生労働省の『児童相談所運営指針の改正について 第5章 一時保護』では、『子どもの状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある』及び『にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めること』とあります。
- また平成 27 年 7 月 31 日の文部科学省の通知（『一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について』）では、一時保護所が学校と連携し、かつ学習環境が整っている場合に出席扱いにできるとしたり、学習指導協力員の紹介などを自治体に求めています。
- 健康管理については、医師、保健師、看護師との連携を図ったり、毎日の健康状態観察と必要に応じて健康診査を受診させるよう求めています。
- 学習や健康管理の体制が十分ではないという既往調査結果もあることから、実態としてどこまで対応できているのか、今般の調査において確認をしていきます。

【子どもの声を聞くことが重要】

- 平成 18 年度の『児童虐待等の子どもの被害，及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』の調査結果によると、「食事はおいしい」、「勉強を教えてもらえる」、「楽しく遊べる」と感じていたり、「一時保護所の生活での希望」や「退所後の希望」など、自分の気持ちを聞いてもらっていると感じている子どもほど、職員から「大切にされている」と感じ、満足度が高かったという傾向が報告されている。また困ったり嫌なことがあった時には、問題を一人で抱えて我慢したり、諦めたりしているといった回答が 4 人に一人の割合でみられたという報告もされています。
- 現実には「意見箱」の設置にとどまっている事例が多いことが既往調査から読みとれることから、実態について本調査において確認していきます。

【地域との連携】

- 出来るだけ速やかに問題事象を解消し、家庭・地域に戻したり適切な居場所を見つけることが必要ですが、特に家庭・地域に戻る場合、児童相談所を通す形では時間差があり、地域社会との連携を十分に取ることなどが難しい実態があるという指摘があります。
- 一時保護所の規模などにもよりますが、特に長期入所化している子どもについて、一時保護所としてもケースワークを実践していく視点が求められます。

(2) 児童の権利擁護の観点からみた取組について

- 一時保護所は、地域などで事情が異なりますが、都市部や大規模施設では定員超過になるところがあり、子どもに十分な視線を行き渡らせにくい実態があると推察されます。また、長期化により生活空間としての質が求められるようになって、十分な部屋数や面積が確保できず、子どもの満足度が下がり、行動の不安定化や精神的な負担につながっていると指摘する調査もあります（参考：平成 18 年度『児童虐待等の子どもの被害，及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』）。
- また、閉鎖的な場所となりがちな一時保護所では、職員の言動が子どもに与える影響が大きく、また信頼関係の構築につながる要素として、子どもと関わる職員たちが、子どもに対して同じ趣旨の発言や行動をすることがとても重要とされています。職員毎に言うことが違っていたり、ルールの解釈が変わっていたりすると、子どもが混乱し、職員への信頼が持ちにくくなるということです。日頃の関わり方について、客観的に評価され、意見が伝えられる仕組みの存在は重要です。
- 同様に重要なこととして、子どものプライバシーを守るということがあります。個人情報や機密事項となる事柄の取り扱いが多い分野であり、確実に守られるようチェックが定期的に実施されている必要があります。
- 平成 17 年 5 月に厚生労働省から『児童虐待防止対策支援事業の実施について』通知があり、提示された 13 事業の中から、地域の実情に応じて選択して実施するものとされています。これらの事業の中に「評価・検証委員会設置促進事業」があり、一時保護所の外部評価をこの事業に則って実施している事例はあります。
- 先進的な取組としては、横浜市が、この通知以前から一時保護所外部評価委員会を設置し、各児童相談所一時保護所の運営について自己評価を実施するとともに、1 か所の一時保護所について第三者評価を実施しています。
- 本調査では、横浜市をはじめ、アンケート調査結果から第三者評価を実施している自治体の事例を収集し、第三者評価のフレームを検討していきます。

3. アンケート調査結果

(1) 調査概要

- 一時保護所を有する全国の児童相談所に調査票を郵送送付、回収は郵送返送及びネット返送で実施しました。回収状況は、114 施設/135 施設（回収率 84.4%）となっています。

(2) 職員体制等の状況について

①担当職員数

問1 貴施設の一時保護所を担当されている職員数をご記入ください。（区分ごとに人数を記入）

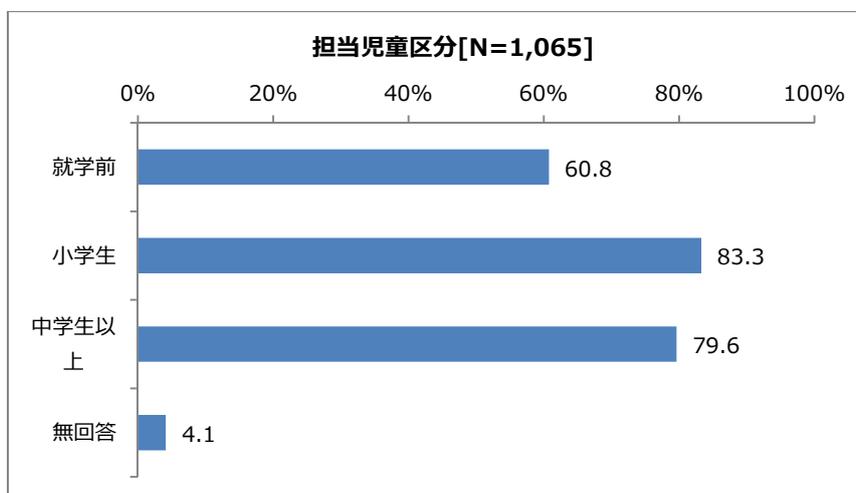
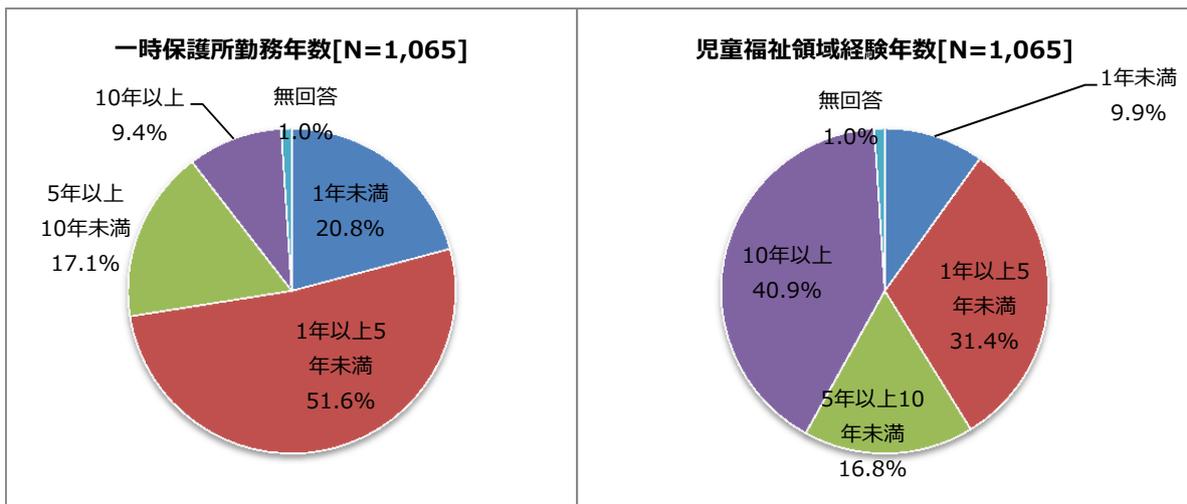
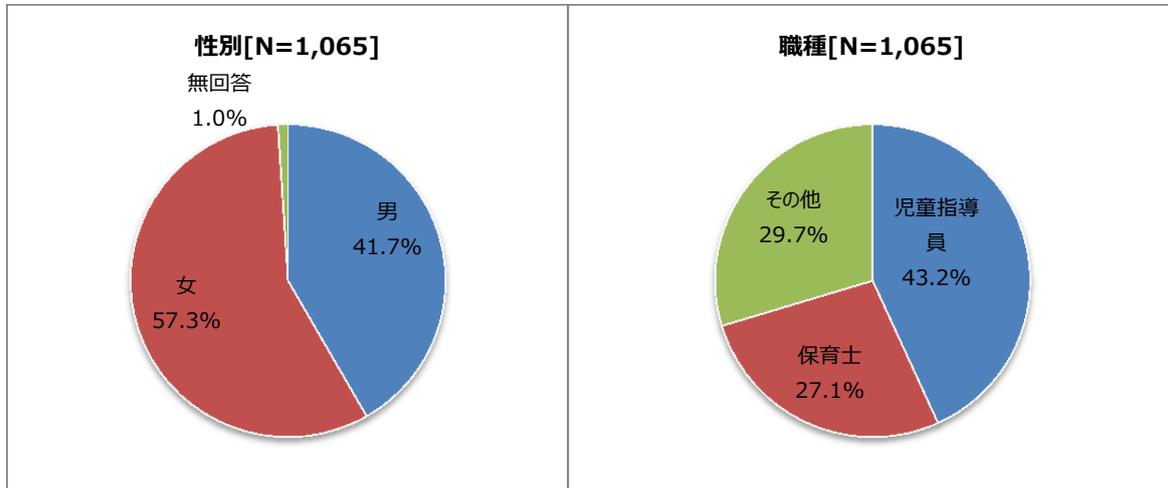
- 担当の職員数については、回答から平均人数を算出すると、114 施設の平均で以下のようになっています。

職種	施設規模 (入所定員)	正職員	非常勤（非正規）職員 (嘱託、パート等)
児童指導員	全体	4.1人	2.5人
	10人未満	0.8人	0.0人
	10～19人	3.0人	1.5人
	20～29人	4.6人	3.8人
	30～39人	5.7人	1.8人
	40人以上	6.0人	3.6人
保育士	全体	2.6人	1.0人
	10人未満	1.3人	0.5人
	10～19人	1.4人	0.6人
	20～29人	2.2人	0.6人
	30～39人	4.5人	2.1人
	40人以上	6.1人	3.4人
その他	全体	2.6人	8.3人
	10人未満	0.2人	5.0人
	10～19人	1.1人	6.2人
	20～29人	2.6人	8.2人
	30～39人	3.0人	12.5人
	40人以上	9.2人	12.0人

②正職員の経験年数等

問2 上表でご回答いただいた職員のうち、正職員の方について経験年数等を教えてください。

■正職員については、1,065名分の回答がありました。平均年齢は44.1歳、一時保護所での勤務年数の平均は4.4年、児童福祉領域での経験年数の平均は11.5年となっています。



③日中、夜間等における一時保護所の職員の勤務体制

問3 日中、夜間等における一時保護所の職員の勤務体制を教えてください。（各区分での職員の勤務人数を記入）

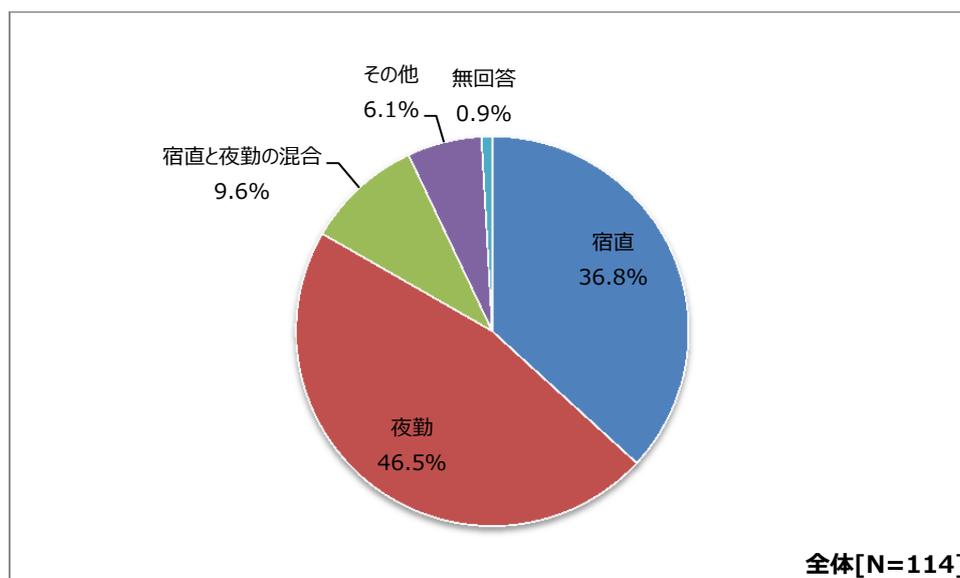
■勤務体制については、回答から平均人数を算出すると、114施設の平均で以下のように なっています。

区分	正職員	非常勤（非正規）職員
平日の日中	4.4人	2.5人
平日の夜間	1.3人	1.6人
休日の日中	2.8人	1.8人
休日の夜間	1.2人	1.5人

④一時保護所の夜間の勤務体制

問4 一時保護所の夜間の勤務体制について、あてはまるものをご回答ください。（1つに○）

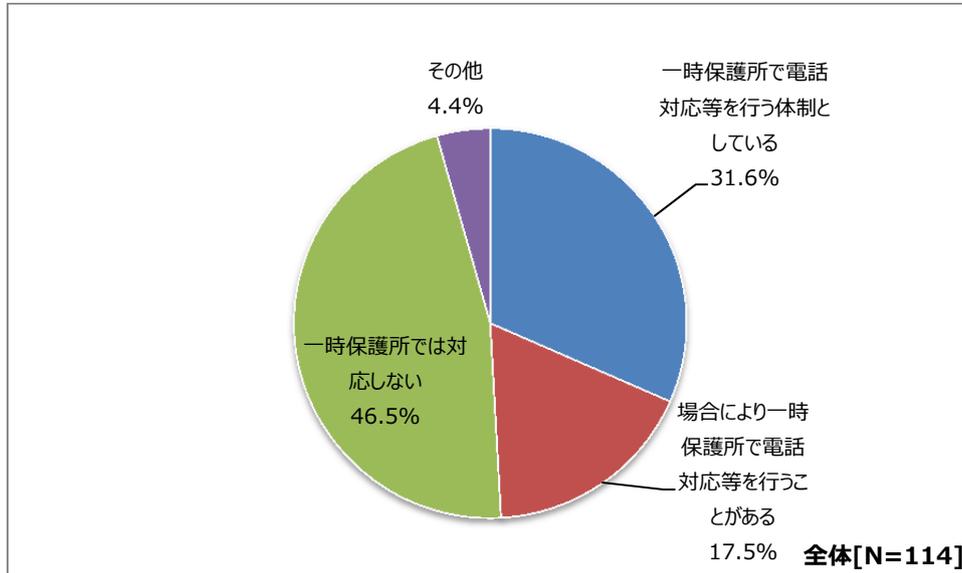
■「夜勤」が46.5%、「宿直」が36.8%となっています。



⑤夜間、休日に児童相談所に入る通告、相談、緊急連絡等の対応

問5 夜間、休日に児童相談所に入る通告、相談、緊急連絡等に、一時保護所に対応することがありますか。
(1つに○)

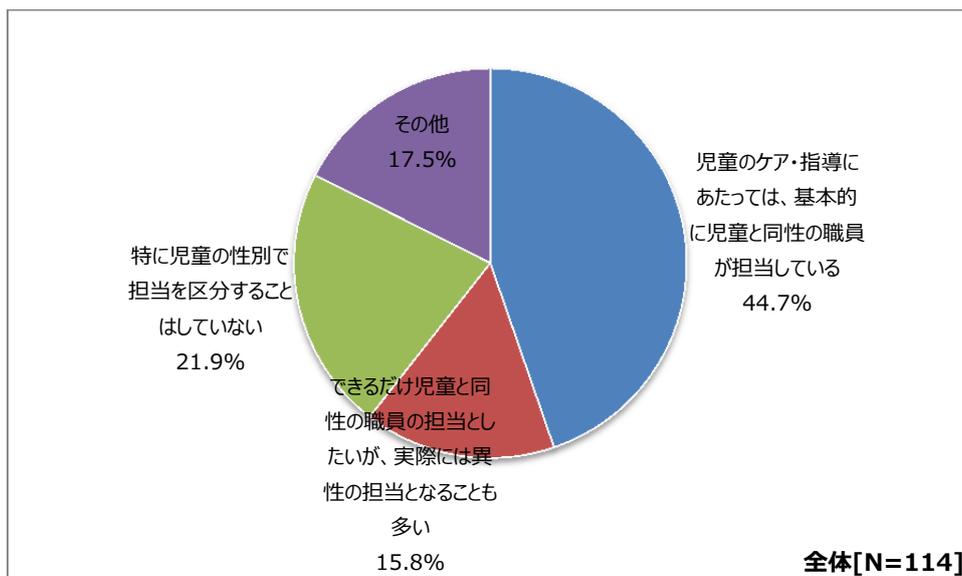
- 「一時保護所では対応しない」が 46.5%、「一時保護所で電話対応等を行う体制としている」が 31.6%等となっています。



⑥一時保護所の被保護児童への担当体制

問6 一時保護所の被保護児童への担当体制について、あてはまるものをご回答ください。(1つに○)

- 「児童のケア・指導にあたっては、基本的に児童と同性の職員が担当している」が 44.7%、「特に児童の性別で担当を区分することはしていない」が 21.9%等となっています。



(3) 被保護児童の状況について

①被保護児童数の内訳

問7 一時保護所での平成26年度1年間に保護を開始した人数（実人数）について、以下の内訳を教えてください。（①、②の表それぞれに内訳の人数をご記入ください。）

- 1年間の保護人数は、114施設の平均で総数163.0人となっています。内訳は、年齢層では小学生・中学生が多くなっています。保護理由では虐待が多く、期間を見ると1週間以内が17.7人である一方、2か月以上の保護も15.1人となっています。
- 施設規模（入所定員）別で、被保護児童数の保護期間の内訳を見ると、規模の大きい施設で比較的保護期間の長い児童の多い傾向がうかがえます。

<年齢層・性別>

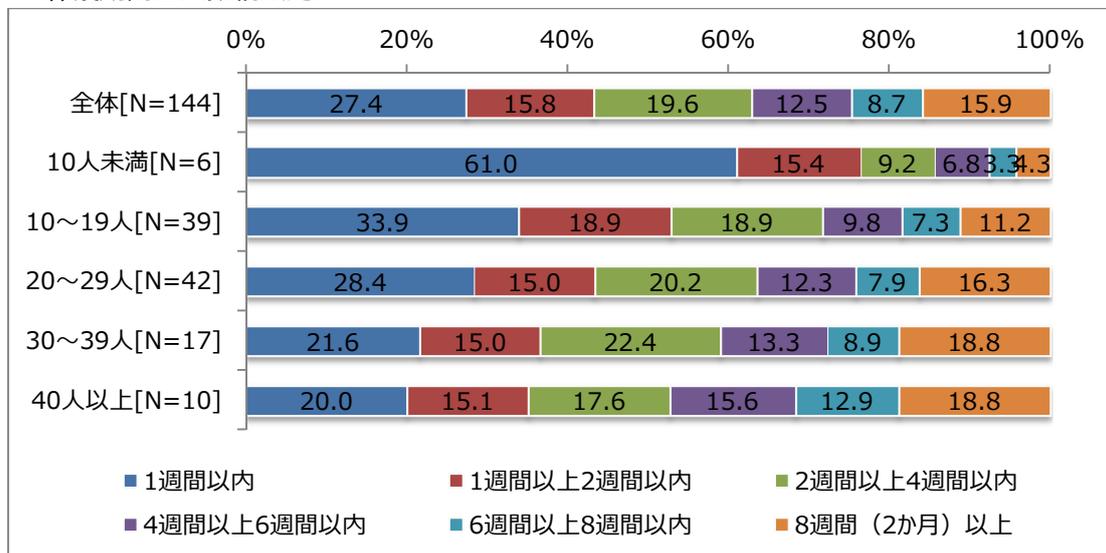
	就学前	小学生	中学生	中卒以上
男子	17.9人	29.8人	27.6人	8.0人
女子	14.1人	23.5人	21.8人	12.4人

<保護理由（保護期間別）>

	養護（虐待）	養護（その他）	障害	非行	育成	その他
1週間以内	17.7人	13.4人	0.5人	6.3人	3.4人	1.4人
1週間以上2週間以内	9.5人	8.5人	0.2人	3.3人	2.7人	0.5人
2週間以上4週間以内	14.4人	8.2人	0.2人	4.3人	2.9人	0.5人
4週間以上6週間以内	9.6人	5.0人	0.1人	3.0人	1.3人	0.4人
6週間以上8週間以内	7.7人	2.9人	0.0人	1.7人	1.1人	0.2人
8週間（2か月）以上	15.1人	4.4人	0.1人	3.0人	1.4人	0.9人

保護人数総数（実人数）	163.0人
-------------	--------

<保護期間別人数構成比>



②職権保護人数

問8 上表でご回答いただいた保護人数（実人数）のうち、職権を用いて保護した人数をご記入ください。

- 職権保護人数の平均は 18.0 人となっており、保護総数の 11.0%となっています。

職権保護人数	18.0人
--------	-------

③施設定員超過による保護委託人数

問9 上表でご回答いただいた保護人数（実人数）のうち、保護開始時に施設定員超過により所内保護が難しく、他の施設（児童養護施設等）に保護委託を行ったケースはありますか。該当人数と委託先内訳をご記入ください。

- 施設定員超過による保護委託人数については、114 施設の平均で総数 35.7 人となっています。内訳は、児童養護施設への委託人数が多くなっています。

委託先	児童養護施設	6.6人	乳児院	2.9人	障害児施設	1.0人
	病院	0.6人	里親	3.4人	その他	1.9人

委託人数総数（実人数）	35.7人
-------------	-------

④保護期間長期化の理由

問10 2か月以上保護の被保護児童がいると回答したところにお聞きします。その中で、もっとも保護期間が長期化した事例について、その理由等をご記入ください。（自由記入）

- 94 施設から回答がありました。本人に適した施設の空き待ちという内容が多くなっています。また、施設入所措置に対する親権者の同意を得ることに時間を要したという回答も少なからず見られます。

理由分類	件数	理由分類	件数
施設の空き待ち	9	里親との関係調整	2
児童福祉法第28条の手続き	13	家族・親族の引取り先がない	3
親の同意が得られない	21	処遇決定に時間がかかる	10
受入れ施設探し・調整	30	児相の時間調整	1
児童の体調・精神状態	8	本人への説明・同意	2
家庭環境の調整	16	方針変更	2
本人の問題行動	9	その他	3

※複数理由はそれぞれカウント

⑤保護期間長期化に対して取り組んでいること

問11 一時保護所で、保護期間が長期化しないように取り組んでいることがあれば、その取り組み内容等をご記入ください。（自由記入）

■74施設から回答がありました。児童相談所との連携を密にし、ケースカンファレンスを充実する等の内容が多くなっています。

取り組んでいる内容	件数
児相に調整を依頼	3
児相との面接を増やす	1
ケースワーカーや心理司との連携	13
児童相談所支援部門への情報提供・連携	10
行動観察記録や近況報告書等の記述内容を充実させる	1
担当児童福祉司への方針確認	4
毎月1回の援助方針会議・ケース会議（一時保護所内）での情報共有	3
本人の気持ち・発言をちゃんと聞く	5
ケースカンファレンスの実施	9
観察判定期間の目安を設定	1
計画的なスケジュール管理	6
週に1回の援助方針会議で状況確認	3
一時保護所では対応方法がない	6
行動観察を行う	9
三者・三課連携	14
親権者の理解を得る	1
本人への説明	1
必要最小限の保護を所内で共通認識している	1
虐待ケースについては、家族再統合を優先。困難な場合には家庭裁判所へ施設入所の承認の申立てを行う	1
一時保護開始後一週間以内に担当者会を行う	1
保護後1か月を目途に判定会議を実施	1
入所してから2週間経過後、観察会議を開く	1
定期的な担当者打合せ	2
速やかな対応	1

※複数内容はそれぞれカウント

⑥退所人数

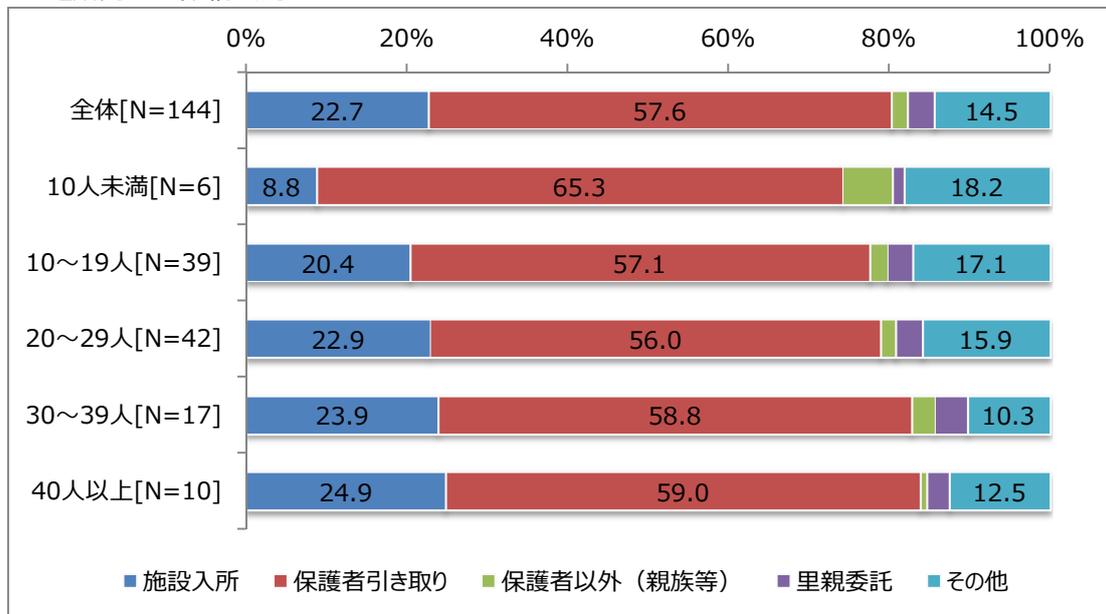
問12 平成26年度1年間における一時保護所の退所人数と、退所先の内訳をご記入ください。

- 1年間の退所人数については、114施設の平均で総数154.0人となっています。内訳は、保護者引き取りが多くなっています。保護人数の平均と比較すると、約9.0人の差があります。
- 施設規模（入所定員）別で見ると、定員10人未満の小規模施設を除き、施設入所が約2割、保護者引き取りが約6割となっています。

退所先	施設入所	33.5人	保護者引き取り	85.1人
	保護者以外（親族等）	3.0人	里親委託	4.9人
	その他	21.4人		

退所人数総数（実人数）	154.0人
-------------	--------

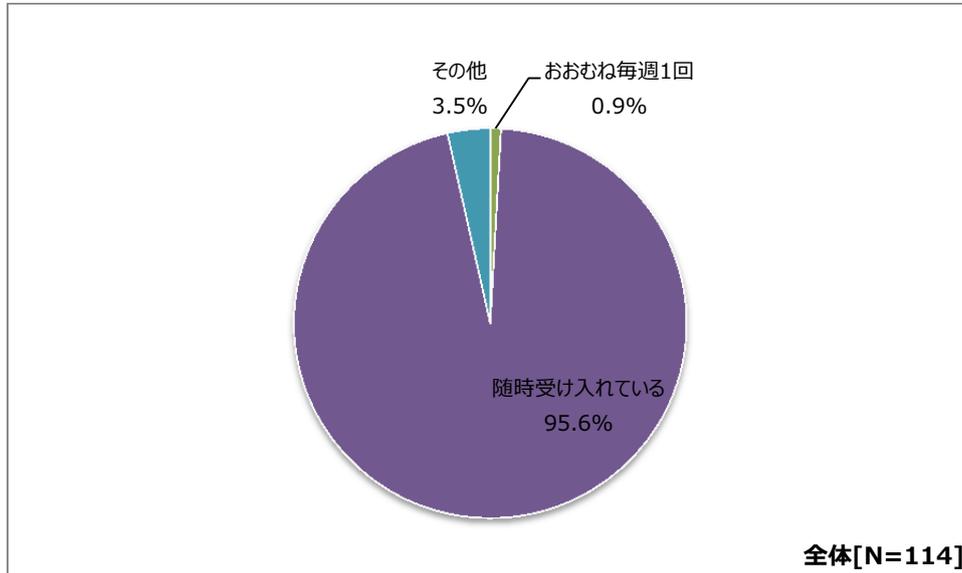
<退所先別人数構成比>



⑦一時保護所での被保護児童の入所日などの取り決め

問13 一時保護所での被保護児童の受け入れについて、入所日などを決めていきますか（緊急対応等を除く）。
(1つに○)

- 一時保護所での被保護児童の入所日などの取り決めについて聞いたところ、「随時受け入れている」が95.6%となっており、ほとんどの施設が随時受け入れを行っています。



(4) 一時保護所の施設・設備の状況について

①施設の面積・建築年

問14 一時保護所の施設について、延べ床面積、建築・増改築年をご記入ください。

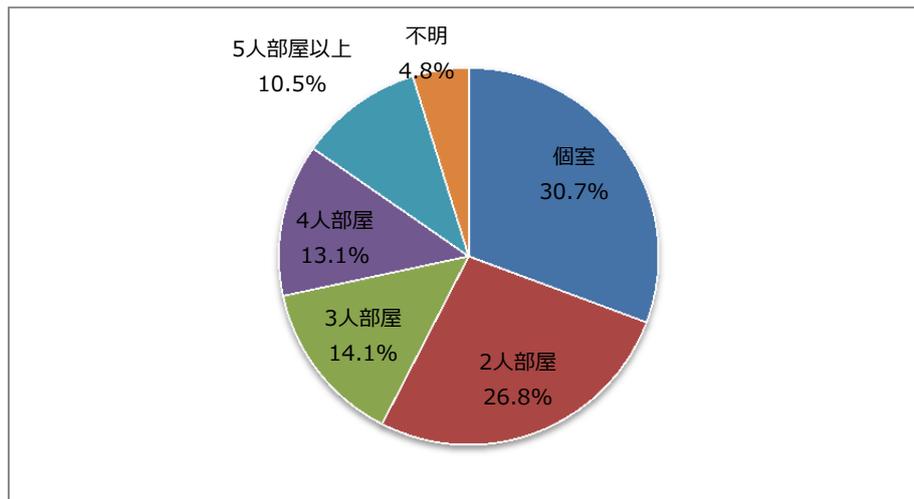
- 施設の延べ床面積を聞いたところ、回答のあった施設の平均で約 1,400 m²となっています。また、建築年（大規模改築含む）の回答から、建築年数を算出すると、平均で 17.6 年となっています。

延べ床面積	1,400.3m ²	建築年数	17.6年
-------	-----------------------	------	-------

②児童居室の状況

問15 一時保護所の被保護児童の居室について、室数、面積をご記入ください。（区分ごとに記入）

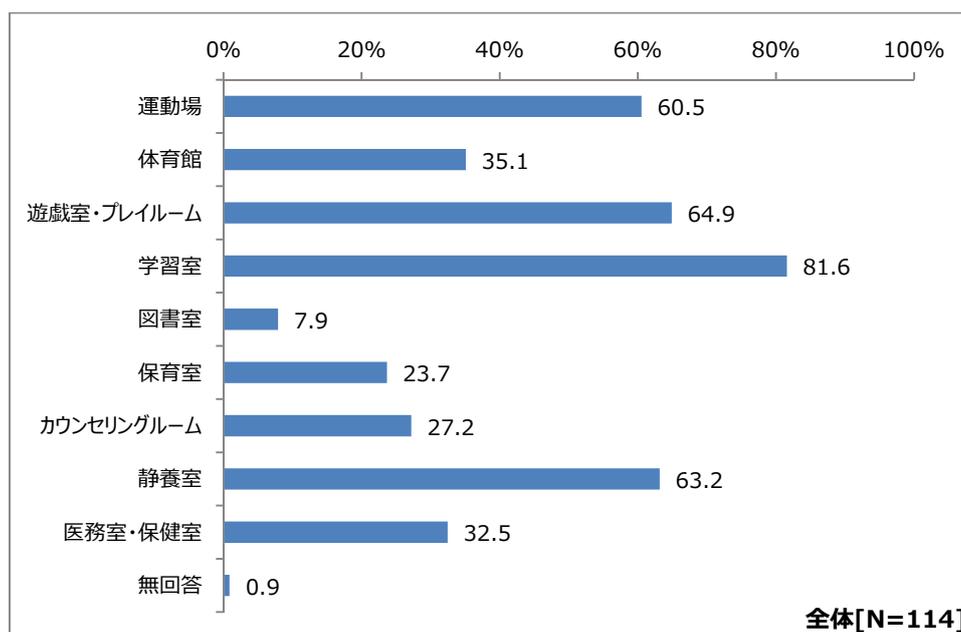
- 被保護児童の居室については、全体で 902 室分の回答がありました。そのうち、男子用が 371 室（41.1%）、女子用が 336 室（37.3%）、男女区分なしが 195 室（21.6%）となっています。
- 居室の種類については、個室が 30.7%、2 人部屋が 26.8%等となっていますが、5 人部屋以上も 10.5%見られます。居室の平均面積は 18.0 m²となっています。



③一時保護所の設備・場所

問16 一時保護所に以下の設備・場所はありますか。（あてはまるものすべてに○）

- 一時保護所にある設備・場所については、「学習室」が 81.6%、「遊戯室・プレイルーム」が 64.9%、「静養室」が 63.2%、「運動場」が 60.5%等となっています。

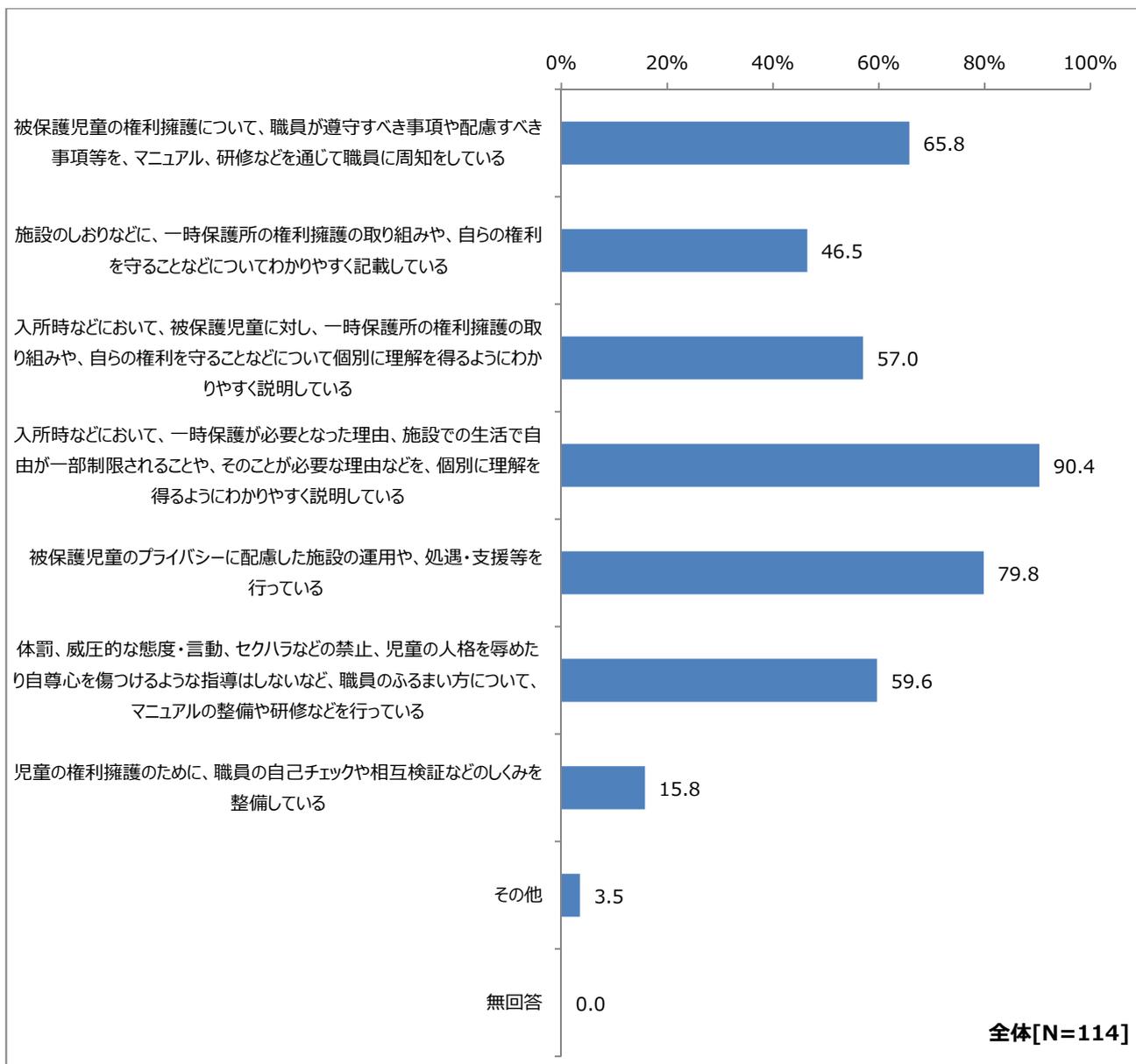


(5) 被保護児童への支援や生活に関すること

①被保護児童の権利擁護について取り組んでいること

問17 被保護児童の権利擁護について、一時保護所で取り組んでいることをご回答ください。（あてはまるものすべてに○）

- 「入所時などにおいて、一時保護が必要となった理由、施設での生活で自由が一部制限されることや、そのことが必要な理由などを、個別に理解を得るようにわかりやすく説明している」が90.4%、「被保護児童のプライバシーに配慮した施設の運用や、処遇・支援等を行っている」が79.8%と高い割合になっています。



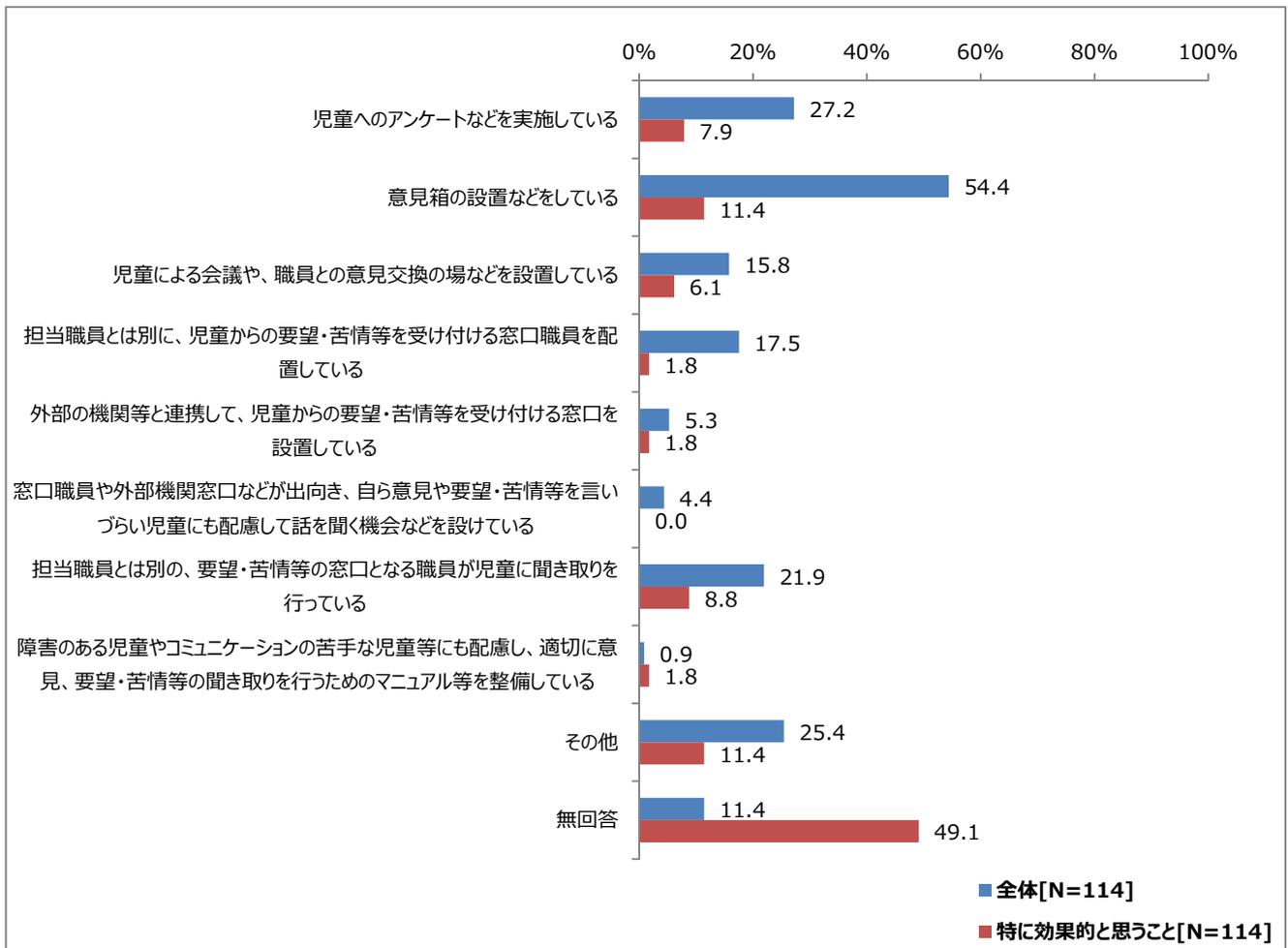
取り組んでいる内容の回答	件数
本人への説明	1
権利ノートを各児童に配付	2
週1回の野外活動（社会見学）による体験	1
児童福祉司が説明	2
外部評価表に基づいて、自己評価を毎年行う	1
アンケートを取っている	1
児童養護施設の第三者評価の設問を参考に、独自の評価項目を作成し自己評価を年1回実施	1
課内会議時（1か月1回）に自己点検票を職員が記入する	1
ヒヤリハット用紙を利用	1
一時保護所児童指導員に対してペアトレを実施	1
職員の倫理要綱を定めている	2
毎月、職員運営会議・管理委員会を開催し、権利擁護等に関する研修を行っている	1
入所後2週間ごとのアンケートや退所時のアンケート調査を実施	1
職員には事故やトラブルにつながりそうになったことには、インジデントレポートを提出してもらう	1
児童の権利擁護のために、職員が持つべき心構えを「一時保護所理念」として明文化	1
観察要点及び具体的方法等について検討しながら、処遇・支援等を行っている	1

②被保護児童からの意見、要望・苦情などの聞き取り

問18 被保護児童からの意見や、要望・苦情などの聞き取りのために、一時保護所で取り組んでいることをご回答ください。（あてはまるものすべてに○）

また、その中で特に効果的と思われる取り組みがあれば、下欄に番号を記入してください。

- 「意見箱の設置などを行っている」が 54.4%とほぼ半数となっていますが、その他はいずれも 3割以下の項目が多くなっています。
- 特に効果的と思う取り組みについて 1つをあげてもらったところ、全体と同じく「意見箱の設置などを行っている」が 11.4%となっていますが、「担当職員とは別の、要望・苦情等の窓口となる職員が児童に聞き取りを行っている」も 1割弱があげています。



取り組んでいる内容の回答	件数
環境調整	2
心理司、児童福祉面接時に聞き取り	1
日常生活での子どもとの関わりの中で、その都度丁寧に扱っている	1
担当職員の面接の中できちんと聞き取るようにしている	1
体制を保証する体制作りの検討を行っている。平成28年4月から試行予定	1

施設規模（入所定員）別で見ると、規模の大きな施設で比較的取り組みを行っている割合が高くなっています。

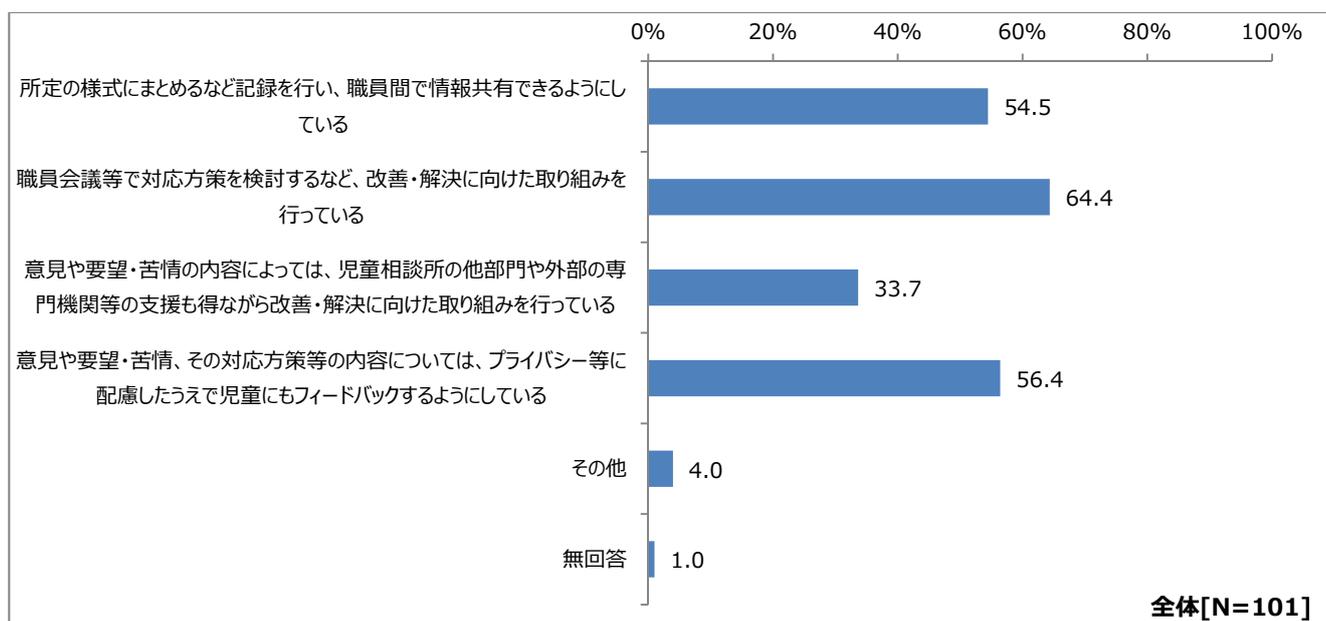
(%)

	全体	10人未満	10～19人	20～29人	30～39人	40人以上
N=	114	6	39	42	17	10
児童へのアンケートなどを実施している	27.2	16.7	20.5	28.6	17.6	70.0
意見箱の設置などを行っている	54.4	50.0	53.8	59.5	52.9	40.0
児童による会議や、職員との意見交換の場などを設置している	15.8	0.0	15.4	16.7	11.8	30.0
担当職員とは別に、児童からの要望・苦情等を受け付ける窓口職員を配置している	17.5	16.7	17.9	16.7	5.9	40.0
外部の機関等と連携して、児童からの要望・苦情等を受け付ける窓口を設置している	5.3	0.0	5.1	0.0	11.8	20.0
窓口職員や外部機関窓口などが出向き、自ら意見や要望・苦情等を言いつらい児童にも配慮して話を聞く機会などを設けている	4.4	0.0	2.6	2.4	0.0	30.0
担当職員とは別の、要望・苦情等の窓口となる職員が児童に聞き取りを行っている	21.9	33.3	17.9	26.2	11.8	30.0
障害のある児童やコミュニケーションの苦手な児童等にも配慮し、適切に意見、要望・苦情等の聞き取りを行うためのマニュアル等を整備している	0.9	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0
その他	25.4	0.0	25.6	23.8	41.2	20.0
無回答	11.4	50.0	17.9	4.8	5.9	0.0

③寄せられた意見や要望・苦情などへの対応

問19 前問で1つ以上の回答をされたところにお聞きします。寄せられた意見や要望・苦情などについて、どのように対応していますか。（あてはまるものすべてに○）

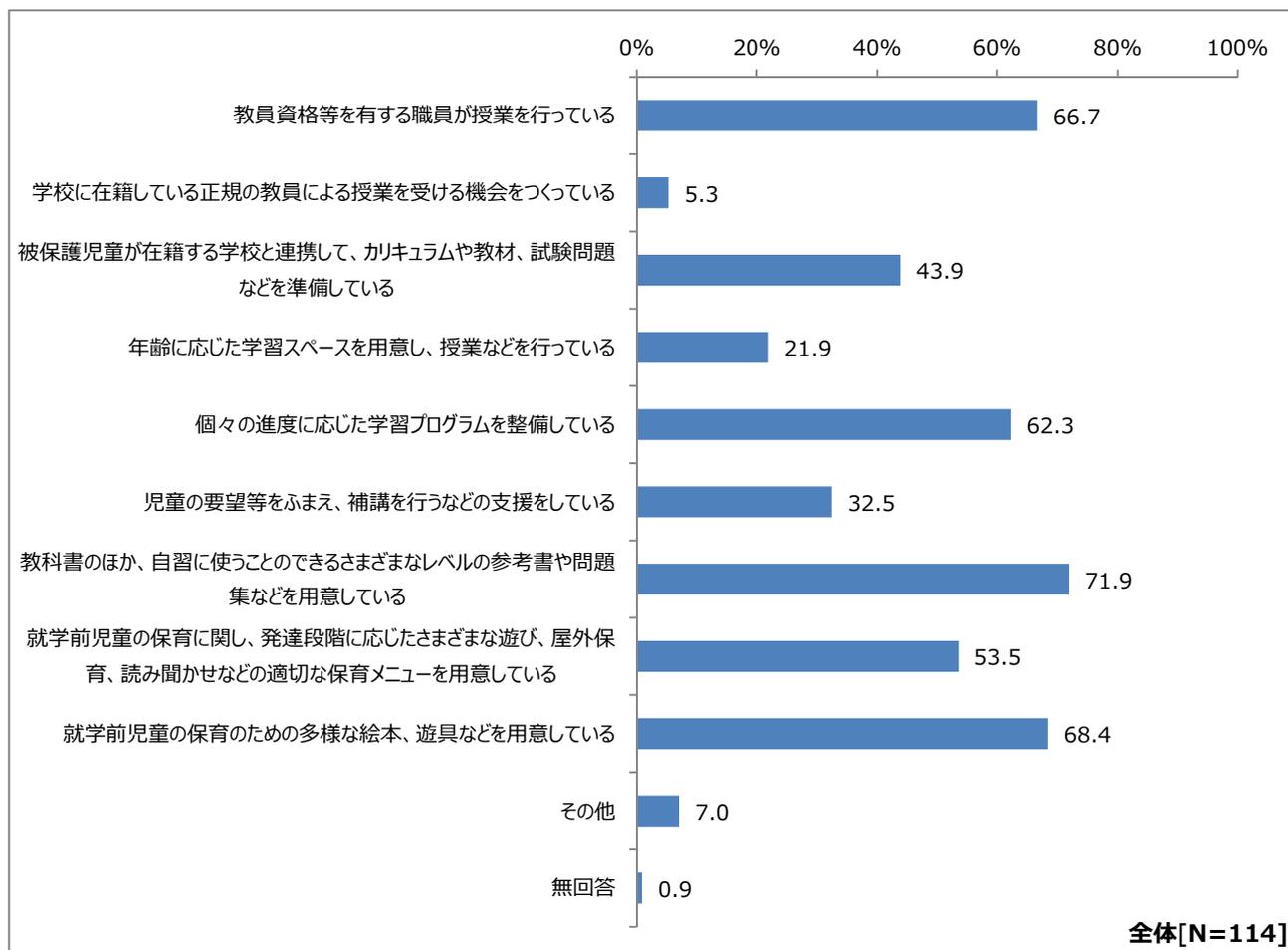
■ 寄せられた意見や要望・苦情などへの対応については、「職員会議等で対応方策を検討するなど、改善・解決に向けた取り組みを行っている」が 64.4%、「意見や要望・苦情、その対応方策等の内容については、プライバシー等に配慮したうえで児童にもフィードバックするようにしている」が 56.4%、「所定の様式にまとめるなど記録を行い、職員間で情報共有できるようにしている」が 54.5%等となっています。



④学習支援・保育について取り組んでいること

問20 学習支援・保育について、一時保護所で取り組んでいることをご回答ください。（あてはまるものすべてに○）

■「教科書のほか、自習に使うことのできるさまざまなレベルの参考書や問題集などを用意している」が71.9%と高い割合になっています。その他、「就学前児童の保育のための多様な絵本、遊具などを用意している」が68.4%、「教員資格等を有する職員が授業を行っている」が66.7%、「個々の進度に応じた学習プログラムを整備している」が62.3%等となっています。一方、「学校に在籍している正規の教員による授業を受ける機会をつくっている」は5.3%とわずかです。

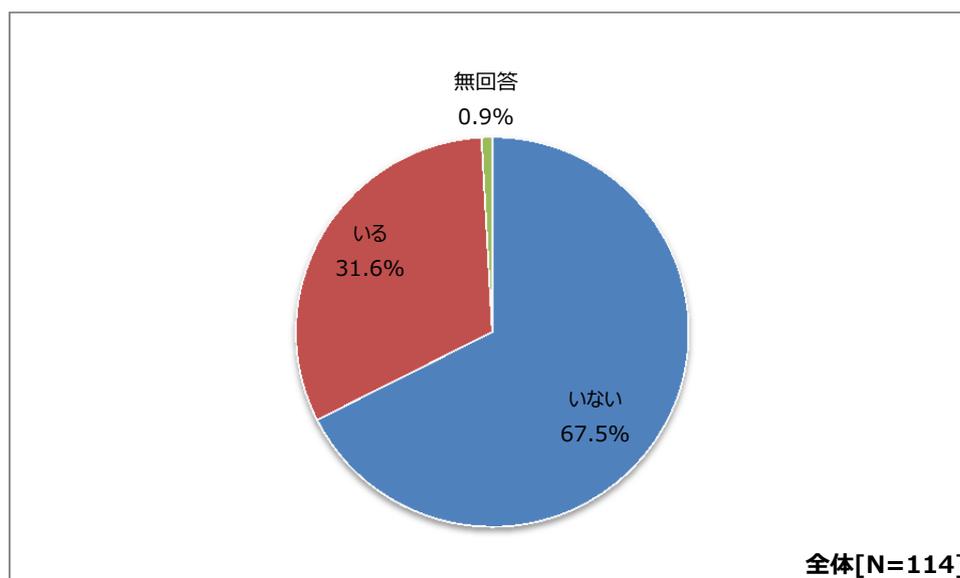


取り組んでいる内容の回答	件数
配置初年度は保護所にて学習指導や生活指導を行う（弊所でも2年～3年に1度は保護所に配置となる。）	1
学習支援については、各児童に合わせて対応している。	5
小・中学校の児童（生活）指導専任教諭を「学習支援研修」という形で多数保護所に受け入れ	1
教育委員会と連携して実施	2
福祉司が学校と連絡を取り合う	1
教員資格を有する学習ボランティアの協力により、学習支援を行っている	1
社会見学を兼ねた野外活動を週1回実施している	1
学習の記録を提出予定	1
教員OBの学習指導員が個別指導を行っている	1
児童自立支援施設に併設されている小中学校（分校）の教員との交流を図り、学習指導面での助言をいただいている	1
職員のほか教員免許を有する時間講師（国語・数学・英語）を雇用	1
オリジナルの学力進捗調査を行い、能力に合ったプリント学習を行っている	1
学習ボランティアの定期的導入	1
NPO法人に年2回、理科の実験教室導入	1
在籍校と調整	2
知育・運動・言語の曜日別の幼児日課を作成し、実施	1
学力テスト国語・算数（数学）を小1～自分の学年レベルまで実施	2
就学前児童、3か月前あたりより、読書・ひらがなの練習・数字の練習をする時間を作っている	1
委託契約している学習塾から講師を派遣してもらい学習支援を実施	1
特別支援教育センターと連携し、個別学習指導の協力を得ている	1
その他	1

⑤一時保護所から学校（在籍校、最寄校等）への通学を認めた児童の有無

問21 平成26年度1年間に保護を開始した児童で、一時保護所から学校（在籍校、最寄校等）への通学を認めた児童はいますか。（いずれかに○）

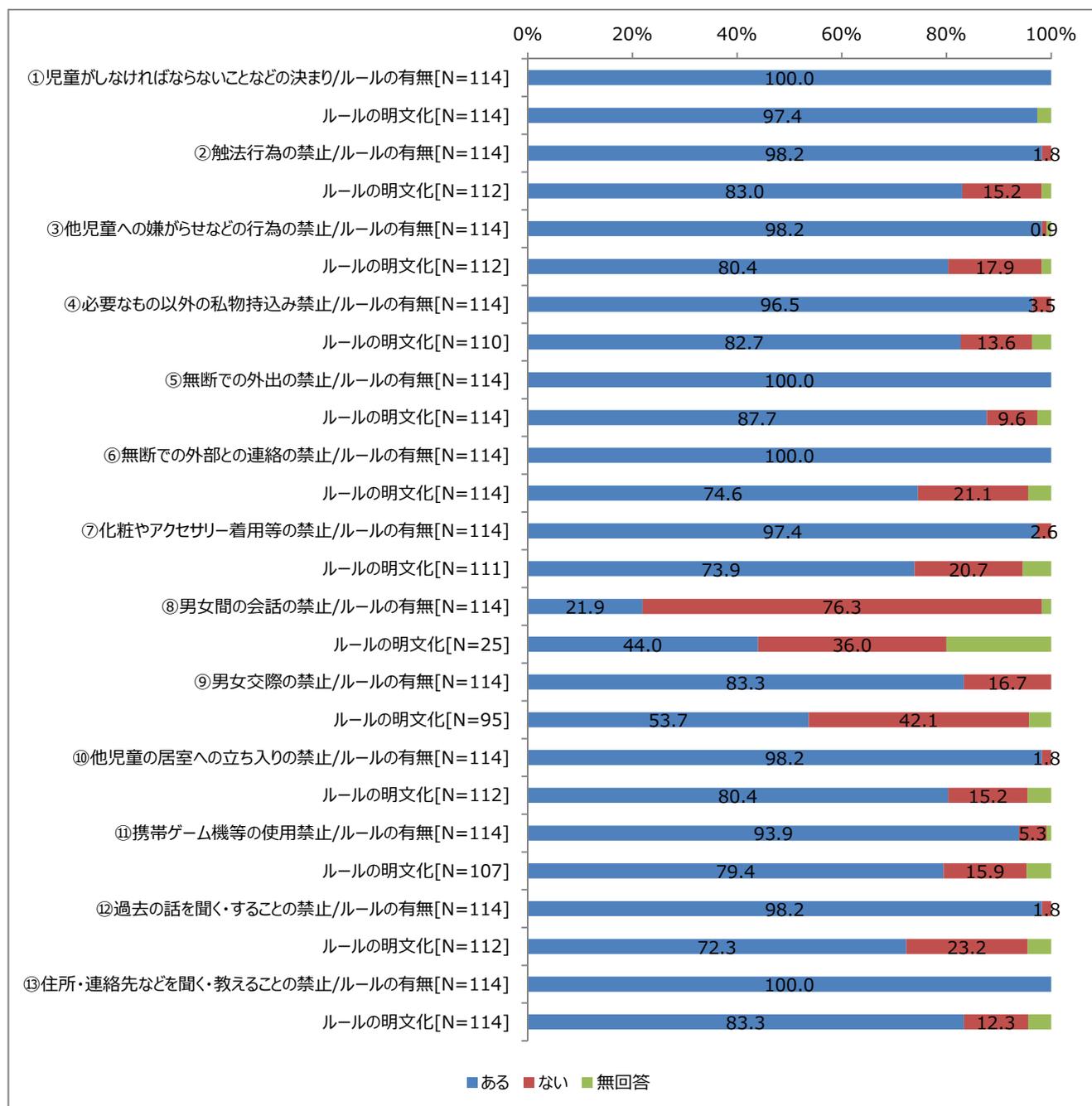
- 一時保護所から学校（在籍校、最寄校等）への通学を認めた児童の有無について聞いたところ、「いない」が67.5%、「いる」が31.6%となっています。
- 通学人数については、「いる」と回答した36施設の平均で、小学校1.0人、中学校0.8人、高校1.1人です。



⑥一時保護所での生活ルールや約束事などの有無・文書化

問22 一時保護所での生活に関し、以下にあげたようなルールや約束事などが文書としてありますか。ルールや約束事などの有無と、児童に文書などで明示的に知らせているかどうかについてご回答ください。（各項目について、ルールの有無と明文化の質問それぞれに○）

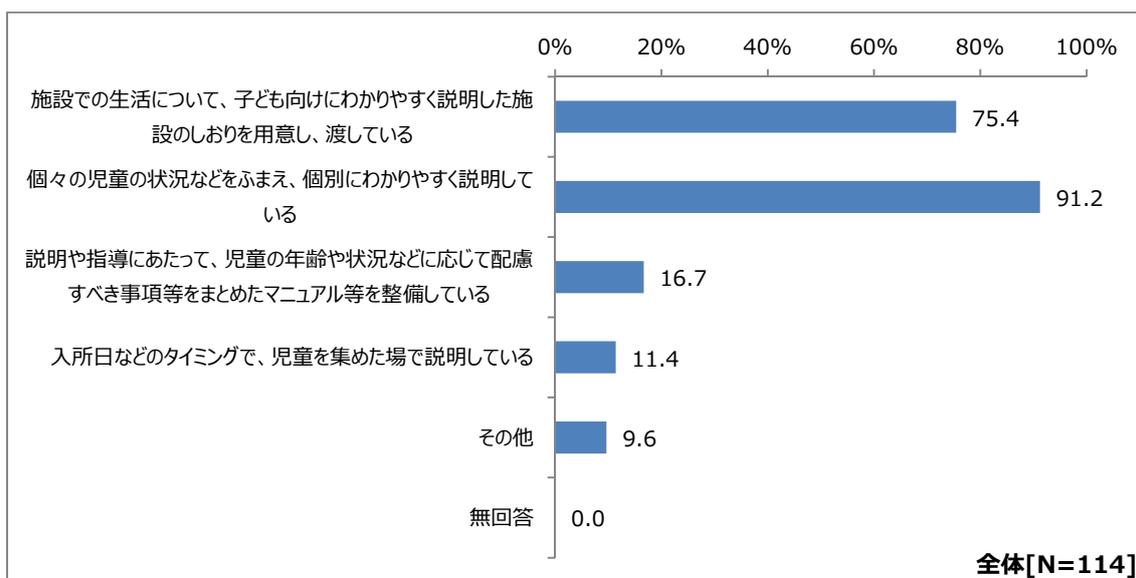
■多くの項目で、ルールがあるという施設が多くなっています。男女交際の禁止等については、ルールがあるところが多い一方、明文化されているところはほぼ半々となっています。



⑦一時保護所入所時の生活のルールや約束事などについての説明

問23 一時保護所入所時に、生活のルールや約束事などについて、児童にどのように説明していますか。(あてはまるものすべてに○)

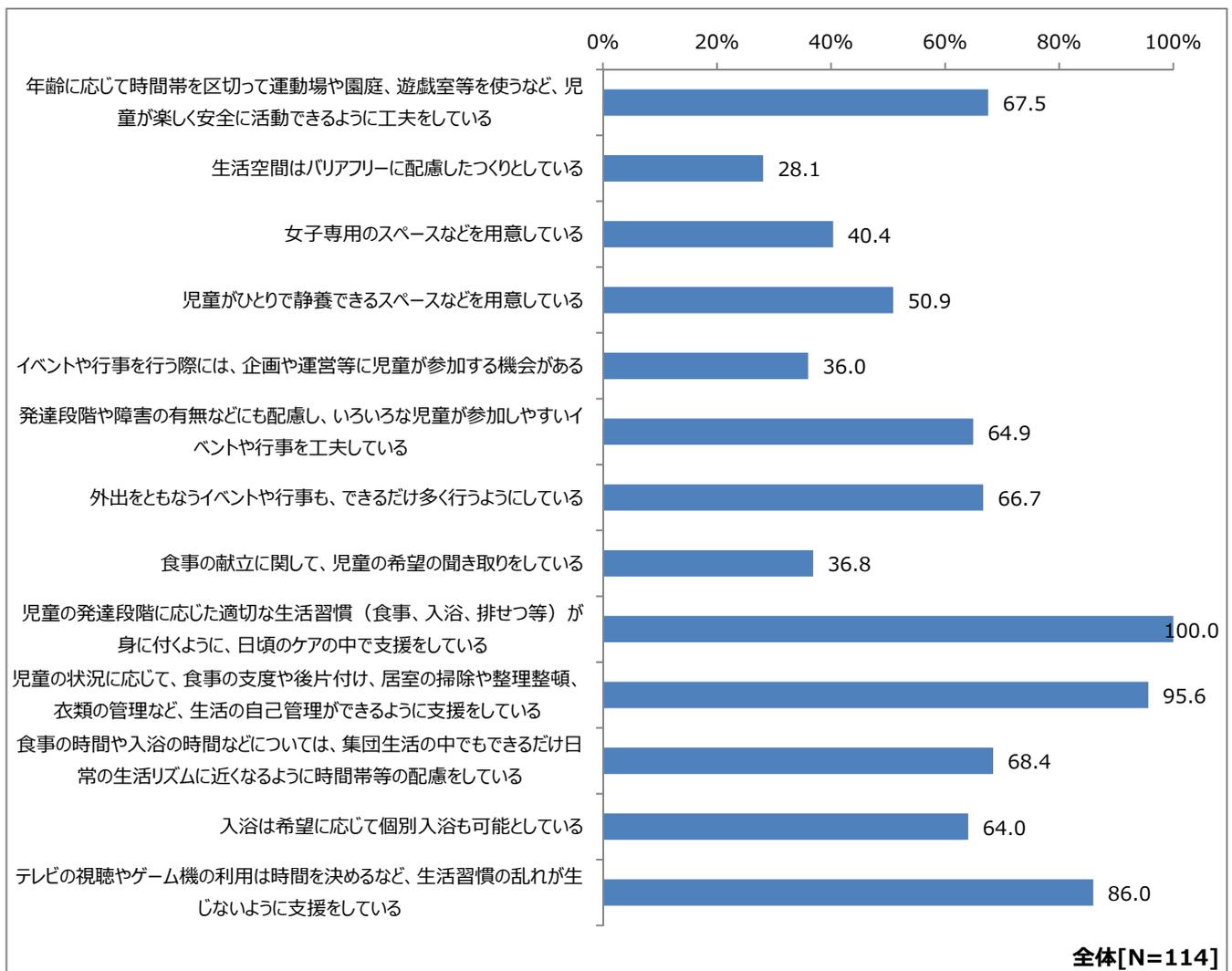
■一時保護所入所時の生活のルールや約束事などについての説明は、「個々の児童の状況などをふまえ、個別にわかりやすく説明している」が91.2%となっています。「施設での生活について、子ども向けにわかりやすく説明した施設のしおりを用意し、渡している」も75.4%と高く、ほぼ3/4の施設で実施しています。



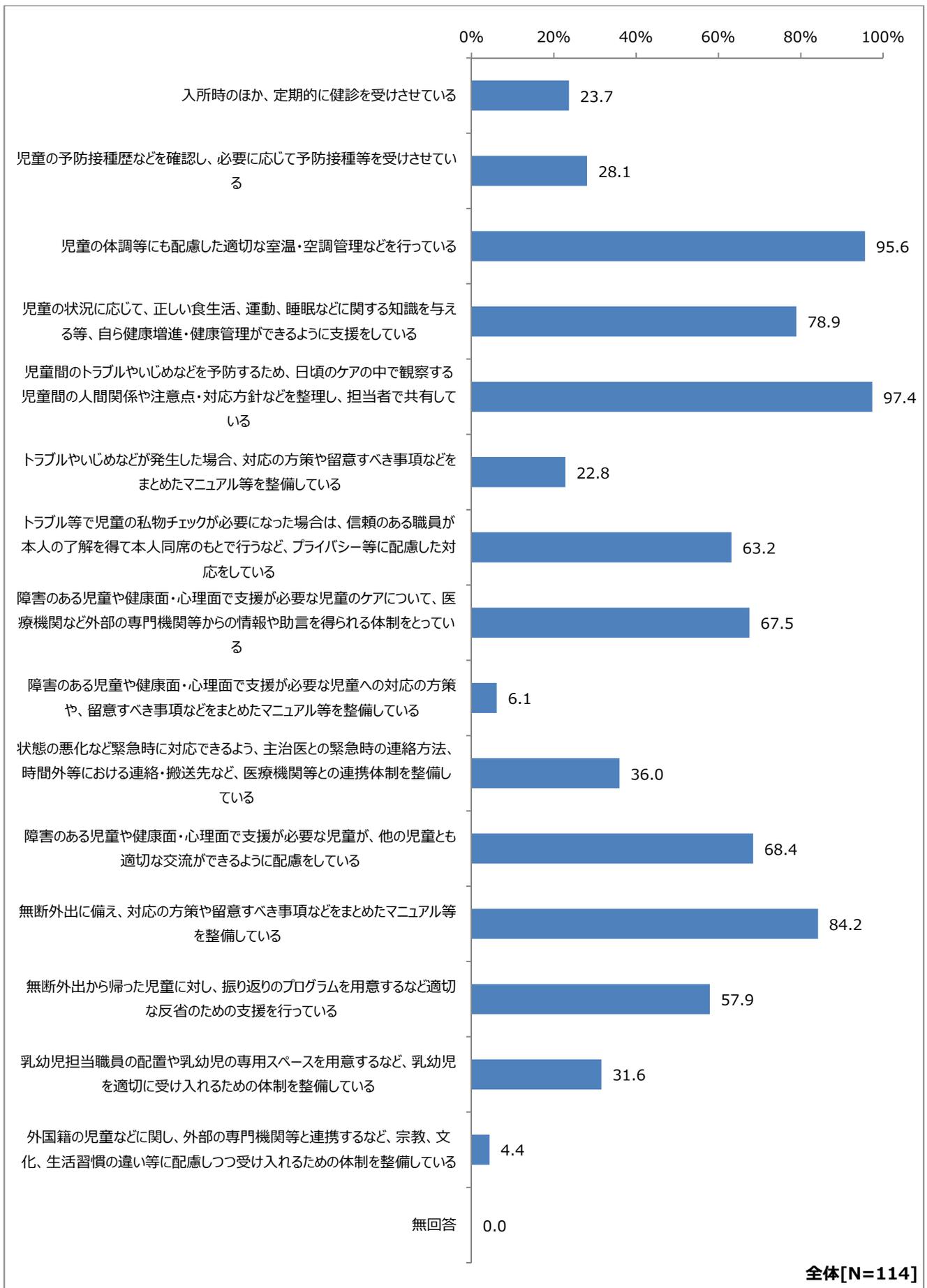
⑧被保護児童の生活について、特に留意していること、取り組んでいること

問24 被保護児童の一時保護所での生活について、特に留意していること、取り組んでいることなどがあればご記入ください。（あてはまるものすべてに○）

■被保護児童の一時保護所での生活について、特に留意していること、取り組んでいることについて聞いたところ、「児童の発達段階に応じた適切な生活習慣（食事、入浴、排せつ等）が身に付くように、日頃のケアの中で支援をしている」は100.0%で全施設が回答しています。その他、「児童間のトラブルやいじめなどを予防するため、日頃のケアの中で観察する児童間の人間関係や注意点・対応方針などを整理し、担当者で共有している」が97.4%、「児童の状況に応じて、食事の支度や後片付け、居室の掃除や整理整頓、衣類の管理など、生活の自己管理ができるように支援をしている」が95.6%、「児童の体調等にも配慮した適切な室温・空調管理などを行っている」が95.6%、「テレビの視聴やゲーム機の利用は時間を決めるなど、生活習慣の乱れが生じないように支援をしている」が86.0%、「無断外出に備え、対応の方策や留意すべき事項などをまとめたマニュアル等を整備している」が84.2%、「児童の状況に応じて、正しい食生活、運動、睡眠などに関する知識を与える等、自ら健康増進・健康管理ができるように支援をしている」が78.9%など、比較的高い割合となっています。



[次ページに続く]



■施設規模（入所定員）別で見ると、規模の大きな施設で取り組みを行っている割合が比較的高くなっています。

(%)

	全体	10人未満	10~19人	20~29人	30~39人	40人以上
N=	114	6	39	42	17	10
年齢に応じて時間帯を区切って運動場や園庭、遊戯室等を使うなど、児童が楽しく安全に活動できるように工夫をしている	67.5	33.3	53.8	76.2	70.6	100.0
生活空間はバリアフリーに配慮したつくりとしている	28.1	33.3	17.9	31.0	29.4	50.0
女子専用のスペースなどを用意している	40.4	0.0	25.6	42.9	64.7	70.0
児童がひとりで静養できるスペースなどを用意している	50.9	33.3	48.7	52.4	52.9	60.0
イベントや行事を行う際には、企画や運営等に児童が参加する機会がある	36.0	50.0	41.0	40.5	11.8	30.0
発達段階や障害の有無などにも配慮し、いろいろな児童が参加しやすいイベントや行事を工夫している	64.9	33.3	61.5	71.4	70.6	60.0
外出をともなうイベントや行事も、できるだけ多く行うようにしている	66.7	66.7	56.4	71.4	76.5	70.0
食事の献立に関して、児童の希望の聞き取りをしている	36.8	33.3	38.5	33.3	29.4	60.0
児童の発達段階に応じた適切な生活習慣（食事、入浴、排せつ等）が身に付くように、日頃のケアの中で支援をしている	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
児童の状況に応じて、食事の支度や後片付け、居室の掃除や整理整頓、衣類の管理など、生活の自己管理ができるように支援をしている	95.6	100.0	100.0	88.1	100.0	100.0
食事の時間や入浴の時間などについては、集団生活の中でもできるだけ日常生活リズムに近くなるように時間帯等の配慮をしている	68.4	100.0	69.2	59.5	88.2	50.0
入浴は希望に応じて個別入浴も可能としている	64.0	83.3	76.9	57.1	52.9	50.0
テレビの視聴やゲーム機の利用は時間を決めるなど、生活習慣の乱れが生じないように支援をしている	86.0	83.3	84.6	85.7	88.2	90.0
入所時のほか、定期的に健診を受けさせている	23.7	0.0	10.3	23.8	47.1	50.0
児童の予防接種歴などを確認し、必要に応じて予防接種等を受けさせている	28.1	33.3	28.2	26.2	29.4	30.0
児童の体調等にも配慮した適切な室温・空調管理などを行っている	95.6	100.0	92.3	95.2	100.0	100.0
児童の状況に応じて、正しい食生活、運動、睡眠などに関する知識を与える等、自ら健康増進・健康管理ができるように支援をしている	78.9	83.3	79.5	78.6	70.6	90.0
児童間のトラブルやいじめなどを予防するため、日頃のケアの中で観察する児童間の人間関係や注意点・対応方針などを整理し、担当者で共有している	97.4	100.0	94.9	100.0	94.1	100.0
トラブルやいじめなどが発生した場合、対応の方策や留意すべき事項などをまとめたマニュアル等を整備している	22.8	0.0	17.9	21.4	29.4	50.0
トラブル等で児童の私物チェックが必要になった場合は、信頼のある職員が本人の了解を得て本人同席のもとで行うなど、プライバシー等に配慮した対応をしている	63.2	66.7	64.1	64.3	58.8	60.0
障害のある児童や健康面・心理面で支援が必要な児童のケアについて、医療機関など外部の専門機関等からの情報や助言を得られる体制をとっている	67.5	50.0	66.7	76.2	58.8	60.0
障害のある児童や健康面・心理面で支援が必要な児童への対応の方策や、留意すべき事項などをまとめたマニュアル等を整備している	6.1	16.7	2.6	2.4	11.8	20.0
状態の悪化など緊急時に対応できるよう、主治医との緊急時の連絡方法、時間外等における連絡・搬送先など、医療機関等との連携体制を整備している	36.0	33.3	30.8	31.0	47.1	60.0
障害のある児童や健康面・心理面で支援が必要な児童が、他の児童とも適切な交流ができるように配慮をしている	68.4	66.7	74.4	61.9	70.6	70.0
無断外出に備え、対応の方策や留意すべき事項などをまとめたマニュアル等を整備している	84.2	83.3	82.1	85.7	76.5	100.0
無断外出から帰った児童に対し、振り返りのプログラムを用意するなど適切な反省のための支援を行っている	57.9	66.7	38.5	69.0	64.7	70.0
乳幼児担当職員の配置や乳幼児の専用スペースを用意するなど、乳幼児を適切に受け入れるための体制を整備している	31.6	16.7	12.8	33.3	58.8	60.0
外国籍の児童などに関し、外部の専門機関等と連携するなど、宗教、文化、生活習慣の違い等に配慮しつつ受け入れるための体制を整備している	4.4	0.0	0.0	4.8	5.9	20.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

児童の施設内での活動の工夫、プライバシーや安全確保のための工夫など

取り組んでいる内容	件数
遊戯室などの時間決め	1
野外活動	2
家庭的な雰囲気配慮	1
男女別	10
個室対応	6
製作等の活動を充実	1
余暇時間の過ごし方	1
年齢や児童の状況に応じて集団又は個別での活動を行う	3
個人情報守秘	1
年齢別	2
入所児童の状況に合わせて日課の工夫	3
その他	1

イベント、行事、子どもの希望等をふまえた企画の工夫など

取り組んでいる内容	件数
野外活動の実施	8
児童に希望の献立を聞く	3
行事食を提供	1
季節に応じたイベント	7
読書ボランティアによる本の読み聞かせ	1
調理実習や外食体験	1
子どもたちと話し合って決める	2
創作活動を行って展示	1
心理司や福祉司も参加	1
様々な分野からの授業を行っている	1
誕生日会	3
その他	1

基本的な生活習慣に関すること

取り組んでいる内容	件数
個別入浴	24
ゲーム機持ち込み禁止	4
生活習慣が身に付くよう支援	1
介助の必要な児童には職員が同性介助として支援	2
「食育」指導	1
絵カードの活用	1
入浴は保護児童の年齢構成、性別、状況によって考慮	1
児童の生活リズムに差が生じる	1
個別的に丁寧に支援	1

児童の健康管理に関すること

取り組んでいる内容	件数
児童が看護師と相談できる体制	1
小児科医の往診	6
受け入れ時に、保護所から聞き取りや母子手帳等により、児童の状況を把握	2
必要に応じて受診	9
入所時には原則診察	3
看護師による健康観察を実施	3
検温を毎日実施	1
体調確認	1
予防接種等を受けさせることはしていない	1
健康管理が出来る様に支援	3
継続治療が必要な通院に対応	1
歯科検診を定期的に行っている	2

保健師に指導を依頼	2
入所前から定期的に行っている通院、必要な予防接種については児童相談所の職員が付き添っている	1
アレルギーについて把握	1
服薬についての管理	3
流行しやすい病気の知識や対応マニュアルを作成	1
児童精神科医による医学診断実施	1
保健指導・食育指導	1

児童間のトラブルやいじめ等の予防や対応方策など

取り組んでいる内容	件数
意見箱を設置	1
「いじめアンケート」を実施し、指導	1
インシデント・事故報告を生活支援を行う中でその都度報告	1
「クオリティーマネジメント委員会」に報告し検討	1
支援を必要とする児童には、児相 CW による対応をお願い	1
入所時の荷物チェック	2
暴力被害予防のためのワークを導入	1
個別対応	2

障害のある児童や健康面・心理面で支援が必要な児童への対応方策など

取り組んでいる内容	件数
所内に精神科医が常勤配置	1
担当児童福祉司・児童心理司・医師との連携し医療機関へ受診	3
定時薬は事務所保管	1
保護所児童心理司による個別指導、グループ指導、ソーシャルスキルトレーニングを実施	1
休日・夜間の時間は、他の医療機関との連携は確立されていない	1
個人記録・業務日誌に記載	1
個別対応	1
視覚情報掲示による環境の構造化	1
絵カードの活用	1
発達のためやすファイルの活用	1

無断外出への対応方策など

取り組んでいる内容	件数
警報システムを作動	1
使用しない部屋の扉は施錠	1
職員数を増やすなど臨機応変に対応	1
振り返りについては、主に各担当福祉司や判定員が行っている	4
警察署に電話連絡をした後、警察電話の FAX で「無断外出連絡票」を送信する	1
CW・心理司との連携	5
無断外出報告書を作成し、児童家庭課への報告	1
児童の気持ちに寄り添う	1

その他

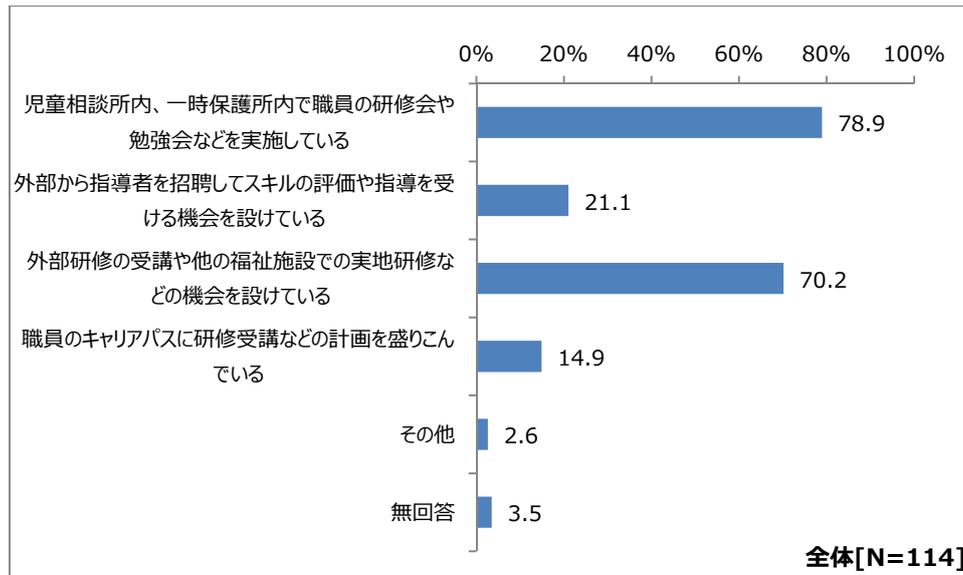
取り組んでいる内容	件数
乳幼児については、所内設備、人間的にも対応が困難	2
乳幼児は施設委託にて対応	2
受け入れは2歳以上	2
乳幼児は一時保護委託を行う場合が多い	7
外国籍の場合、外部の専門機関との連携体制は無い	1
通訳を依頼	2
その他	7

(6) 施設の運営に関すること

①一時保護所の職員のスキルアップ、専門性の向上などに向けた取り組み

問25 一時保護所の職員のスキルアップ、専門性の向上などに向けた取り組みについて、取り組んでいることをご回答ください。（あてはまるものすべてに○）

- 「児童相談所内、一時保護所内で職員の研修会や勉強会などを実施している」が 78.9%、「外部研修の受講や他の福祉施設での実地研修などの機会を設けている」が 70.2%と多くなっています。

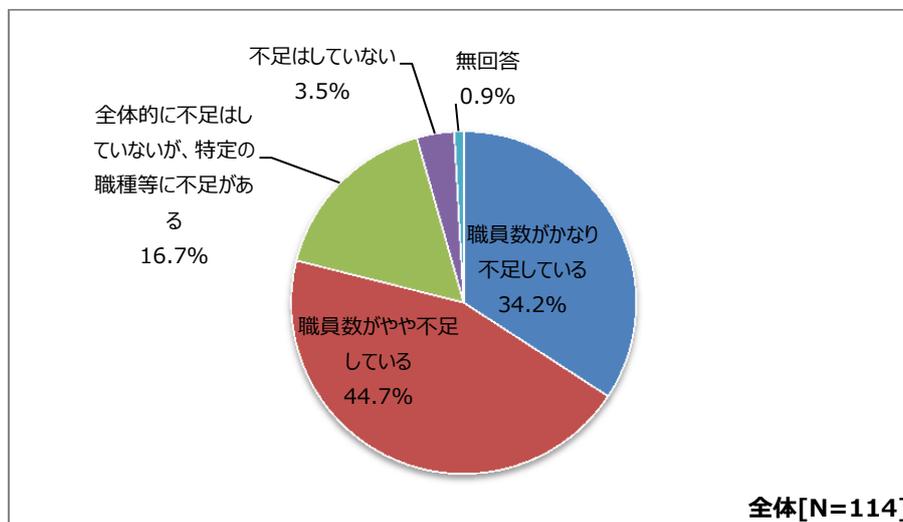


取り組んでいる内容の回答	件数
定期的に保護所での研修を行っている	2
ミニ研修を実施している。	2
外部の研修会等に職員を多数派遣している	2
市内の他保護所と合同で新任研修・全体研修を企画実施している（内外より講師を招聘）	1
心理士による被保護児童の性教育に一時保護所職員も同席	1
他児相保護所の職員間の交流を図るため、交換実習研修を行っている	1
外部の研修に参加した場合は、課内会議で内容を発表し、共有する	1
コモペ研修・家族支援研修を定期的実施	1
ペアトレを実施	1
D K T研修を実施	1
その他	1

②一時保護所の施設運営における職員体制についての感想

問26 一時保護所の施設運営における職員体制について、どのように感じられますか。(1つに○)

- 「職員数がやや不足している」が44.7%、「職員数がかなり不足している」が34.2%と、不足感を持つ施設が多くなっています。



③不足している職種等

問27 前問で3. を回答されたところにお聞きます。不足している職種等をご記入ください。(自由記入)

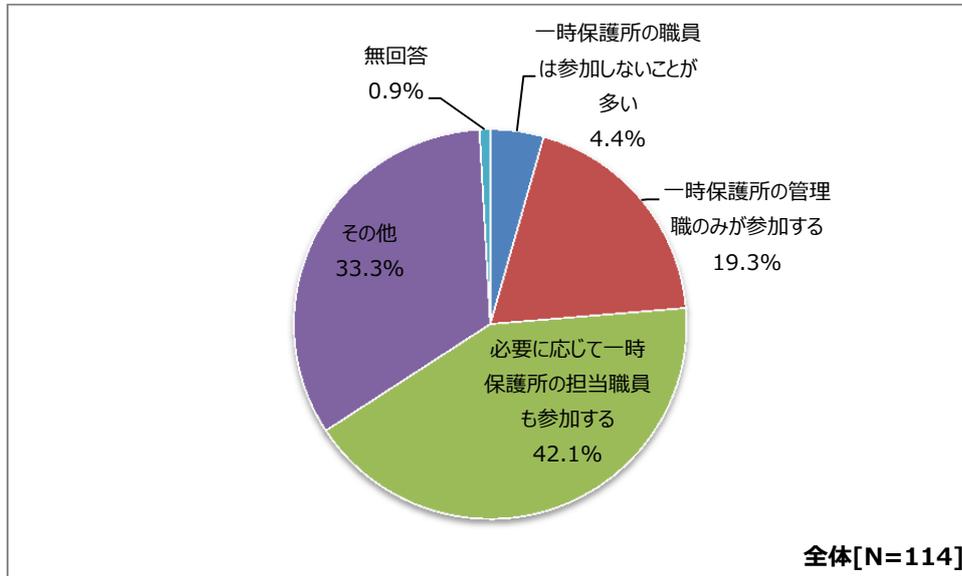
- 25施設から回答がありました。さまざまな職種があげられていますが、特定職種ではなく、「正職員が少ない」「男性職員が少ない」といった意見も見られます。

回答内容	件数
責任をもって業務に臨める常勤・嘱託職員の充実が望ましい	1
生活指導専門員	2
保育士	8
宿日直員がやや不足気味	1
学習指導員	7
個別対応職員	1
看護師	4
男性職員	3
電話対応職員	1
休日・祝日の職員	2
児童指導員	5
心理士	3
その他	2

④ ケース会議（援助方針会議等）への一時保護所の職員の参加状況

問28 被保護児童に関する児童相談所のケース会議（援助方針会議等）への、一時保護所の職員の参加はどのようにされていますか。（1つに○）

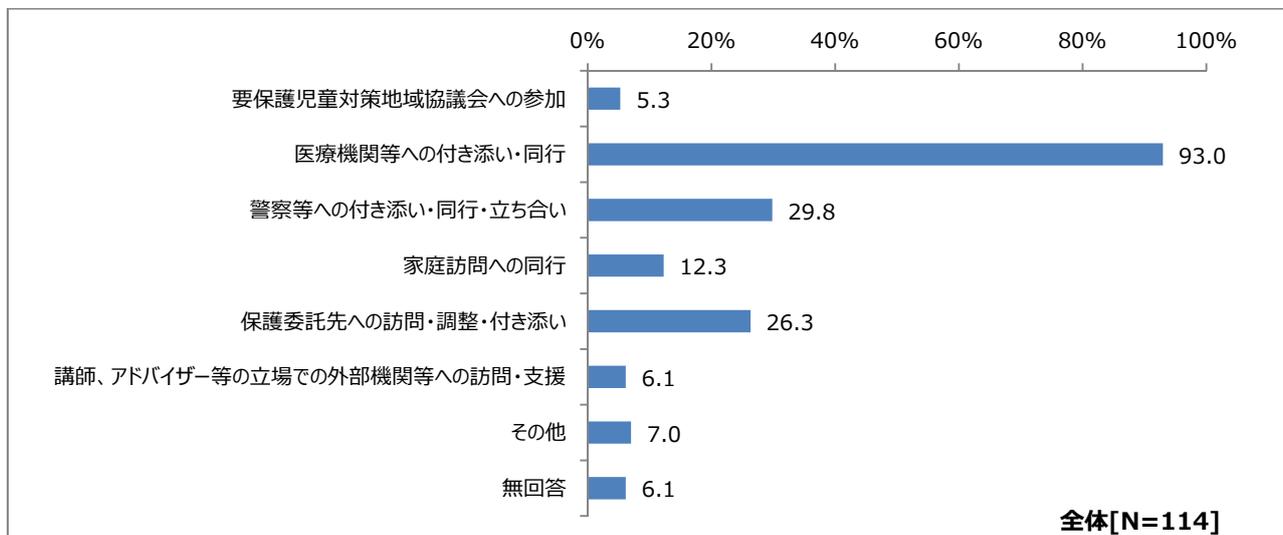
- 「必要に応じて一時保護所の担当職員も参加する」が42.1%となっています。なお、「その他」が多くなっていますが、「一時保護所の職員が必ず参加」「管理職が参加するが職員も必要に応じて参加」「管理職と特定の職種（看護師等）が参加」などの回答が多くなっています。



⑤ 一時保護所の職員の渉外活動等

問29 一時保護所の職員は、以下のような渉外活動等を行うことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

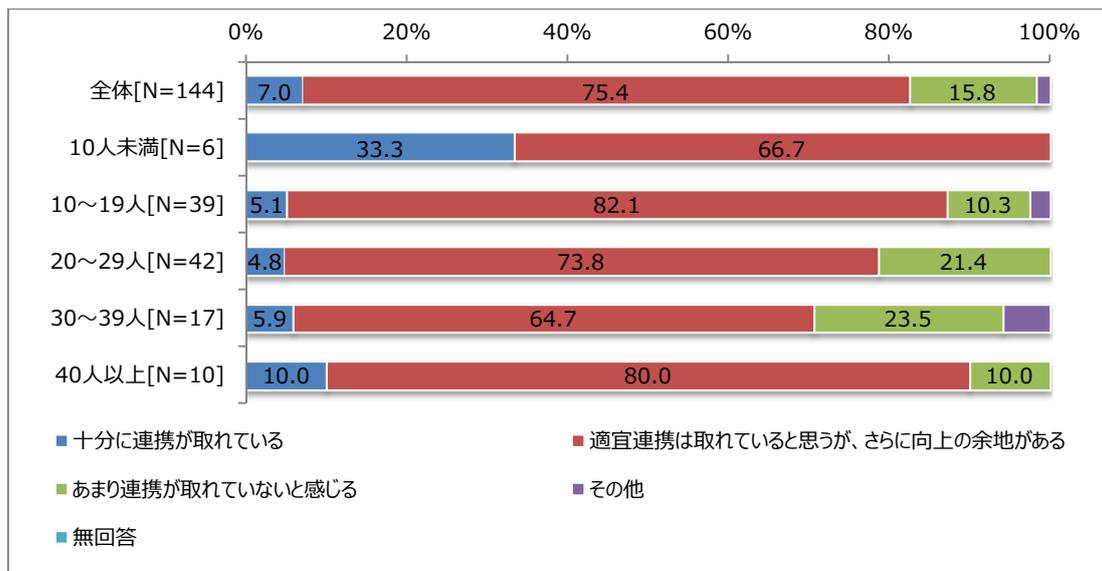
- 「医療機関等への付き添い・同行」が93.0%とほとんどの施設で実施しています。その他、「警察等への付き添い・同行・立ち合い」が29.8%、「保護委託先への訪問・調整・付き添い」が26.3%等となっています。



⑥児童相談所の他部門や外部の専門機関等と一時保護所との連携についての感想

問30 児童相談所の他部門や外部の専門機関等と一時保護所との連携について、どのように感じられますか。(1つに○)

- 「適宜連携は取れていると思うが、さらに向上の余地がある」が75.4%と高い割合です。施設規模（入所定員）別では、定員20～39人の中規模の施設で「あまり連携が取れていないと感じる」とする割合が他と比べてやや高くなっています。



⑦連携で特筆すべきこと・充実が望まれること

問31 前問で1. 2. を回答されたところにお聞きします。

(1. の場合) 連携で特筆すべきことがあればご記入ください。

(2. の場合) さらにどのような連携が望まれるかをご記入ください。(自由記入)

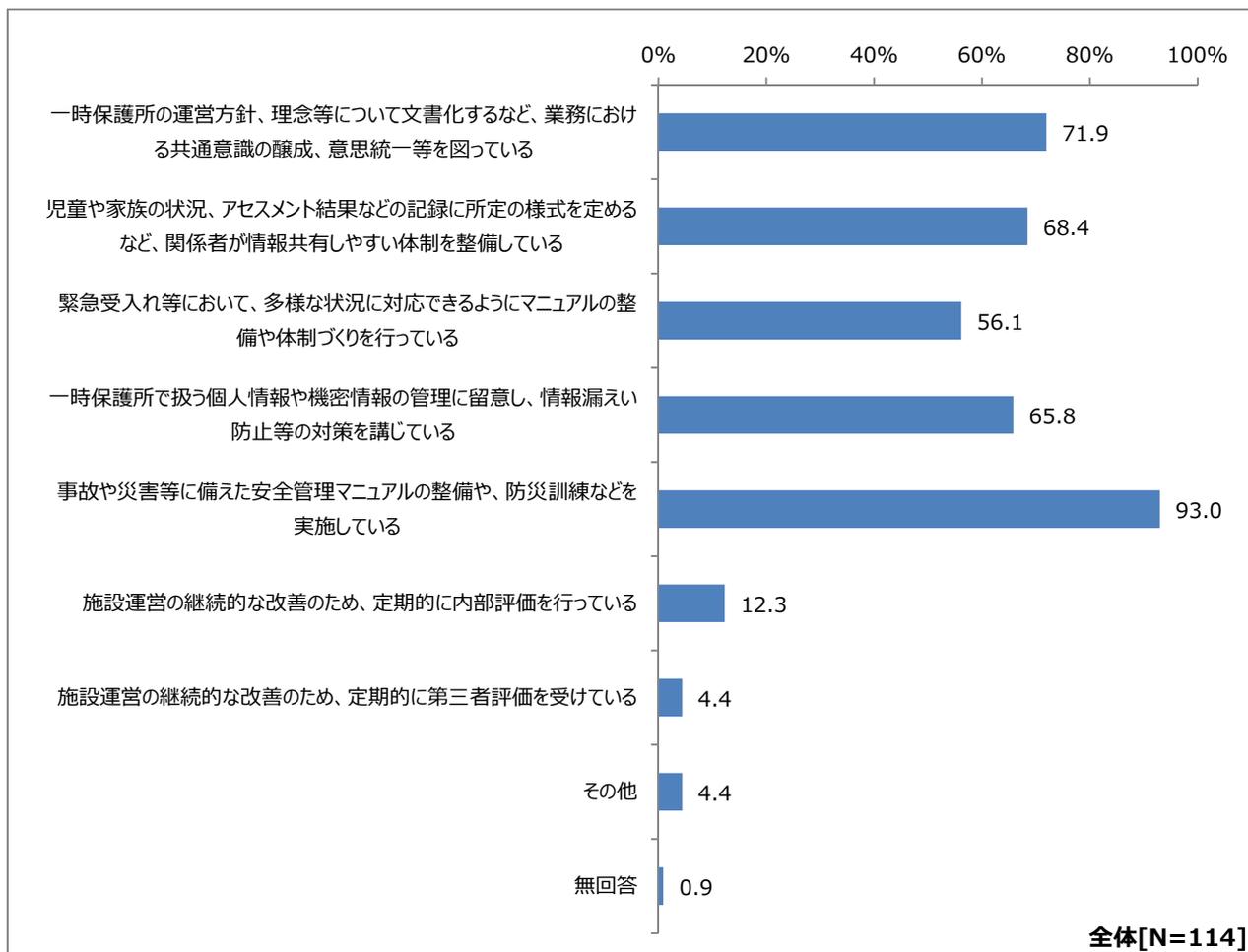
- 63 施設から回答がありました。充実が望まれることをあげる回答が多く、特に、ケースワーカー等が多忙で十分な連携をとる余裕がないといった課題をあげる施設が多くなっています。

回答内容	件数
ケースワーカーと保護所の職員の連携	1
外部の専門機関等と直接関わる機会は殆どない	3
所内他部門との連携をしっかりとっていく必要がある	2
学校との連携	4
支援部門との連携	1
担当児童福祉司	6
ケース進行に関する会議に、一時保護所職員がもっと参加する	1
情報共有	6
病院	1
心理判定員・心理士・心理職員	5
相談課、判定課、保護課における3者協議のマニュアル化、定例化が望ましい	4
必要に応じて連携を密にできるシステムが望まれる	1
警察との連携	3
入所児童の状況や家族との関係等で調査が不十分	2
保護所退所後の支援について、保護者や関係機関への支援に参加できるとよいと思う	1
相談部門と同一の建物内にあるため、相談や情報共有がおこないやすい	1
CWやCP	4
「かながわ児童相談所情報ネットワーク」により児童の情報等がPCのオンラインとなっているが、なかなか相互の連携がとりにくいことがある	1
一時保護所職員は、連携の場に出席する人的、時間的余裕がない	1
地域でサポートできる体制作りが必要	1
児童福祉司(児童心理司)によっては、特に保護が長くなると児童の面接の回数が減る傾向にある	1
一時保護所からも積極的に情報を発信していく必要がある	1
施設職員との情報共有を一時保護所職員も積極的に行う必要がある	1
定期的な担当者会議の実施	2
一時保護課を児童相談課等と同じ執務室に置くことで、自然に情報共有ができるように配慮している	1
登校支援について、教育サイドの支援がほしい	1
保護が長期化する場合の評価と当面の方針	4
経過や検討事項が、一時保護部門の職員に伝わっていないことがある	1
里親との意見交換を充実させていく	1
その他	10

⑧一時保護所の施設運営における取り組み状況

問32 一時保護所の施設運営において、以下にあげる事項への取り組み状況についてご回答ください。（あてはまるものすべてに○）

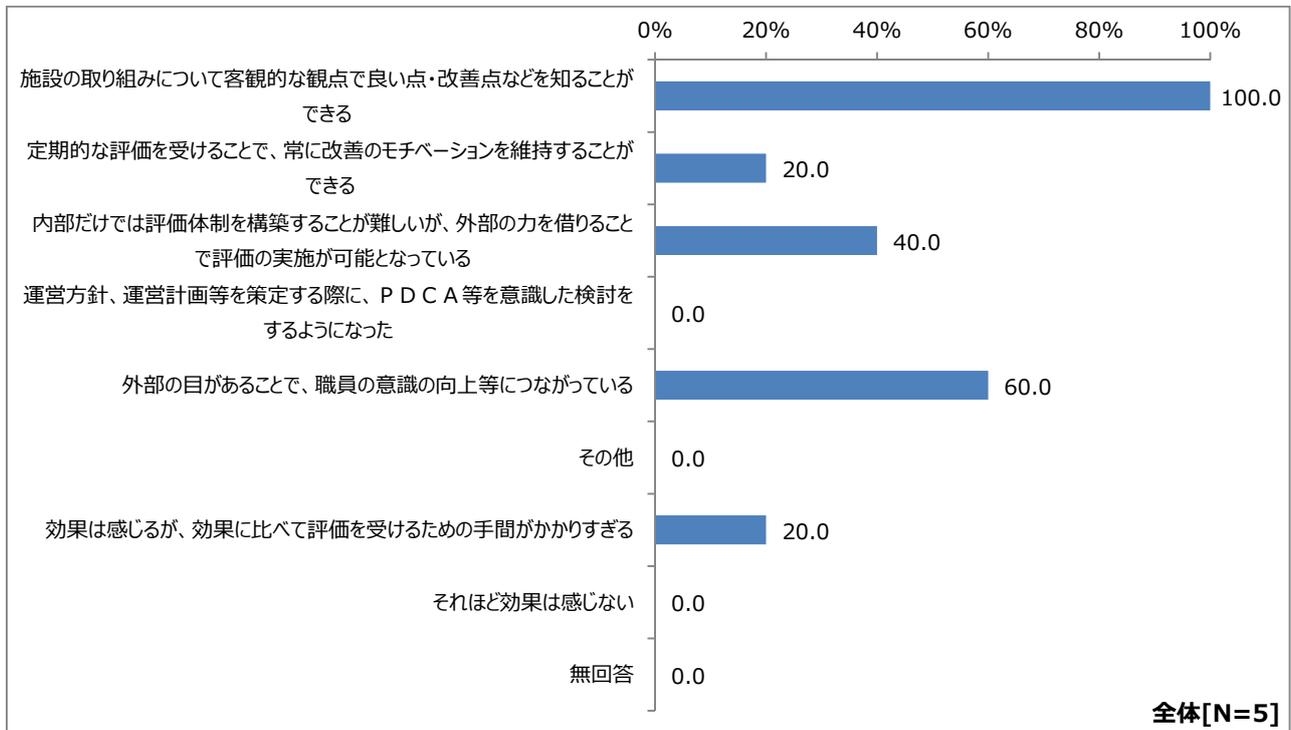
- 「事故や災害等に備えた安全管理マニュアルの整備や、防災訓練などを実施している」が93.0%と高い割合です。その他、「一時保護所の運営方針、理念等について文書化するなど、業務における共通意識の醸成、意思統一等を図っている」等については6～7割の施設があげています。一方、内部評価、第三者評価については低い割合となっています。



⑨ 第三者評価を受けている施設における、第三者評価の効果についての感想

問33 前問（問32）で7. を回答されたところにお聞きします。第三者評価を受けることにどのような効果を感じられますか。（あてはまるものすべてに○）

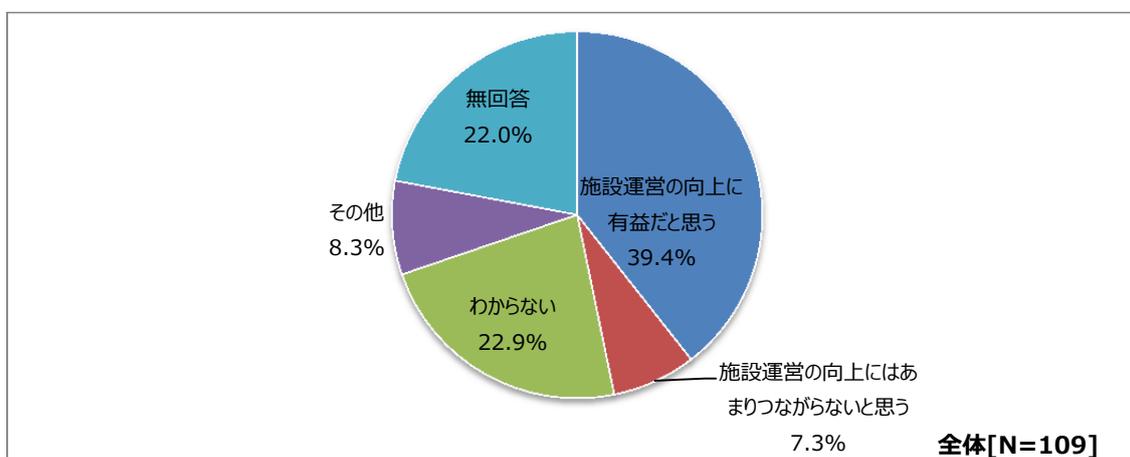
- 「施設の取り組みについて客観的な観点で良い点・改善点などを知ることができる」が 100%、「外部の目があることで、職員の意識の向上等につながっている」が 60.0%など、比較的効果を感じている意見が多くなっています。



⑩ 第三者評価を受けていない施設における第三者評価の感想

問34 前々問（問32）で7. を回答されなかったところにお聞きします。施設の運営に関し、第三者評価を受けることについてどのように感じられますか。（1つに○）

- 第三者評価を受けていない施設における、第三者評価の感想としては、「施設運営の向上に有益だと思う」が 39.4%、「わからない」が 22.9%となっています。



4. 第三者評価の事例研究

- アンケート調査結果から、第三者評価を実施しているという回答は横浜市及び堺市のみでありました。そこでこの2つの自治体にヒアリングを実施し、第三者評価の実施方法や効果などを整理しています。

(1) 調査概要

- 児童相談所一時保護所において第三者評価を実施している自治体について調査を行いました。横浜市、堺市の事例について整理するとともに、児童相談所一時保護所について、第三者評価を実施している自治体に対し、評価方法や基準などについてヒアリングを実施しました。

(2) 横浜市の事例

①経緯

- ・平成18年頃に市の児童相談所一時保護所で事件が続いたため、再発防止策の一つとして外部評価を導入することとなった。あくまでも内部の危機意識が発端となっている。
- ・平成19～20年度にかけて検討し、人権や権利擁護の内容を中心に、児童相談所一時保護所において自己評価を行う項目を設定した。
- ・モデル実施を経て、6年前から本格実施となった。自己評価は外部評価の対象とならない年にも実施している。

②実施内容

- ・児童相談所一時保護所における自己評価、児童アンケートの結果をもとに、外部委員が評価を行っている。児童福祉審議会の下部組織で、委員は、弁護士、医師、主任児童委員、教員、学識者の5名となる。
- ・市内に児童相談所は4ヶ所あることから、年に1ヶ所を外部評価の対象としている。
- ・現在、一巡したところであり、対象を変えながら、改善を重ねている。なお、外部評価の対象ではない児童相談所においても、自己評価とアンケートについては毎年実施している。

③年間スケジュール

- ・年間スケジュールは以下の通り。
 - 4～5月 一時保護所職員における自己評価／児童アンケートの実施
 - 6月 自己評価・アンケート結果の報告、前年度の改善報告
 - 7～8月 委員による現地調査
 - 8月 評価・調査結果のまとめ
 - 9月 報告書案の検討・修正
 - 10月 評価結果のフィードバック

④導入効果と課題

- ・導入効果と課題については以下の通り。
- ☆職員が自らを客観的に見ることができるようになった、問題を感じたらそれを言える方向に空気が変わった。
- ☆自己評価の実施により、職員間で業務について再認識できるようになった。
- ☆責めるのではなく、前向きに生かしていくようにしている。
- ☆改善が進み、評価結果は年々よくなっている。
- ☆アンケートはその時点で入所している児童に限られるため偏りが生じる。
- ☆児童の意見を直接聞くことも今後の検討課題である。
- ☆保護者との関係など、いろいろと複雑な関係もあり、現在は自己評価結果、外部評価結果については公表せず、外部評価のコメントのみを公表している。今後はどこまで公表するかが課題である。

(3) 堺市の事例

①経緯

- ・評価事業は、国の児童虐待防止対策支援事業実施要綱において提示された13事業の中から、地域の実情に応じて選択して実施するものとされているが、本市は要綱の「8. 評価・検証委員会設置促進事業」を選択して実施しているものであり、平成22年度から実施している。この事業は児童相談所全体に関わるものであるが、その一部として一時保護所に関しても評価を行っている。

②実施内容

- ・評価委員は、市の社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下部組織として設置されている「子ども虐待検証部会」の委員としている。この部会は児童虐待事例の分析等を審議事項としているが、その一環として児童相談所の運営に関する評価も行っている。
- ・評価委員は学識経験者、弁護士、医師等から構成され、児童福祉専門分科会のメンバーとは異なる。基本的に任期の定めはなく、固定メンバーである。固定であることにより、毎年度、同じ観点から検証を行うことができ、メンバー交代による評価のぶれなどが生じにくいことはメリットと考えている。
- ・児童相談所は市の組織構成では本庁の「部」に相当する機関であり、その中に「課」に相当する部門が4つある。一時保護所はその中の1つで「課」相当の組織である。
- ・自己点検票は、自己点検項目に沿って、各課の「管理職」と「担当者」が作成する2種類がある。基本的に「管理職」は課長、「担当者」は係長など職員を代表する者が作成する形となる。
- ・委員によるヒアリングは、現地に行くのではなく、基本的に市役所に委員と評価対象課の職員が集まり、そこで質疑を行う会議方式で実施している。
- ・現地視察については、忙しい委員も多く、初回と、児童相談所が移転した時に行ったが、その他は実施していない。委員からも現地視察の要望はあまりない。
- ・自己点検票の項目は、大阪府の項目などを参考に作成した。（政令市に移行する前は府の所管であったことから、府の方式をそのまま採用している）

③年間スケジュール

- ・評価は毎年度2課ずつ行っているため、各課は2年に1回のサイクルで評価実施となる。初年度の平成22年度は全課で実施し、一時保護所についてはこれまでに平成22、24、26年の3回実施している。
- ・評価方法は、毎年度の2月頃に各課で「自己評価票」を作成し、それを委員に送付、委員によるヒアリング等のプロセスを経て3月頃に評価結果の報告をとりまとめる流れとなる。

④導入効果と課題

- ・導入効果と課題については以下の通り。
- ☆評価の視点は主に運営に関する事で、一時保護所に関しては、児童の処遇に関する児童相談所本所との連携や情報共有などが中心となっている。そういったことを改めて振り返る機会にはなっていないと思う。
- ☆児童の意識・意見などを聞くことに関しては、入所児童に、何かあったら知らせるツールを用意しているが、改めて意見を聞くような取り組みは実施していない。短期で入れ替わり、さまざまな背景を持つ児童も多く、アンケート調査は難しいと思う。ヒアリングについては、対応可能な児童を絞らなければならないと思う。ある意味強制的に保護されていることから、一時保護所に対して否定的な反応が多いとも思えることもあって、適切な評価が得られないのではないかと
- ☆評価実施にあたっての現地視察等は、この評価自体が運営に関することが中心になるということもあり、現地視察をして把握することもないと思われる児童の実際の処遇状況等をチェックするという趣旨であれば視察も必要になるかもしれないが、現状ではそのような方向にはない。
- ☆評価結果については、現状では公表していない。強制力を有し、所在を非公表にしているところもあるなど、オープンにできない性格を有する施設であるが、まったくのブラックボックスでもいけないと考えている。今後、情報を公表していくという方向も重要になると思うが、施設の信用が失墜しない形での公表を考えていく必要がある。
- ☆評価項目については、雛形があれば助かる。但し一律適用となると、それぞれの施設で状況が異なるので難しいのではないかと考えるため、参考にしてそれぞれで検討するという形が望ましいと思う。
- ☆評価を行う場合は、現場にもプラスになる評価、現場がやってよかったと思えるものにしていくことが望ましい。

(4) 考察

- 横浜市の場合、実際に事件があったことを受けて必然性を実感して、早くから取り組まれていることもあり、第三者評価の方法や内容はモデルプランと見なせる内容であると考えます。
- 横浜市において課題とされている子どもの意見の聴き取り方、調査対象者の選び方、結果の公表については、堺市においても課題という意見があり、今後の検討課題となります。
- 堺市は、平成 17 年 5 月に厚生労働省から出された通知（『児童虐待防止対策支援事業の実施について』）に提示された 13 事業の中から、地域の実情に応じて選択して実施するものとされていた「8. 評価・検証委員会設置促進事業」にもとづいて実施していました。堺市は平成 18 年に政令市に移行しましたが、一時保護所は大阪府から移管されたものであり、大阪府が実施していた評価の仕組みを引き継ぐ形で実施されています。
- 堺市の場合は、子どもへの意見聴取という形は取っておらず、実施は困難という見解で、理由は短期入所で子どもが安定した状態にないところで意見を聞くのは難しいということにありました。また自己評価についても担当となる職員が実施しているとのことで、評価された結果を職員間でどのように共有され、改善につなげているかが不透明であるところもあります。
- 研究会の意見でも、「児童へのインタビューが大切」という意見が寄せられています。「何か嫌なことはありませんでしたか」という直接的な質問では、保護所との関係性を気にして本音での意見が出にくいかもしれませんが、「（一時保護所の生活で）何か驚いたことはありませんでしたか」、「想像していたことと違っていた点はありますか」などという質問であれば比較的話しやすいのではないかとことです。また特定の児童に尋ねるのではなく、個人が特定しにくいように複数の子どもに尋ねるなどの配慮によって、話しやすくすることが出来るという意見も得られました。
- 児童への意見の聴き取りについては、第三者評価の手法として取り入れていく方向で検討が必要と考えます。

5. 分析とまとめ

(1) 第三者評価の観点で整理したアンケート結果の傾向

■ 第三者評価を先行的に実施している横浜市の評価シートを参考に、今回のアンケート回答自治体の運営面での状況について整理を試みます。

① 評価領域Ⅰ 子どもの権利擁護

■ 子どもの権利擁護については、全般に高い評価となりにくい結果となっています。権利擁護の意識・人権への配慮、またプライバシーへの配慮は6割から8割の保護所が取り組んでいる結果となり、比較的取り組まれています。意見表明は意見箱の設置程度であり、保護所で生活する中では児童が悩みや意見などを持つことが想定されますが、自ら意見や要望・苦情等を言いつらい児童にも配慮して話を聞く機会などを設けているところが4.4%とほとんどない実態があります。

■ いじめの予防についての職員間の方針共有は概ね100%と高いものの、マニュアルの整備などのツール作成はほとんどされていない実態にあります。チェック項目としては必要性が高い内容と考えられます。

横浜市の第三者評価シートの項目と照合した場合の傾向

権利擁護の意識・人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ① 権利擁護についてマニュアル等に定め、職員への周知を行っているか。 ② 権利について、子どもへの説明・周知を行っているか。 ③ 子どもの呼び方や叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか。 ④ 性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。 ⑤ 個人情報の取り扱いや守秘義務について、職員等に周知しているか。
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護についてマニュアル、研修を通じて職員への周知をしているところが65.8% ・ 職員のふるまい方についてマニュアル作成や研修を通じて職員育成に取り組んでいるところが59.6%
プライバシーへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どものプライバシーの保護に配慮しているか。 ② 居室がプライバシーの保護に配慮されているか。 ③ 私物の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っているか。 ④ 見学者を受け入れる場合、生活をしている子どもに配慮した対応を行っているか。
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーに配慮した施設運用などに取り組んでいるところが79.8% ・ プライバシーに配慮した私物チェックは63.2%

意見表明	<p>①生活全般について子どもが自由に意見を表明し、自主的に考える活動を推進している。</p> <p>②子どもが要望・苦情を訴えやすい仕組みになっているか。</p>
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置が54.4%、アンケートの実施が27.2%、担当職員とは別の聴き取りの職員配置は21.9%、受付の職員配置が17.5% 窓口職員や外部機関窓口などが出向き、自ら意見や要望・苦情等を言いづらい児童にも配慮して話を聞く機会などを設けているところが4.4% ・全般に取り組んでいるという回答割合が低い
子どもを守る取組	<p>①体罰を行わないよう徹底しているか。</p> <p>②いじめなどから子どもが守られる適切な対応を行っているか。</p> <p>③子どもに対するセクシャルハラスメントを行わないよう徹底しているか。</p> <p>④入所児童が警察官による聴取を受ける場合は、人権に配慮した対応を行っているか。</p> <p>⑤男子・女子児童間のトラブル防止に向けての配慮がされているか。</p>
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめなどを予防するため担当者間での方針の共有は97.4%、対応マニュアルの整備が22.8% ・女子専用のスペース確保が40.4%

②評価領域Ⅱ 子どもの特性に応じた適切な援助

- 子どもの特性に応じた援助では6割程度の保護所が対応している様子が伺えますが、全般にみると高い評価とはなりにくい結果となっています。
- アセスメントや意見・苦情などへの対応など保護においてかなり重要な対応方針でも、職員間での情報共有に課題があるところが3割程度みられ、改善が必要と考えられます。
- 障害等のある児童生徒への対応について、外部からの助言を得ることは比較的されているようですが、マニュアル等の整備はほとんどされていません。保護の対象となる児童生徒の特性が多様化しているなかで、外部からの助言を得ることや職員全員が同じ視点で子どもに対応できるようにすることは重要と考えられ、課題であると考えます。
- 外国籍の子どもや乳幼児については、受け入れニーズの有無もあると考えられますが、ほとんど体制が取られていない実態が見受けられます（就学前の預かりが全くない保護所は、今回の調査において6カ所のみでほとんどが就学前の受け入れをしている）。
- 入所時の説明及び所内他部署や関係機関との連携は出来ているところが多くなりますが、自己の権利についての説明などは6割程度であり、説明の際に配慮すべき事項などをマニュアルという形で明文化しているところはほとんどありません。

横浜市の第三者評価シートの項目と照合した場合の傾向

子どもの状況把握とアセスメントの的確さ	<ul style="list-style-type: none"> ①子ども（必要に応じて家族）に面接し、子どものニーズを正しく押さえたうえで、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行っているか。 ②子ども一人ひとりの発達の段階に応じた対応をし、その記録があるか。 ③子どもへの支援上で必要な情報が職員間で共有化されているか。
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や家族の状況、アセスメント結果などの記録に所定の様式を定めるなど、情報共有しやすい体制を整備しているところが68.4% ・寄せられた意見や要望・苦情について、職員会議等で対応方針を検討するなど、改善・解決に向けた取組をしているところが64.4%
一人ひとりに応じた適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ①被虐待児童に対し、適切に対応しているか。 ②障害のある子どものための環境整備、支援内容の配慮を行っているか。 ③健康上配慮を要する子どもに適切に対応しているか。 ④アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。 ⑤非行等の問題がある子どもに適切に対応をしているか。 ⑥無断外出発生時の対応 ⑦外国籍等の子どもに対して適切な配慮がされているか。 ⑧幼児への対応 ⑨子どもに対し必要な生活習慣の習得を援助しているか。 ⑩入所が長期化する子どもへの対応

アンケートの回答	<p><障害や健康上・心理面で配慮が必要な児童・生徒></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害等のある児童生徒について、医療機関など外部の専門機関からの助言や情報を得る体制を取っているところが67.5% ・障害等のある児童生徒への対応方策や留意すべき事項をまとめたマニュアル等を整備しているところが6.1% ・障害のある児童生徒の他の児童と適切に交流出来るよう配慮しているところが68.4% <p><無断外出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無断外出から帰った児童生徒に対し適切な反省のための支援を行っているところが57.9% <p><外国籍></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部の専門機関等と連携し、宗教・文化などの違いに配慮した受け入れ態勢を整備しているところが4.4% <p><乳幼児></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児担当職員の配置や専用スペースを用意するなど受け入れ態勢を整備しているところが31.6%
入退所時の対応と所内他部門の連携	<p>①所内の他部門と適切な連携をとっているか。</p> <p>②入所時に一時保護所の援助内容について子どもに判りやすいよう、工夫して説明されているか。</p> <p>③退所に向けての準備が適切に支援されているか。</p>
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時などで権利擁護の取り組みや自らの権利を守ることに ついて個別に理解を得るように説明しているところが57% ・入所時に一時保護の理由や自由の制限について個別の理解を得る ように説明しているところが90.4% ・説明にあたって年齢や状況に応じて配慮すべき事項をまとめた マニュアル等を整備しているところが16.7% ・所内の他部門との連携や外部の専門機関等との連携は「適宜連 携は取れていると思うが、さらに向上の余地がある」とするこ ころが75.4% ・ケース会議への一時保護所の職員の参加状況は「必要に応じて 一時保護所の担当職員も参加する」が42.1%。「その他」が 33.3%だが、「一時保護所の職員が必ず参加」「管理職が参加 するが職員も必要に応じて参加」「管理職と特定の職種（看護 師等）が参加」などの回答が多い。

③評価領域Ⅲ 学習援助・教育への配慮

- 学習援助・教育への配慮については、一時保護所から在籍校または最寄校などへの通学を認めている児童が全体の3割程度であり、保護所内で教育を受ける児童生徒が多くなっています。
- 教員資格等を有する職員による授業のケースが7割近くと多くなり、正規の教員の授業を受ける機会はほとんど作られていません。学習支援は多様に実施されており、個々の進度に応じた学習プログラムの整備や多様なレベルの自習用の参考書などの用意といった保護所内で可能な支援は比較的対応されています。一方、在籍校との連携による学習指導があまりされていない実態が伺え、課題と認識されます。
- 保育活動については遊具の用意などがあるところが6割程度、発達段階に応じた遊び等の保育メニューまで整備されているのは5割程度でした。

横浜市の第三者評価シートの項目と照合した場合の傾向

学習権への配慮	①教育を受ける機会が確保されているか
アンケートの回答	・ 教員資格等を有する職員が授業を行っているところが66.7%。 学校に在籍している正規の教員の授業を受ける機会を作っているところが5.3%
子どもに応じた学習支援	①カリキュラムやプログラムが整備されているか。 ②用具・教材が整備されているか。
アンケートの回答	・ 年齢に応じた学習スペースを用意して授業を実施しているところが21.9%、非保護児童が在籍する学校と連携し、カリキュラムや教材、試験問題などを準備しているところが43.9%、個々の進度に応じた学習プログラムを整備しているところが62.3% ・ 補講などの支援をしているところが32.5%、教科書のほかに自習用の多様なレベルの参考書や問題集などを用意しているところが71.9%
保育活動	①年齢に応じた保育活動を行っているか。 ②遊具が整備されているか。
アンケートの回答	・ 発達段階に応じた様々な遊び等保育メニューを用意しているところが53.5%、多様な絵本、遊具などを用意しているところが68.4%

④評価領域Ⅳ 安全で快適な生活

- イベントの工夫や外出などには取り組んでいるところは多く、7割弱の保護所で取組がみられます。一方、児童が企画段階から関わったり、運営に参加したりなどの工夫は4割弱となっています。また子ども同士の関係づくりについては、本調査では設問に無いため把握できませんが、意見・要望・苦情などの聴き取りの観点から児童による会議を設置しているところはみられます。ただ、そうした取組は1割強と多くありません。
- 施設・設備については、運動場・プレイルームといった目的別の施設は6割余りの保護所が整備しています。また年齢に応じて時間帯を区切った施設の利用の工夫など、楽しく安全に活動できるような工夫も7割近くの保護所が取り組んでいます。
- 住環境への配慮では、男女区別無しの居室となっているところが2割程度有り、状況によっては課題が内包されていると考えられます。
- 発達段階に応じた適切な生活習慣（食事、入浴、排泄等）が身に付くように支援しているところは100%、生活の自己管理ができるように支援をしているところが95.6%と、児童の生活習慣を改善するような取組はほぼすべての保護所が取り組んでいます。一方、個人の希望を取り入れることは難しい様子が見え、例えば食事の献立に児童の希望を聴き取りしているところが36.8%となっています。

横浜市の第三者評価シートの項目と照合した場合の傾向

適切・快適な生活への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ①子どものニーズに合わせた日課運営が行われているか。 ②行事・遊びなどの工夫がされているか。 ③子ども同士の関係づくりへの配慮がされているか。
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントや行事を行う際に児童が企画や運営等に参加するようになっているところが36% ・ 発達段階や障害などに配慮したいろいろな児童がイベント等に参加しやすいよう工夫しているところが64.9% ・ 外出を伴うイベントなどをできるだけ多く取り入れるようにしているところが66.7%（P16）。 ・ 児童による会議や職員との意見交換の場などを設置しているところが15.8%
いきいきと遊べる空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①園庭の確保、部外者からのプライバシーの保護等について配慮されているか。
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動場が60.5%、体育館が35.1%、遊戯室・プレイルームが64.9% ・ 年齢に応じて時間帯を区切って運動場や園庭、遊戯室等を使うなど、児童が楽しく安全に活動できるように工夫しているところが67.5%
快適な生活が営まれる住環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ①快適な生活が営まれるような住環境（清潔さ、採光、換気、照明等）への配慮がなされているか。 ②必要に応じてプライバシーが守れる空間を確保できるような工夫がされているか。

アンケートの回答	・個室が30.7%、2人部屋が26.8%、5人以上の部屋が10.5%。 男女区別無しが21.6%
食事の工夫	①個々の子どもの心身状態に合わせた食事提供を行っているか。 ②食事を楽しめるような工夫や子どもの好みを献立に反映させているか。 ③個々の子どもの発達段階に合わせて必要な食事習慣を習得させているか。
アンケートの回答	・食事の献立に児童の希望を聴き取りしているところが36.8% ・発達段階に応じた適切な生活習慣（食事、入浴、排泄等）が身に付くように支援しているところが100% ・食事の時間や入浴時間などについて、できるだけ日常生活のリズムに近くなるよう時間帯等の配慮をしているところが68.4%
衣服の着用と管理	①必要な衣習慣の習得を援助しているか。 ②衣服の管理の習得を援助しているか。
アンケートの回答	・児童の状況に応じて食事の支度や後片付け、居室の掃除や整理整頓、衣類の管理など、生活の自己管理ができるように支援をしているところが95.6%
適切な入浴	①入浴の時間・回数、安全面の配慮等は適切に行われているか。 ②入浴に関して、子どもの自尊心やプライバシーに配慮しているか。
アンケートの回答	・入浴は希望に応じて個別入浴も可能としているところが64%
安心できる睡眠の確保	①夜間の不安やぐずり等に対して適切に対応しているか。
アンケートの回答	・睡眠に関してでは設問はないが、児童が一人で静養できるスペースなどを用意しているところが50.9%
適切な排泄指導	①おむつ着用児や夜尿児童への配慮、プライバシーの配慮がされているか。
アンケートの回答	・直接の設問は無い

⑤評価領域V 施設運営

- 職員間の情報共有は所定の様式で記録しているところが 54.5%、意見や要望・苦情の内容で他部門等との連携をして解決に向けて取り組んでいるところは 33.7%と低い状況が見られ、課題となります。
- 人材育成は、研修受講の機会を設けている保護所は7割から8割みられ、取り組んでいるところが多くなりますが、職員のキャリアパスを念頭においた人材育成まで取り組んでいるところは1割強にとどまっています。
- 健康管理面では入所時以外の健診や予防接種の実施割合がかなり低く、課題と考えられます。事故や災害、無断外出に向けての対策は8割から9割の保護所が取り組んでいます。ただ、情報漏洩などの対策が 65.8%となり、機密情報を取り扱う施設としては、より多くの保護所が意識すべき課題ではないかと考えられます。
- 地域との関係については、医療機関への付き添いなどは 93%と高いものの、そのほかの外部との関わり方についてはほとんど実績が無く、これからの保護所のあり方と併せた検討が必要ですが、課題と考えられます。

横浜市の第三者評価シートの項目と照合した場合の傾向

職員間の情報共有・連携	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもへの支援内容や対応方法が共有化されているか。 ②児童相談所内の児童福祉司等他の職種との連携が図られているか
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式に意見や要望をまとめて記録し、職員間で共有しているところは54.5% ・意見や要望・苦情の内容によっては、児童相談所の他部門や外部の専門機関等の支援も得ながら改善・解決に向けた取り組みを行っているところが33.7%
職員の技術の向上、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ①職員のスキルの段階にあわせて計画的に技術の向上に取り組んでいるか。 ②職員・非常勤職員の研修体制が確立しているか。
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所内、一時保護所内で職員の研修会や勉強会などを実施しているところが78.9%、外部研修の受講や他の福祉施設での実地研修などの機会を設けているところが70.2% ・外部から指導者を招聘してスキルの評価や指導を受ける機会を設けているところは21.1%、職員のキャリアパスに研修受講などの計画を盛り込んでいるところは14.9%
健康管理・安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの健康管理は、適切に実施されているか ②衛生管理や感染症対策が適切に行われているか。 ③職員のメンタルヘルスへの対応が適切に行われているか。 ④安全管理のマニュアルがあり、事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。 ⑤外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。 ⑥無断外出の防止や発生した場合の対策が適切にとられているか。

アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時のほか、定期的に健診を受けさせているところが23.7% ・児童の予防接種歴などを確認し、必要に応じて予防接種等を受けさせているところが28.1%（P17）。 ・一時保護所で扱う個人情報や機密情報の管理に留意し、情報漏えい防止等の対策を講じている65.8% ・事故や災害等に備えた安全管理マニュアルの整備や、防災訓練などを実施しているところが93% ・無断外出に備えて対応方策や留意事項をまとめたマニュアルを整備しているところが84.2%
地域や関係機関との関係	①地域や関係機関との関係は良好か
アンケートの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会への参加をしているところは5.3% ・医療機関等への付き添い・同行は93%、警察等への付き添い・同行・立ち合いは29.8%、家庭訪問への同行は12.3%、保護委託先への訪問・調整・付き添いは26.3%
実習・ボランティアの受け入れ	<p>①実習生の受け入れを適切に行っているか。</p> <p>②ボランティアの受け入れや育成を行っているか。</p>
アンケートの回答	・該当設問は無い

(2) 第三者評価方法の方向性

- 堺市のヒアリングにもあったように、各自治体で第三者評価を実施するに当たり、ひな形の内容は求められると考えます。但し、その運用については、各自治体の事情に配慮し、当面、基本的な運用は自治体に任せるという方向で取り組むことが現実的ではないかと考えます。

①評価の目的

- ・評価を実施するにあたっては、各施設において評価に取り組むプロセスを通じて、施設のこれまでの活動を振り返り、職員の「気づき」や意識向上につなげていくことが目的であり、施設の単純なランク付けが目的ではないことを明確にすべきである。外からの押しつけではなく、評価に主体的に取り組むことで、その結果をよりよい業務へとつなげていくフィードバックの視点を重視する必要がある。
- ・上記の目的に鑑み、個々の施設について評価結果の施設間比較等を行う必要性はない。ただし、各施設が評価にあたってより客観的な視点を得ることができるよう、評価結果の平均などの指標をとりまとめ、各施設が自らの位置などを確認できるようにしておくことは有効であると考えられる。

②評価体制

- ・評価委員は学識経験者、弁護士、医師、主任児童委員、学校長等、子どもの虐待、権利擁護に知見を有する人を選定する。
- ・施設の事情などに精通し、評価の基準にぶれがないこと、また評価結果を受けた施設の取組による改善努力などを理解することが重要となる側面があるため、一定の期間は同じ委員に就任いただく。

③評価サイクル

【現状把握】

- ・一時保護所職員における自己評価／児童からの意見聴取、委員による現地調査などの現状把握（前年度改善の取組があった場合は、その結果について委員への情報の提供も実施）。

【評価】

- ・委員会による評価

【反映】

- ・評価結果のフィードバック

※複数の一時保護所がある場合は、1年に一つの施設について評価を実施し、ローテーションで回すことも想定される。

④実施方法

【自己評価】

- ・評価表を担当者が記入、所内でその内容について議論を行い、自己評価を確定させることが望ましい。評価に関わることが職員の意識改革につながることから、出来るだけ多くの職員が検討の場に関わることが求められる。

【子どもの意見】

- ・調査実施時期に入所している子どものなかで、アンケートに回答できる年齢、比較的落ち着いた状態にある複数の児童に対するアンケート調査、または評価委員などによるインタビュー調査などで子どもの意見を得る。
- ・インタビューは、評価委員が行う方法や、子どものケアの心得があるなど適性を有する第三者的立場の有識者などに委嘱する方法などによって実施することが想定される。
- ・子どもへの質問内容は、子どもの年齢や状態などをふまえ、できるだけわかりやすく、回答しやすい内容とすべきである。ただし、職員による自己評価結果等との比較が可能なように、ある程度の構造化に留意した質問内容を工夫する必要がある。

【現地調査】

- ・評価委員は、現地調査を行い、前年度の改善点があった場合はその点も含めて、評価項目に沿ってチェックを行う。

【第三者評価】

- ・自己評価及び子どもの意見を整理し、評価委員会に諮る。
- ・各施設から管理者等が出席し、説明を添える。
- ・説明を受けて、各委員から項目に沿って評価を行う。

【公表】

- ・結果の公表については、施設の匿名性を考慮し、施設名は伏せる。努力をしている内容などについて公表するなど、職員のモチベーションを高め、また施設への信頼を高めるように取り扱うことが望ましい。

⑤ 評価項目

■ 地域により規模やニーズなどが異なるため、以下に示す評価項目は例示であり、各自治体によって実情に応じた項目を選定されることが必要と考えます。

● 子どもの人権尊重・権利擁護に関するチェックシート（例）

（自己評価）

- ・ 以下の項目について、施設における対処状況のチェックを行ってください。対処できていると考える項目については、その理由と具体的な取り組み内容、対処できていないと考える項目については、対処が困難な理由を記載してください。

（第三者評価）

- ・ チェックシートの自己評価結果と、現地調査・ヒアリング等の結果をふまえ、施設における対処状況のチェック、自己評価の妥当性の検証、評価結果を記載してください。

評価項目	
1	<p>施設の理念、運営指針等には、子どもの人権尊重の視点が盛り込まれている （取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の理念、運営方針等に子どもの人権尊重の文言を明記している ・ 子どもの人権尊重を明記した施設理念等を施設内に掲示している ・ 子どもの人権尊重を明記した施設理念等を職員証などに記載している など
2	<p>すべての職員は、子どもに対する威圧的な態度や、体罰、自尊心を傷つけたり人格を貶めるような発言等は、子どもの人権を侵害するものであることを理解している （取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権に配慮した子どもへの接し方等について職員研修等を行っている ・ 職員の行動指針等をつくっている ・ 職員間で相互検証する体制をつくっている など
3	<p>すべての職員は、子どもに対する指導等が必要なときも、上記のような高圧的・強権的な手法に依存することなく、子どもの人権を尊重した適切な指導を行っている （取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの人格を尊重した指導法などについて職員研修等を行っている ・ 指導における指針等をつくっている ・ 職員間で相互検証する体制をつくっている など
4	<p>仮に職員による子どもの人権侵害が発生したとしても、それが見逃されることはなく、職員に対する適切な指導を行っている （取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員間で相互検証する体制をつくっている ・ 指導に関して複数体制にするなど、人権侵害が見逃されにくい体制をつくっている ・ 職員への指導・研修体制をつくっている など
5	<p>子ども自身が、自らの権利等について理解することができるように、説明や周知を行っている （取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所時などに、施設での生活における自らの権利等について理解することができるように、年齢等に応じた説明をしている ・ 一時保護のしおり等に、子どもの権利等について説明をしている など
6	<p>居室などにおいて、子どものプライバシーに配慮した処遇を行っている （取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものプライバシーへの配慮に関し、マニュアル等をつくっている ・ 子どもの年齢等に応じて、個室や少人数の部屋などを用意している ・ 入室の際には子どもの了解を得るなど、プライバシーに配慮した対応を行っている など

7	<p>子どもが発言する権利、要望・苦情等を表明できる権利を保障し、要望・苦情等を訴えやすいしくみをつくっている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱などを設置し、意見等を表明しやすくしている ・アンケート、聞き取り等を実施し、子どもから意見を聞く機会をつくっている ・意見を表明する権利のあることを周知し、意見を言いやすい環境づくりを行っている ・子どもによる会議を開催するなど、子どもが意見表明できる場をつくっている ・意見について職員会議で検討し、方針を子どもに説明するなど、意見への対応方法を明確にしているなど
8	<p>子どもが教育を受ける権利を保障し、学校での授業や自習など子どもが一般的に得ることのできる学習環境にも配慮した体制を整えている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員資格を有する職員が授業形式で学習支援を行っている ・子どもの学習意欲に応じて自ら学習を進めることができるように、多様なレベルに応じた参考書、問題集などの教材を用意している ・判定テスト等を通じて、子どもの学習獲得レベルのチェックや、個々のレベルに応じたカリキュラム設定などを行っている ・子どもの在籍校や最寄校等と連携し、定期試験の機会を得るなど、進学等に関して不利にならないような配慮を行っている など
9	<p>子ども間でのいじめ、暴力、力による支配・隷属、男女間のトラブルなど、不適切な関係が発生することを防ぎ、子どもを守るための対処を行っている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの観察を密にし、いじめなどのサインを見逃さないようにしている ・過去の事例などからトラブルが起きやすい状況等について情報を蓄積し、予防などに活用している ・子どもが自ら人権意識を育み、自らを守ることができるように支援をしている など
10	<p>虐待などで心身に傷を負った子どもに対し、行動特性等を理解するとともに、必要なケアを行うことができるように体制を整えている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理的な支援が必要な子どもに関する研修やスーパービジョンを行っている ・必要に応じて児童相談所の他部門や外部専門家の支援を得る体制をつくっている ・他の入所児童との関わりにおいて配慮をしている など
11	<p>発達障害など障害を有する子どもに対し、障害特性等を理解するとともに、必要なケアを行うことができるように体制を整えている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を有する子どもに関する研修やスーパービジョンを行っている ・必要に応じて児童相談所の他部門や外部専門家の支援を得る体制をつくっている ・他の入所児童との関わりにおいて配慮をしている など
12	<p>医療的ケアが必要な子ども、健康上で配慮を要する子どもに対し、必要な医療支援等が得られるように体制を整えている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等と連携して健康状態の観察、服薬管理等を行っている ・医療機関等と連携して緊急時対応などの体制をつくっている ・医療や疾病、健康等に関して学ぶための研修等を行っている など
13	<p>外国籍の子どもに対し、宗教や文化、生活習慣などの違いを尊重し、配慮している</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教や文化、生活習慣などの違いを理解し、支援・指導において尊重するようにしている ・意思疎通が難しい場合などにおいて外部専門家の支援を得る体制をつくっている ・他の入所児童との関わりにおいて配慮をしている など

14	<p>乳児・幼児の受け入れに対し、発達段階等への配慮や、必要なケア、子どもが一般的に得ることのできる保育環境にも配慮した体制を整えている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児・幼児の発達段階や必要なケア等について学ぶための研修等を行っている ・必要に応じて保育等の専門機関からの支援を得る体制をつくっている ・乳児・幼児の発達段階に応じた保育メニューを用意している ・乳児・幼児の発達段階に応じた生活環境や遊具・玩具などを用意している など
15	<p>子どもの支援・指導にあたっては、子どもの性別に配慮した体制を整えている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの年齢等に応じて、生活上の支援・指導は同性の職員が行うなどの配慮をしている ・子どもの年齢等に応じて、男女の活動空間を分けるなどの配慮をしている など
16	<p>すべての職員は、子どもは放置されてはいけないこと、子どもへの付き添いや愛着形成等の大切さを理解している</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に不安を訴える子ども等に対応できるように体制をつくっている ・子どもの年齢等に応じて、適切な愛着形成や付き添いのあり方などを学ぶための研修等を行っている など
17	<p>すべての職員は、一時保護所の集団生活の環境ではさまざまな権利の衝突によるトラブルが生じやすいこと、そのような場合の適切な対処・解決策を考えていくうえで人権の観点が必要であることを理解している</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等で権利衝突のトラブル事例などのケース検討を行い、情報共有や認識の共通化を行っている ・さまざまなケースにおける人権の観点からのトラブル対応等について学ぶための研修等を行っている など

●子どもの生活環境の整備に関するチェックシート（例）

（自己評価）

- ・以下の項目について、施設における対処状況のチェックを行ってください。対処できていると考える項目については、その理由と具体的な取り組み内容、対処できていないと考える項目については、対処が困難な理由を記載してください。

（第三者評価）

- ・チェックシートの自己評価結果と、現地調査・ヒアリング等の結果をふまえ、施設における対処状況のチェック、自己評価の妥当性の検証、評価結果を記載してください。

評価項目	
18	<p>生活環境の整備にあたっては、できるだけ子どもの意見等も反映できるように配慮している</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由時間の過ごし方や遊具の用意などに関して、子どものニーズを聞いてできるだけ希望を叶えるようにしている ・イベントや行事などを行う際には、子どもが楽しめるものにするため、子どもの意見を聞くようにしている ・食事のメニューなどに子どもの希望をできるだけ反映するようにしている など
19	<p>居室については、一般的な家庭において子どもが得ることのできる居住環境等にも配慮し、プライバシーの確保された落ち着ける居住スペースとするように配慮している</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの年齢等に応じて、個室や少人数の部屋などを用意している ・複数の部屋においても、適宜パーティションを用意するなど一人になれるスペースに配慮している ・居室は外から中を見られないように配慮している など

20	<p>集団生活の中で、安心してできるだけびのびと過ごすことのできるように、遊び場や遊び道具などについての配慮・工夫をしている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの年齢や好みなどに応じて、自由時間を楽しく過ごすことができるように、図書やテレビ・ビデオ、CDなどを用意している ・体を動かして遊んだり、運動をしたりできるスペースを用意している ・遊具の利用時間を年齢別に決めるなど、子ども同士で節度をもって安全・快適に利用できる配慮をしている など
21	<p>食事、入浴等の日常生活に関することについては、集団生活における一定の制約はあるが、できるだけ一般的な家庭における生活習慣に近いものになるように配慮・工夫をしている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事時間の適切な設定、一人ひとりの食器を使い、食事の盛り付けをするなど、一般的な食習慣に配慮した食事としている ・年齢等に応じて、適切な時間帯に個別入浴ができるようにしている など
22	<p>居住スペースや共有スペースについては、常に清潔に保つとともに、空調、採光、照明等の配慮を行っている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンの温度設定等は子どもの希望等も聞いて適切に設定するようにしている ・子ども自身による清掃も含め、居住スペースや共有スペースが清潔に保たれるように適切な清掃を行うようにしている など
23	<p>子どもの健康管理・健康チェックを行い、体調の悪い子どもへの配慮や、感染症などが施設内で広がらないような工夫などを行っている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調の悪い子どもが静養できるように医務室を用意している ・子どもが予防接種等を受けられるようにしている ・医療機関と連携し、体調の悪い子どもが速やかに医療受診できるようにしている など
24	<p>子どもが無断外出しないように体制を整えている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無断外出に備えたマニュアル等を整備している ・過去の事例などから無断外出の発生について情報を蓄積し、予防などに活用している ・無断外出があった際には、振り返りのためのプログラムを用意している など
25	<p>外部から不審者等が侵入しないように体制を整えている</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの侵入者に備えたマニュアル等を整備している ・不審者等の侵入防止策（出入り口の施錠等）を行っている ・不審者等の緊急通報体制をつくっている など

●施設運営に関するチェックシート（例）

（自己評価）

- ・以下の項目について、施設における対処状況のチェックを行ってください。対処できていると考える項目については、その理由と具体的な取り組み内容、対処できていないと考える項目については、対処が困難な理由を記載してください。

（第三者評価）

- ・チェックシートの自己評価結果と、現地調査・ヒアリング等の結果をふまえ、施設における対処状況のチェック、自己評価の妥当性の検証、評価結果を記載してください。

評価項目	
26	<p>子どもの基本情報、アセスメント結果、支援方針等の情報について、職員間で共有し、円滑な業務の引き継ぎや支援方針に齟齬が生じないようにすることが可能な体制を整えている</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な会議により情報共有を行っている ・定型書式等に情報を整理し、子どもに関する情報を職員間で共有している ・同じ子どもに対する支援方針等が職員間で相違しないように、申し送りを確実にするなどの工夫をしている など
27	<p>子どもへの支援に際し、児童相談所の他部門と連携が可能な体制を整えている</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援方針の調整等において、担当の児童福祉司と十分な連携がとれている ・児童相談所の援助方針会議等に参加している ・必要に応じて医学的診断や心理学的判定を受けるなど、子どもへの支援において連携がとれている など
28	<p>子どもへの支援に際し、学校、医療機関等、必要な外部機関と連携が可能な体制を整えている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援に関し、子どもの在籍校と連携する体制をつくっている ・医療面における支援を得るために、外部医療機関等の連携先がある など
29	<p>職員の技能の向上や人材の育成に向け、必要な研修受講などを通じてスキルアップを図ることのできる体制を整えている</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場で職員の研修会や勉強会などを実施している ・外部から指導者を招聘してスキルの評価や指導を受ける機会を設けている ・外部研修の受講や他の福祉施設での実地研修などの機会を設けている ・職員のキャリアパスに研修受講などの計画を盛りこんでいる など
30	<p>個人情報など機密性の高い情報については、外部漏えい等を防ぐための厳重な管理体制を整えている</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等の守秘義務や保護の重要性等について学ぶ研修等を行っている ・情報の取り扱い等についてガイドラインを定めている ・情報の保管・管理等に関してセキュリティ対策を実施している など
31	<p>事故や災害等に備えた安全管理マニュアルの整備や、防災訓練などを実施している</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故や災害等に備えた安全管理マニュアルを整備している ・定期的に防災訓練などを実施している ・事故や災害時における緊急連絡等の体制をつくっている など

児童相談所一時保護所の運営に関する調査
調査票

児童相談所一時保護所の運営に関する調査

■ 児童相談所の名称、所在地、回答記入者、連絡先をご記入ください。

施設名称			
施設住所			
回答者氏名			
連絡先 T E L		連絡先 E-Mail	

■ 職員体制等の状況についてお聞きします。

問 1 貴施設の一時保護所を担当されている職員数をご記入ください。(区分ごとに人数を記入)

※児童指導員、保育士以外の職種については、職種名を記載のうえ人数をご記入ください。

職種		正職員	非常勤（非正規）職員 （嘱託、パート等）
①児童指導員		人	人
②保育士		人	人
その他	③職種名：	人	人
	④職種名：	人	人
	⑤職種名：	人	人
	⑥職種名：	人	人

問 2 上表でご回答いただいた職員のうち、正職員の方について経験年数等を教えてください。

※正職員全員分についてご記入ください。

※「職種」欄には上表の①～⑥の番号をご記入ください。

	年齢	性別	職種	一時保護所での 勤務年数	児童福祉領域での 経験年数	担当する児童区分 (該当すべてに○)
1	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
2	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
3	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
4	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
5	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
6	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
7	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
8	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
9	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
10	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
11	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上
12	歳	男 女		年 月	年 月	1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生以上

問 3 日中、夜間等における一時保護所の職員の勤務体制を教えてください。(各区分での職員の勤務人数を記入)

※人数に変動がある場合は、平均的な人数をご記入ください。

区分	正職員	非常勤（非正規）職員
①平日の日中	人	人
②平日の夜間	人	人
③休日の日中	人	人
④休日の夜間	人	人

問 4 一時保護所の夜間の勤務体制について、あてはまるものをご回答ください。(1つに○)

1. 宿直	2. 夜勤
3. 宿直と夜勤の混合	4. その他 ()

※宿直とは、通常勤務とは別に、法定労働時間外で実作業をほとんど伴わない業務（夜間の見回りや緊急連絡時の対応など断続的労働）を行うもので、法定労働とはみなされませんが、実施には労働基準監督署の許可が必要。

夜勤とは、通常勤務の中での夜間の勤務を行うもので、法定労働であるため、深夜の時間帯（午後 10 時から午前 5 時）の勤務については深夜割増手当の支払いが必要。

問 5 夜間、休日に児童相談所に入る通告、相談、緊急連絡等に、一時保護所で対応することがありますか。(1つに○)

1. 一時保護所で電話対応等を行う体制としている
2. 場合により一時保護所で電話対応等を行うことがある
3. 一時保護所では対応しない
4. その他 ()

問 6 一時保護所の被保護児童への担当体制について、あてはまるものをご回答ください。(1つに○)

1. 児童のケア・指導にあたっては、基本的に児童と同性の職員が担当している
2. できるだけ児童と同性の職員の担当としたいが、実際には異性の担当となることも多い
3. 特に児童の性別で担当を区分することはしていない
4. その他 ()

■被保護児童の状況についてお聞きします。

問 7 一時保護所での平成 26 年度 1 年間に保護を開始した人数（実人数）について、以下の内訳を教えてください。(①、②の表それぞれに内訳の人数をご記入ください。)

①年齢層・性別

	就学前	小学生	中学生	中卒以上
男子	人	人	人	人
女子	人	人	人	人

②保護理由（保護期間別）

	養護 (虐待)	養護 (その他)	障害	非行	育成	その他
1 週間以内	人	人	人	人	人	人
1 週間以上 2 週間以内	人	人	人	人	人	人
2 週間以上 4 週間以内	人	人	人	人	人	人
4 週間以上 6 週間以内	人	人	人	人	人	人
6 週間以上 8 週間以内	人	人	人	人	人	人
8 週間（2 か月）以上	人	人	人	人	人	人

保護人数総数（実人数）	人
-------------	---

問 8 上表でご回答いただいた保護人数(実人数)のうち、職権を用いて保護した人数をご記入ください。

職権保護人数	人
--------	---

問 9 上表でご回答いただいた保護人数（実人数）のうち、保護開始時に施設定員超過により所内保護が難しく、他の施設（児童養護施設等）に保護委託を行ったケースはありますか。該当人数と委託先内訳をご記入ください。

委託先	児童養護施設	人	乳児院	人	障害児施設	人
	病院	人	里親	人	その他	人

委託人数総数（実人数）	人
-------------	---

問 10 2 か月以上保護の被保護児童がいると回答したところにお聞きします。その中で、もっとも保護期間が長期化した事例について、その理由等をご記入ください。（自由記入）

期間	年	か月
長期化の理由		

問 11 一時保護所で、保護期間が長期化しないように取り組んでいることがあれば、その取り組み内容等をご記入ください。（自由記入）

保護期間が長期化しないように取り組んでいること	
-------------------------	--

問 12 平成 26 年度 1 年間における一時保護所の退所人数と、退所先の内訳をご記入ください。

退所先	施設入所	人	保護者引き取り	人
	保護者以外（親族等）	人	里親委託	人
	その他	人		

退所人数総数（実人数）	人
-------------	---

問 13 一時保護所での被保護児童の受け入れについて、入所日などを決めていますか（緊急対応等を除く）。（1 つに○）

1. おおむね月に 1 回	2. おおむね 2 週間に 1 回
3. おおむね毎週 1 回	4. 随時受け入れている
5. その他（ ）	

■一時保護所の施設・設備の状況についてお聞きします。

問 14 一時保護所の施設について、延べ床面積、建築・増改築年をご記入ください。

※大規模増改築をされている場合は、直近の増改築年をご記入ください。

延べ床面積	m ²	建築・増改築年（西暦）	年
-------	----------------	-------------	---

問 15 一時保護所の被保護児童の居室について、室数、面積をご記入ください。（区分ごとに記入）

※個室以外の部屋については、人数を記載のうえご記入ください。

※同区分の部屋で面積に違いがある場合は、平均した面積をご記入ください。

区分	室数	1 室の面積
個 室	男子用 [] 室	m ²
	女子用 [] 室	
	性別区分なし（状況により調整） [] 室	
[] 人部屋	男子用 [] 室	m ²
	女子用 [] 室	
	性別区分なし（状況により調整） [] 室	
[] 人部屋	男子用 [] 室	m ²
	女子用 [] 室	
	性別区分なし（状況により調整） [] 室	
[] 人部屋	男子用 [] 室	m ²
	女子用 [] 室	
	性別区分なし（状況により調整） [] 室	

問 16 一時保護所に以下の設備・場所はありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 運動場	2. 体育館	3. 遊戯室・プレイルーム
4. 学習室	5. 図書室	6. 保育室
7. カウンセリングルーム	8. 静養室	9. 医務室・保健室

■被保護児童への支援や生活に関することについてお聞きします。

問 17 被保護児童の権利擁護について、一時保護所で取り組んでいることをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保護児童の権利擁護について、職員が遵守すべき事項や配慮すべき事項等を、マニュアル、研修などを通じて職員に周知している 2. 施設のしおりなどに、一時保護所の権利擁護の取り組みや、自らの権利を守ることなどについてわかりやすく記載している 3. 入所時などにおいて、被保護児童に対し、一時保護所の権利擁護の取り組みや、自らの権利を守ることなどについて個別に理解を得るようにわかりやすく説明している 4. 入所時などにおいて、一時保護が必要となった理由、施設での生活で自由が一部制限されることや、そのことが必要な理由などを、個別に理解を得るようにわかりやすく説明している 5. 被保護児童のプライバシーに配慮した施設の運用や、処遇・支援等を行っている 6. 体罰、威圧的な態度・言動、セクハラなどの禁止、児童の人格を辱めたり自尊心を傷つけるような指導はしないなど、職員のふるまい方について、マニュアルの整備や研修などを行っている 7. 児童の権利擁護のために、職員の自己チェックや相互検証などのしくみを整備している 8. その他 () |
|--|

<p>【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】</p>

問 18 被保護児童からの意見や、要望・苦情などの聞き取りのために、一時保護所で取り組んでいることをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

また、その中で特に効果的と思われる取り組みがあれば、下欄に番号を記入してください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童へのアンケートなどを実施している 2. 意見箱の設置などを行っている 3. 児童による会議や、職員との意見交換の場などを設置している 4. 担当職員とは別に、児童からの要望・苦情等を受け付ける窓口職員を配置している 5. 外部の機関等と連携して、児童からの要望・苦情等を受け付ける窓口を設置している 6. 窓口職員や外部機関窓口などが出向き、自ら意見や要望・苦情等を言いづらい児童にも配慮して話を聞く機会などを設けている 7. 担当職員とは別の、要望・苦情等の窓口となる職員が児童に聞き取りを行っている 8. 障害のある児童やコミュニケーションの苦手な児童等にも配慮し、適切に意見、要望・苦情等の聞き取りを行うためのマニュアル等を整備している 9. その他 () |
|---|

<p>上記で特に効果的と思う取り組み(番号1つを選んで記入) ⇒</p>	<input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>
--------------------------------------	--

<p>【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】</p>

問 19 前問で1つ以上の回答をされたところにお聞きします。寄せられた意見や要望・苦情などについて、どのように対応していますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 所定の様式にまとめるなど記録を行い、職員間で情報共有できるようにしている
2. 職員会議等で対応方策を検討するなど、改善・解決に向けた取り組みを行っている
3. 意見や要望・苦情の内容によっては、児童相談所の他部門や外部の専門機関等の支援も得ながら改善・解決に向けた取り組みを行っている
4. 意見や要望・苦情、その対応方策等の内容については、プライバシー等に配慮したうえで児童にもフィードバックするようにしている
5. その他 ()

問 20 学習支援・保育について、一時保護所で取り組んでいることをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

1. 教員資格等を有する職員が授業を行っている
2. 学校に在籍している正規の教員による授業を受ける機会をつくっている
3. 被保護児童が在籍する学校と連携して、カリキュラムや教材、試験問題などを準備している
4. 年齢に応じた学習スペースを用意し、授業などを行っている
5. 個々の進度に応じた学習プログラムを整備している
6. 児童の要望等をふまえ、補講を行うなどの支援をしている
7. 教科書のほか、自習に使うことのできるさまざまなレベルの参考書や問題集などを用意している
8. 就学前児童の保育に関し、発達段階に応じたさまざまな遊び、屋外保育、読み聞かせなどの適切な保育メニューを用意している
9. 就学前児童の保育のための多様な絵本、遊具などを用意している
10. その他 ()

【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】

問 21 平成 26 年度 1 年間に保護を開始した児童で、一時保護所から学校（在籍校、最寄校等）への通学を認めた児童はいますか。(いずれかに○)

1. いない
2. いる ⇒ (「いる」を回答した場合、人数をご記入ください)
 - ①小学校 [] 人
 - ②中学校 [] 人
 - ③高校 [] 人

問 22 一時保護所での生活に関し、以下にあげたようなルールや約束事などが文書としてありますか。ルールや約束事などの有無と、児童に文書などで明示的に知らせているかどうかについてご回答ください。(各項目について、ルールの有無と明文化の質問それぞれに○)

	ルールの有無		ルールの明文化	
	ある	ない	ある	ない
①起床・就寝時間や、日課として児童がしなければならないことなどの決まり	1	2	1	2
②暴力、器物損壊、窃盗などの触法行為の禁止	1	2	1	2
③他児童への嫌がらせ、からかい、おどし、いじめ、暴言など、相手を貶めたり傷つける行為の禁止	1	2	1	2
④衣服など必要なもの以外の私物持込み禁止	1	2	1	2
⑤無断での外出の禁止	1	2	1	2
⑥無断での外部との連絡の禁止	1	2	1	2
⑦化粧やアクセサリ着用等の禁止	1	2	1	2
⑧男女間の会話の禁止	1	2	1	2
⑨男女交際の禁止	1	2	1	2
⑩他児童の居室への立ち入りの禁止	1	2	1	2
⑪携帯ゲーム機等の使用禁止	1	2	1	2
⑫他児童から本人の過去の話や聞く/他児童に自分の過去の話をすることの禁止	1	2	1	2
⑬他児童から本人の住所・連絡先などを聞く/他児童に自分の住所・連絡先などを教えることの禁止	1	2	1	2

問 23 一時保護所入所時に、生活のルールや約束事などについて、児童にどのように説明していますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 施設での生活について、子ども向けにわかりやすく説明した施設のしおりを用意し、渡している 2. 個々の児童の状況などをふまえ、個別にわかりやすく説明している 3. 説明や指導にあたって、児童の年齢や状況などに応じて配慮すべき事項等をまとめたマニュアル等を整備している 4. 入所日などのタイミングで、児童を集めた場で説明している 5. その他 ()

問 24 被保護児童の一時保護所での生活について、特に留意していること、取り組んでいることなどがあればご記入ください。(あてはまるものすべてに○)

①児童の施設内での活動の工夫、プライバシーや安全確保のための工夫など
1. 年齢に応じて時間帯を区切って運動場や園庭、遊戯室等を使うなど、児童が楽しく安全に活動できるように工夫をしている 2. 生活空間はバリアフリーに配慮したつくりとしている 3. 女子専用のスペースなどを用意している 4. 児童がひとりで静養できるスペースなどを用意している
【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】

②イベント、行事、子どもの希望等をふまえた企画の工夫など

5. イベントや行事を行う際には、企画や運営等に児童が参加する機会がある
6. 発達段階や障害の有無などにも配慮し、いろいろな児童が参加しやすいイベントや行事を工夫している
7. 外出をとまなうイベントや行事も、できるだけ多く行うようにしている
8. 食事の献立に関して、児童の希望の聞き取りをしている

【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】

③基本的な生活習慣に関すること

9. 児童の発達段階に応じた適切な生活習慣（食事、入浴、排せつ等）が身に付くように、日頃のケアの中で支援をしている
10. 児童の状況に応じて、食事の支度や後片付け、居室の掃除や整理整頓、衣類の管理など、生活の自己管理ができるように支援をしている
11. 食事の時間や入浴の時間などについては、集団生活の中でもできるだけ日常の生活リズムに近くなるように時間帯等の配慮をしている
12. 入浴は希望に応じて個別入浴も可能としている
13. テレビの視聴やゲーム機の利用は時間を決めるなど、生活習慣の乱れが生じないように支援をしている

【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】

④児童の健康管理に関すること

14. 入所時のほか、定期的に健診を受けさせている
15. 児童の予防接種歴などを確認し、必要に応じて予防接種等を受けさせている
16. 児童の体調等にも配慮した適切な室温・空調管理などを行っている
17. 児童の状況に応じて、正しい食生活、運動、睡眠などに関する知識を与える等、自ら健康増進・健康管理ができるように支援をしている

【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】

⑤児童間のトラブルやいじめ等の予防や対応方策など
<p>18. 児童間のトラブルやいじめなどを予防するため、日頃のケアの中で観察する児童間の人間関係や注意点・対応方針などを整理し、担当者で共有している</p> <p>19. トラブルやいじめなどが発生した場合、対応の方策や留意すべき事項などをまとめたマニュアル等を整備している</p> <p>20. トラブル等で児童の私物チェックが必要になった場合は、信頼のある職員が本人の了解を得て本人同席のもとで行うなど、プライバシー等に配慮した対応をしている</p> <p>-----</p> <p>【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】</p>
⑥障害のある児童や健康面・心理面で支援が必要な児童への対応方策など
<p>21. 障害のある児童や健康面・心理面で支援が必要な児童のケアについて、医療機関など外部の専門機関等からの情報や助言を得られる体制をとっている</p> <p>22. 障害のある児童や健康面・心理面で支援が必要な児童への対応の方策や、留意すべき事項などをまとめたマニュアル等を整備している</p> <p>23. 状態の悪化など緊急時に対応できるよう、主治医との緊急時の連絡方法、時間外等における連絡・搬送先など、医療機関等との連携体制を整備している</p> <p>24. 障害のある児童や健康面・心理面で支援が必要な児童が、他の児童とも適切な交流ができるように配慮をしている</p> <p>-----</p> <p>【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】</p>
⑦無断外出への対応方策など
<p>25. 無断外出に備え、対応の方策や留意すべき事項などをまとめたマニュアル等を整備している</p> <p>26. 無断外出から帰った児童に対し、振り返りのプログラムを用意するなど適切な反省のための支援を行っている</p> <p>-----</p> <p>【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】</p>
⑧その他
<p>27. 乳幼児担当職員の配置や乳幼児の専用スペースを用意するなど、乳幼児を適切に受け入れるための体制を整備している</p> <p>28. 外国籍の児童などに関し、外部の専門機関等と連携するなど、宗教、文化、生活習慣の違い等に配慮しつつ受け入れるための体制を整備している</p> <p>-----</p> <p>【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】</p>

■施設の運営に関することについてお聞きします。

問 25 一時保護所の職員のスキルアップ、専門性の向上などに向けた取り組みについて、取り組んでいることをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

1. 児童相談所内、一時保護所内で職員の研修会や勉強会などを実施している
2. 外部から指導者を招聘してスキルの評価や指導を受ける機会を設けている
3. 外部研修の受講や他の福祉施設での実地研修などの機会を設けている
4. 職員のキャリアパスに研修受講などの計画を盛りこんでいる
5. その他 ()

【特に取り組んでいること・特記事項等があればご記入ください】

問 26 一時保護所の施設運営における職員体制について、どのように感じられますか。(1つに○)

1. 職員数がかなり不足している
2. 職員数がやや不足している
3. 全体的に不足はしていないが、特定の職種等に不足がある
4. 不足はしていない

問 27 前問で3. を回答されたところにお聞きします。不足している職種等をご記入ください。(自由記入)

問 28 被保護児童に関する児童相談所のケース会議（援助方針会議等）への、一時保護所の職員の参加はどのようにされていますか。(1つに○)

1. 一時保護所の職員は参加しないことが多い
2. 一時保護所の管理職のみが参加する
3. 必要に応じて一時保護所の担当職員も参加する
4. その他 ()

問 29 一時保護所の職員は、以下のような渉外活動等を行うことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 要保護児童対策地域協議会への参加
2. 医療機関等への付き添い・同行
3. 警察等への付き添い・同行・立ち合い
4. 家庭訪問への同行
5. 保護委託先への訪問・調整・付き添い
6. 講師、アドバイザー等の立場での外部機関等への訪問・支援
7. その他 ()

問 30 児童相談所の他部門や外部の専門機関等と一時保護所との連携について、どのように感じられますか。(1つに○)

1. 十分に連携が取れている
2. 適宜連携は取れていると思うが、さらに向上の余地がある
3. あまり連携が取れていないと感じる
4. その他 ()

問 31 前問で1. 2. を回答されたところにお聞きします。

(1. の場合) 連携で特筆すべきことがあればご記入ください。

(2. の場合) さらにどのような連携が望まれるかをご記入ください。(自由記入)

問 32 一時保護所の施設運営において、以下にあげる事項への取り組み状況についてご回答ください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護所の運営方針、理念等について文書化するなど、業務における共通意識の醸成、意思統一等を図っている
2. 児童や家族の状況、アセスメント結果などの記録に所定の様式を定めるなど、関係者が情報共有しやすい体制を整備している
3. 緊急受入れ等において、多様な状況に対応できるようにマニュアルの整備や体制づくりを行っている
4. 一時保護所で扱う個人情報や機密情報の管理に留意し、情報漏えい防止等の対策を講じている
5. 事故や災害等に備えた安全管理マニュアルの整備や、防災訓練などを実施している
6. 施設運営の継続的な改善のため、定期的に内部評価を行っている
7. 施設運営の継続的な改善のため、定期的に第三者評価を受けている
8. その他 ()

